

大島町地域防災計画

(平成29年度修正)

大島町防災会議

第 1 編 震災対策編

《震災対策編 目次》

第1部 総 則	1
第1章 計画の方針	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の前提	1
第3節 計画の修正	1
第4節 他の法令に基づく計画との関係	1
第5節 計画の習熟	2
第2章 防災関係機関の役割	3
第1節 防災関係機関の業務大綱	3
第2節 町民・地域（自主防災組織等）及び事業所の基本的責務	7
第3章 大島町の概況・災害環境	9
第1節 地 勢	9
第2節 面 積、人 口	10
第3節 産業等	11
第4節 災害履歴	12
第5節 被害想定	13
第2部 災害予防計画	15
第1章 災害に強い島の創造	15
第1節 災害に強いまちづくり	15
第2節 災害危険区域等の調査	16
第3節 防災の調査研究	16
第4節 防災行政無線施設の整備、充実	16
第5節 港湾及び漁港施設防災計画	17
第6節 海岸保全計画	18
第7節 道路防災計画	18
第8節 農林漁業防災計画	19
第9節 建築物防災計画	19
第10節 文化財防災計画	20
第11節 社会公共施設防災計画	20
第2章 地域防災力の向上	21
第1節 計画方針	21
第2節 職員の防災教育	21
第3節 住民に対する防災知識の普及	22
第4節 学校教育における防災教育	22
第5節 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	23
第6節 防災訓練	23
第7節 自主防災組織の育成	24
第8節 ボランティア対策	25
第9節 避難行動要支援者への対策	26
第10節 事業継続計画の策定	28
第3部 災害応急・復旧対策計画	29
第1章 活動態勢	29
第1節 町の責務	29

第2節	町の活動態勢	29
第3節	防災機関の活動態勢	29
第4節	災害対策本部の組織及び運営	30
第5節	大島町災害対策本部の組織及び分掌事務	31
第6節	職員の配備態勢	35
第7節	町防災会議の招集	37
第2章	情報の収集・伝達	38
第1節	通信連絡系統	38
第2節	通信態勢	38
第3節	通信途絶時に対する措置	39
第4節	災害情報の収集及び伝達	41
第5節	被害状況等の報告	42
第6節	災害時の特別調査	43
第7節	災害広報・広聴活動	44
第3章	応援協力・災害ボランティアの確保	46
第1節	応援協力の方針	46
第2節	応急措置等の要請要領	46
第3節	公共的団体等の協力体制確保	48
第4節	自衛隊への災害派遣要請	49
第5節	海上保安庁への支援要請	51
第6節	災害ボランティアの確保	51
第4章	警備・交通規制	53
第1節	警備活動	53
第2節	交通規制	53
第5章	医療救護・遺体等の取扱い	55
第1節	医療及び救護活動計画	55
第2節	保健衛生	59
第3節	防疫	61
第4節	動物救護	62
第5節	遺体の搜索、収容及び検視・検案等	63
第6節	火葬等	67
第7節	遺失物等の保管、引渡し	68
第6章	避難対策	69
第1節	避難態勢	69
第2節	緊急避難場所、指定避難所の指定及び安全化	73
第3節	避難所の開設・運営	74
第4節	要配慮者の安全対策	76
第5節	島外への避難	77
第7章	水・食料・物資・輸送対策	78
第1節	飲料水の供給	78
第2節	食料の供給	79
第3節	生活必需品等の供給	80
第4節	救援物資の受入れ・管理	81
第5節	燃料の調達	81

第6節	緊急輸送路の整備	81
第7節	輸送車両等の確保	83
第8章	ごみ処理・し尿処理・トイレ対策・がれき処理	86
第1節	ごみ処理	86
第2節	し尿処理・トイレ対策	86
第3節	がれき処理	87
第4節	障害物の除去	89
第9章	ライフライン対策	91
第1節	水道施設	91
第2節	電気施設	92
第3節	通信施設	94
第10章	公共施設対策	95
第1節	公共土木施設等	95
第2節	社会公共施設等	96
第11章	応急仮設住宅・生活対策	98
第1節	被災住宅の応急修理	98
第2節	応急仮設住宅の供給	99
第3節	被災住宅の応急危険度判定	100
第4節	被災宅地の応急危険度判定	100
第5節	被災者の生活確保	101
第6節	義援金の募集・配分	103
第7節	罹災証明	104
第8節	中小企業者、農林漁業者への支援	106
第12章	応急教育・応急保育	108
第1節	応急教育	108
第2節	応急保育	109
第13章	災害救助法・激甚災害の運用	111
第1節	災害救助法の運用	111
第2節	激甚災害の指定計画	115
第4部	南海トラフ地震防災対策推進計画	117
第1章	総則	117
第1節	推進計画の目的	117
第2節	防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱	117
第2章	関係者との連携協力の確保	118
第1節	資機材、人員等の配備・手配	118
第2節	他機関に対する応援要請	118
第3節	帰宅困難者への対応	118
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	119
第1節	津波からの防護	119
第2節	津波に関する情報の伝達等	119
第3節	避難指示（緊急）等の発令基準	120
第4節	避難対策等	120
第5節	消防機関等の活動	122
第6節	水道、電気、ガス、通信	122

第7節	交通	123
第8節	町が自ら管理等を行う施設に関する対策	123
第9節	迅速な救助	124
第4章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	125
第5部	東海地震事前対策	126
第1章	対策の目的・考え方	126
第1節	策定の趣旨	126
第2節	基本的な考え方	126
第3節	前提条件	127
第2章	町民、地域（自主防災組織等）及び事業所等のとるべき措置	128
第1節	町民のとるべき措置	128
第2節	地域（自主防災組織等）のとるべき措置	130
第3節	事業所のとるべき措置	130
第3章	災害予防対策	132
第1節	広報及び教育	132
第2節	事業所に対する指導	134
第3節	防災訓練	135
第4章	東海地震に関する調査情報（臨時）・注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置	137
第1節	東海地震調査情報（臨時）発表時の対応	137
第2節	東海地震注意情報発表時の対応	137
第5章	警戒宣言時の対応措置	141
第1節	活動態勢	141
第2節	警戒宣言、地震予知情報等の伝達	143
第3節	消防対策及び危険物対策	145
第4節	津波対策	147
第5節	警備対策及び交通対策	147
第6節	公共輸送対策	149
第7節	学校、医療施設、福祉施設対策	151
第8節	不特定多数の者の集まる施設の対策	154
第9節	電話、通信対策	155
第10節	電気、上水道対策	156
第11節	生活物資対策	157
第12節	金融対策	158
第13節	避難対策	158
第14節	救援・救護対策	158

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条及び大島町防災会議条例（昭和38年条例第23号）の規定に基づき、大島町防災会議が作成する計画であって、町、都及び関係機関ならびに町民が一体となって、その有する全機能を有効に発揮して、町の地域における災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を迅速・適切に実施することにより、町民や一時滞在者の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

※資料編「資料第1 大島町防災会議条例」

※資料編「資料第51 災害対策基本法（抜粋）」

第2節 計画の前提

この計画は、1986年11月に発生した伊豆大島噴火の経験、2013年10月に発生した台風26号に伴う土砂災害、2011年の東日本大震災をはじめ国内外で発生した災害の教訓や提言（「平成25年伊豆大島土砂災害第三者調査委員会報告書」等）、また、近年の社会環境の変化及び町民、町議会等の各種提言を、可能な限り反映する。

また、この計画は、災害時の被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、政策・方針決定過程及び防災の現場においては、要配慮者や男女共同参画の視点に配慮して防災対策を推進するものとする。

さらに、2013年台風26号に伴う土砂災害から復興と再生を図るための基本計画である「大島町復興計画」（平成26年9月）と連動させ、「被災を繰り返さないまちづくり」及び「安心して住み続けられるまちづくり」を推進する。

第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは町防災会議においてこれを修正する。町及び防災関係機関は、その関係のある事項について、計画修正案を町防災会議に提出する。

ただし、緊急かつ重大な修正を要する事項については、その都度町防災会議に提出する。

また、地区居住者等が地区防災計画を提案した場合には、町防災会議は本計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

第4節 他の法令に基づく計画との関係

この計画は、町の地域における災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであって、災害対策基本法、南海トラフ地震等に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法等に基づく指定行政機関等の防災業務計画及び東京都地域防災計画（南海トラフ地震防災対策推進計画を含む。）と矛盾し、または抵触するものであってはならない。また、活火山対策特別措置法、土砂災害警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律等に規定された地域防災計画に定めるべき事項等をこの計画に定めるものとする。

第5節 計画の習熟

各防災機関は、平素から危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第2章 防災関係機関の役割

第1節 防災関係機関の業務大綱

町及び防災関係機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

(大島町)

機関の名称	事務または業務の大綱
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 町防災会議に関する事 2 防災に係る組織及び施設に関する事 3 災害情報の収集及び伝達に関する事 4 緊急輸送の確保に関する事 5 避難の勧告等及び誘導に関する事 6 消防及び水防に関する事 7 医療、防疫及び保健衛生に関する事 8 外出者の支援に関する事 9 応急給水に関する事 10 救助物資の備蓄及び調達に関する事 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関する事 12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関する事 13 公共施設の応急復旧に関する事 14 災害復興に関する事 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関する事 16 自主防災組織の育成に関する事 17 事業所防災に関する事 18 防災教育及び防災訓練に関する事 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関する事

(東京都)

機関の名称	事務または業務の大綱
東京都大島支庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害予防、災害応急対策及び災害復旧の実施、連絡調整に関する事 2 都災害対策本部地方隊に関する事 3 火薬類の許可等に関する事
東京都島しょ保健所 大島出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び防疫に関する事 2 その他保健衛生、救助及び保護に関する事
島しょ農林水産総合 センター大島事業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都漁業用海岸局を通じた漁船への情報伝達に関する事 2 農漁業の災害応急対策に関する事 3 所属船舶の運用、管理に関する事
東京都教育庁 大島出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関する事 2 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関する事
警視庁大島警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害実態の把握と各種情報の収集に関する事 2 交通規制に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> 3 緊急通行車両確認標章の交付に関する事 4 被災者の救出救助及び避難誘導に関する事 5 行方不明者の捜索及び調査に関する事 6 公共の安全と秩序の維持に関する事 7 遺体の死因及び身元の調査に関する事（検視）
--	---

(指定地方行政機関)

機 関 の 名 称	処 理 す べ き 事 務 ま た は 事 務 の 大 綱
東京管区気象台	<ul style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、水象の観測、通報、調査に関する事 2 気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関する事 3 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。)、水象の予報及び特別警報・警報、ならびに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災機関への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関する事 4 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)に係る緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関する事 5 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関する事 6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時における、都や町に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関する事 7 都や町、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関する事
気象庁火山監視・警報センター 伊豆大島火山防災連絡事務所	<ul style="list-style-type: none"> 1 火山の観測に関する事 2 噴火警報等の内容の解説に関する事 3 火山防災に関する各機関との連絡・調整に関する事
東京航空局 (大島空港出張所)	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関する事 2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事
第三管区海上保安本部 (下田海上保安部)	<ul style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言、津波情報等の伝達に関する事 2 災害に関する情報の収集に関する事 3 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関する事 4 排出油の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関する事 5 海上交通安全の確保(船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧)に関する事 6 海上における治安の維持に関する事 7 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関する事 8 その他、震災応急対策に必要な事項

(自衛隊)

機関の名称	処理すべき事務または事務の大綱
陸上自衛隊 (第1師団)	1 災害派遣の計画及び準備に関すること (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること (1) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与

(指定公共機関)

機関の名称	処理すべき事務または事務の大綱
東京電力パワーグリッド(株)大島事務所	1 電気施設等の建設ならびに安全保安に関すること 2 災害時における電力の需給に関すること
NTT東日本東京西支店設備部門伊豆大島サービスセンター	1 通信及び電話施設の建設ならびにこれらの施設の保全に関すること 2 災害非常通話の調整及び気象予警報の伝達に関すること
(株)NTTドコモ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設ならびにこれらの施設の保全に関すること 2 災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること
KDDI(株) ソフトバンク(株)	1 重要通信の確保に関すること 2 災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること
日本郵便(株) 大島郵便局 波浮港郵便局 大島集配センター 波浮港集配センター	1 郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること 2 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いに関すること (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除等 (3) 被災地宛救助用郵便物の料金免除 (4) 被災者援助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
ヤマト運輸 (伊豆大島営業所)	1 災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資等の輸送に関すること

(指定地方公共機関)

機関の名称	処理すべき事務または事務の大綱
東海汽船(株)	1 船舶ならびに旅客及び貨物のための施設の保全に関すること 2 災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること

(協力機関)

機関の名称	処理すべき事務または事務の大綱
大島社会福祉協議会	1 災害ボランティアセンターの運営に関する事 2 要配慮者の支援に関する事
大島旅客自動車(株)	1 旅客の安全確保及び自動車施設等の安全確保に関する事 2 災害時における車輦による避難者の輸送の協力に関する事
大島運送機関代表	1 災害時における救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事
大島建設業協会	1 災害時における建設活動の協力に関する事
大島町商工会	1 災害時における救助物資・復旧資材の確保に関する事 2 被災商工業者への経営指導に関する事
大島漁業連絡協議会	1 農漁業施設等の保全に関する事
(一社)伊豆大島農業生産組合	2 生活必需品、復旧資材等防災関係資材の供給の協力に関する事 3 災害時における食料確保の協力に関する事 4 災害時における漁船による救援物資及び避難者の輸送の協力に関する事
大島町婦人会	1 災害時における炊出し及び救護活動の協力に関する事

第2節 町民・地域（自主防災組織等）及び事業所の基本的責務

1. 基本的考え方

町民、地域（自主防災組織等）及び事業所の防災に対する基本的な考え方は、次のとおりとする。

町 民	町民は、災害から自らを守るため、日頃から町や防災関係機関または地域が行う防災事業などに積極的に参加し、訓練などを通じて防災意識を養い、自らの生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。また、災害が発生したときは、地域住民相互で協力し、被害の拡大防止に努めるものとする。
地 域 (自主防災 組織等)	地域は、災害時に地元住民による自主防災活動が効果的に行われるよう、平常時から災害に備えた組織づくりを行い、防災訓練の実施に努めるものとする。また、災害が発生したときは、地域の組織を活用し、被害の拡大防止、被災者の救援に努めるものとする。
事 業 所	事業所は、事業活動にあたっては、その社会的責務を自覚し、減災のために最大限の努力を払うとともに、日頃から町や防災関係機関または地域が行う防災事業などに積極的に参加するものとする。また、災害が発生したときは、地域住民と協力し、被害の拡大防止、被災者の救援に努めるものとする。

2. 町民の責務

町民は、「自らの身の安全は自らが守る」という自助の考えを防災の基本とし、日頃から自主的に防災意識を養い災害に備えるものとする。また、地域コミュニティの醸成に努め、災害時に近隣の住民と連携して災害に立ち向かえる良好な地域社会の形成に努める。このため、町民は、次の事項について適切な備えを講ずるものとし、この備えが、災害時の減災につながるものである。

- (1) 自宅の耐震性及び耐火性を確保し、災害に備える措置を講ずるよう努める。
- (2) 家具等の転倒落下防止を講じ、家庭内の予防安全対策に努める。
- (3) 災害時の出火防止に努め、初期消火に必要な用具を備えておく。
- (4) 食料、飲料水及び生活必需品等を備蓄しておく。
- (5) 避難の経路、場所及び方法について確認する。
- (6) 町や防災関係機関及び地域の実施する防災行事に積極的に参加する。
- (7) 過去の災害から得られた教訓の伝承に努める。

3. 地域（自主防災組織等）の責務

災害の規模により、防災関係機関の救助・救援活動に支障を来たす状況になった場合、災害発生初動期の住民相互の助け合いによる人命救助や初期消火は、「自分たちの町は、自分たちで守る」という共助の考えから、大変重要な活動である。このため、地域は、次の事項について適切な備えを講ずるものとする。

- (1) 自主防災組織活動の活発化を図る。
- (2) 町や防災関係機関の実施する防災訓練に積極的に参加する。
- (3) 地域の実情を考慮した組織体制とする。
- (4) 自主防災組織内の防災役員の育成に努める。

4. 事業所の責務

事業所は、従業員や顧客等の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献などの役割を認識し、地域防災力の担い手として、次の事項について適切な備えを講ずるものとする。

- (1) 事業所内のオフィス家具類の転倒・落下防止対策を講じ、従業員等の安全確保に努める。
- (2) 防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。
- (3) 防災計画を作成し、初動態勢の確保に努める。
- (4) 災害発生時の従業員や顧客等への迅速・的確な情報伝達に努める。
- (5) 特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害発生時の施設利用者の安全確保に努める。
- (6) 事業所の持つ組織的な防災力を活用して災害対策にあたり、町、防災関係機関及び地域住民との協力体制を推進する。
- (7) 災害応急対策や災害復旧に必要な物資の供給やサービスを提供する事業者は、災害時にも事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国、都または町が実施する防災に関する施策に協力する。

第3章 大島町の概況・災害環境

第1節 地 勢

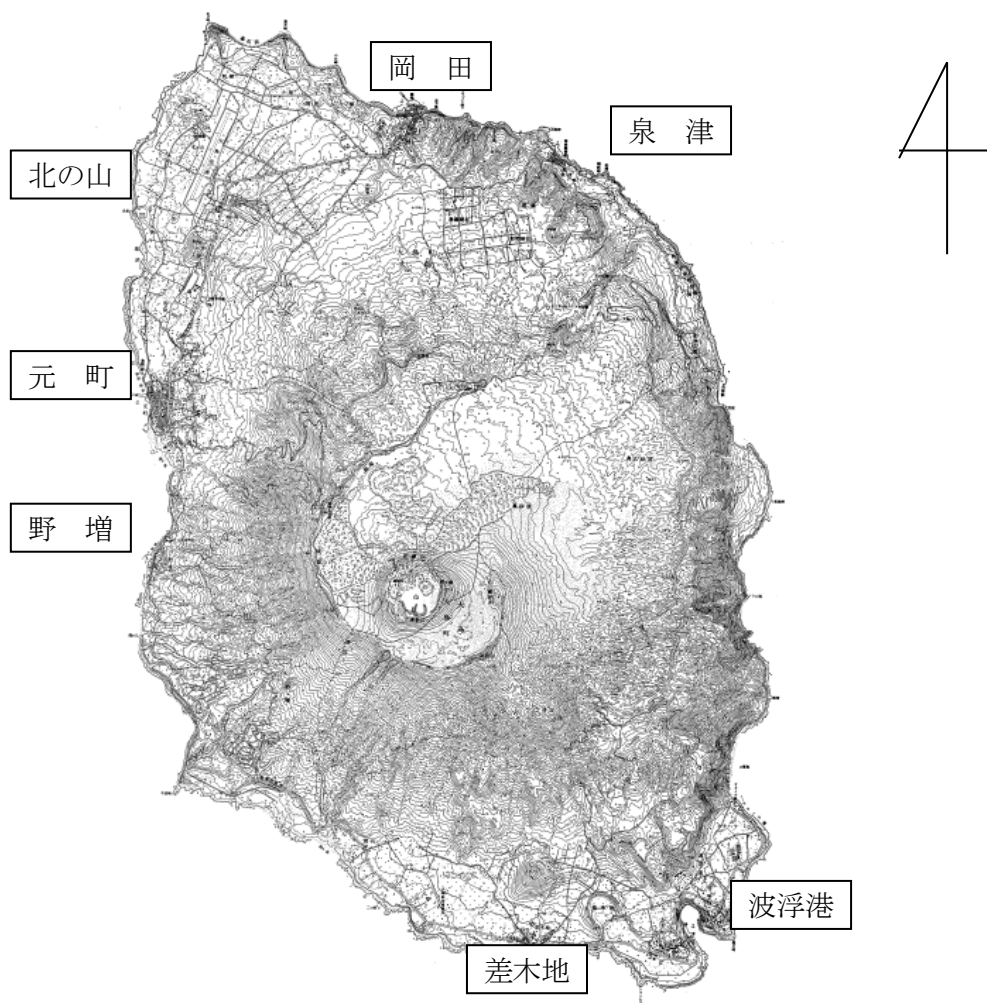
大島は、東京から南南西約120kmの海上に位置し、東西9km、南北15km、周囲52km、面積90.76km²の伊豆諸島最大の島である（平成27年10月現在）。

島の成因は、富士火山帯に属する海底火山によってできたもので、島の中央には流動性火山として知られる三原山（標高758m）がそびえ、島の大部分は玄武岩質で形成されている。

有史以来、噴火活動はおもに三原山の中央火口で起きていたが、昭和61年11月の噴火では中央火口北側カルデラ内と外輪山北側斜面に新たな割れ目噴火口が出現し、全住民の島外避難に発展した。

大島の東側海岸は断崖絶壁であるが、西側は勾配の緩やかな平地であるため、島内7つの集落が海岸に沿って形成発達している。

中央に位置する三原山を取り囲み、全島面積の約7割は山林原野となっており、島の97%が自然公園法の規制区域のため、自然景観や生態系は保護されている。また、黒潮の影響を受け、気温の較差は小さく、温暖多湿な海洋性気候であるが、冬の季節風と春先の低気圧は強風を、そして、台風は多雨となるが、地質・地形の関係で洪水等になることはほとんどない。



第2節 面積、人口

1. 面積（土地利用別面積）

大島町の土地利用別の面積は、以下のとおりである。

種 別	面 積 (k m ²)	割 合 (%)
宅 地	3. 4 7	3. 8 2
畑	1 2. 6 4	1 3. 9 3
山 林	4 6. 9 6	5 1. 7 4
原 野	1 7. 8 0	1 9. 6 1
そ の 他	9. 8 9	1 0. 9 0
合 計	9 0. 7 6	1 0 0. 0 0

(平成 25 年 1 月 1 日現在)

2. 人 口

大島町の人口は、昭和 2 7 年に 1 3, 0 0 0 人を記録したが、その後、昭和 4 0 年代の離島ブームによる観光の活性化や、オイルショック等によるUターン現象で、一時増加傾向を示した時期もあるが、出生数の減少や就職等による島外への流出などで昭和 5 0 年頃より減少傾向が続いている。

(平成 29 年 1 月 1 日現在)

区分	住 民 基 本 台 帳 人 口						合 計		世帯数
	0～14歳 年 少		15～64歳 生産年齢		65歳以上 老 年		男	女	
	男	女	男	女	男	女			
元 町	163	149	759	632	368	460	1, 290	1, 241	1, 445
	312		1391		828		2, 531		
北の山	100	97	341	319	237	320	678	736	789
	197		660		557		1, 414		
岡 田	62	53	225	200	121	185	408	438	456
	115		425		306		846		
泉 津	9	16	86	73	77	98	172	187	213
	25		159		175		359		
野 増	21	11	129	103	98	124	248	236	224
	32		232		222		486		
差木地	72	60	568	389	293	332	933	781	666
	132		957		625		1, 714		
波浮港	21	21	283	137	82	121	386	279	474
	42		420		203		665		
合 計	448	407	2391	1853	1276	1640	4, 115	3, 900	4, 782
	855		4244		2916		8, 015		
比率%	11%		53%		36%		100%		

第3節 産業等

1. 産業別就業人口

平成22年度国勢調査

	第一次産業			第二次産業			第三次産業							
	農 業	林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	製 造 業	卸 売 業	小 売 業	金 融 業	不 動 産 業	通 信 運 搬 業	電 気 ・ 道 路 業	サ ー ビ ス 業	公 務
就業人口	188	4	103	-	544	119	567		87	177	25	1,991	333	5
計	295			664			3,180							

2. 農 業

(1) 農業戸数、農業人口及び就業人口（販売農家）

2015年農林業センサス

農 家 戸 数				就 業 人 口		
総 数	専 業	第一種	第二種	総 数	男	女
70	58	2	10	103	38	65

3. 漁 業

(1) 漁業戸数、就業人口

2013年漁業センサス

専・兼業別個人経営体人数					漁 家 人 口		
総 数	専 業	兼 業			総 数	男	女
		総 数	自営漁業 が主	自営漁業 が従			
107	66	41	25	16	133	117	16

(2) 登録漁船数の構成

(平成26年12月現在) (単位：隻)

地区名	船級	隻数	トン数計	馬力数計
泉 津	2級船			
	3級船	16	21.83	883
岡 田	2級船	2	17.30	440
	3級船	45	90.79	3,436
野 増	2級船	1	6.60	90
	3級船	19	32.20	1,181
差 木 地	2級船	2	19.90	210
	3級船	29	56.50	1,445
波 浮 港	2級船	4	44.10	470
	3級船	21	35.09	837
元 町	2級船	3	33.40	390
	3級船	30	41.71	1,300

(資料：大島支庁管内概要)

第4節 災害履歴

1. 地震・津波

昭和53年1月14日の伊豆大島近海地震では、島内で震度5の揺れを観測したほか、地震発生から約16分後に岡田港で70cmの津波を観測した。この地震により島内ではブロック塀の倒壊などの被害が発生した。

また、約300年前の元禄地震では、岡田地区に高さ10メートルの津波が到達し、56名が死亡した。

○地震・津波の主な履歴

地震名称	発生年月日	マグニチュード	津波の高さ	主な被害
元禄地震	1703年(元禄16年) 12月31日	8.2	10m	死者56人、家58棟・船18隻流出(岡田)
安政東海地震	1854年(安政1年) 12月23日	8.4	3m	
関東地震	1923年(大正12年) 9月1日	7.9	12m(岡田)	
房総沖	1953年(昭和28年) 11月26日	7.9	0.34m	
チリ地震	1960年(昭和35年) 5月23日	8.5	1.0m(岡田)	
八丈島東方沖	1972年(昭和47年) 12月4日	7.2	0.07m	
伊豆大島近海	1978年(昭和53年) 1月14日	7.0	0.7m(岡田) 0.18m(波浮沖) 0.1m(泉津)	ブロック塀の倒壊など
伊豆半島東方沖	1980年(昭和55年) 6月29日	6.7	0.57m(岡田) 0.10m(泉津)	

2. 大火

昭和40年(1965年)1月11日午後11時10分頃、瞬間最大風速36.2メートルの強風のもと、元町で出火し、翌12日の午前6時45分に鎮火した。

この火災で16万5,000平方メートルが焼失し、584棟418戸のほか、図書館、大島支庁、郵便局、法務局大島出張所、農協等の公共建物が全焼した。

罹災世帯は408世帯1,273人、被害総額は20億7,000万円となり、12日に災害救助法が適用されたほか、3月までに全国から1億2,880万円の見舞金が届いた。

3. 火山災害

第4編 第1部 第3章 「火山噴火の履歴」参照

第5節 被害想定

1. 都の想定（地震・津波）

都の「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成24年4月）及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」（平成25年5月）では、4つの首都直下地震及び南海トラフ巨大地震を想定した被害想定が行われており、元禄型関東地震（マグニチュード8.2）と南海トラフ巨大地震（マグニチュード9.1）については、大島においても大きな揺れや津波が予測されている。

元禄型関東地震の想定では、島の大部分が震度6弱以上の揺れ、津波の最大波高は地震発生から約11分後に9mほどに達すると予測される。また、揺れや急傾斜地の崩壊等に起因する建物の全半壊が約650棟、死者が約15人、負傷者は約89人に上ると予測される。

南海トラフ巨大地震の想定では、島の大部分が震度5強の揺れとなり、津波の最大波高は地震発生から約22分後に16mほどに達すると予測される。また、津波等に起因する建物の全半壊が約200棟、死者が約37人、負傷者は約21人に上ると予測される。

2. 町の想定（津波）

町は、平成24年7月に中央防災会議が公開した「津波避難対策検討ワーキンググループ報告」を踏まえ、大津波警報、津波警報、津波注意報の3段階に対応した津波浸水高（避難目標ライン）を設定した。

津波警報と津波注意報については、発表基準となる津波の高さを基本として津波の遡上と満潮位を考慮して避難目標ラインを設定した。

また、大津波警報については、内閣府及び東京都が予測した南海トラフ巨大地震及び元禄地震による地区別の最大の津波高を抽出し、津波の遡上と満潮位を考慮して避難目標ラインを設定した。

○津波浸水高（避難目標ライン）の設定要領

段階	設定式
大津波警報	各地区の最大津波高 × 2 ^{※2} ⇒ (5mごとに切り上げた値) ^{※4}
津波警報	3m ^{※1} × 2 ^{※2} + 1m ^{※3} = 7m ⇒ 10m ^{※4}
津波注意報	1m ^{※1} × 2 ^{※2} + 1m ^{※3} = 3m

※1 津波警報、津波注意報の基準値（予想される津波の高さ）

※2 遡上高の増分（津波の高さに対する割増係数）

※3 満潮位時の増分

※4 安全側を考慮した増分（5m単位で切り上げ）

○地震被害想定による予測被害量（都の想定）

想定	地震	元禄型関東地震		南海トラフ巨大地震		
	発生時期	冬・昼間	冬・深夜	冬・昼間	冬・深夜	
面積(k m ²)		91.06				
人口	夜間	8,461				
	昼間	8,490				
建物棟数	計	5,988				
	木造	5,092				
	非木造	896				
震度別面積率	5弱	0.00		0.00		
	5強	11.84		99.95		
	6弱	87.94		0.05		
	6強以上	0.22		0.00		
最大波高（島全体(m)）		8.69		15.76		
最大波高の到達時間(分)		11.1		22.4		
原因別建物全壊棟数	計	129		41		
	揺れ	19		0		
	液状化	0		0		
	急傾斜地崩壊	110		31		
	津波	0		10		
原因別建物半壊棟数	計	522		159		
	揺れ	385		65		
	液状化	0		0		
	急傾斜地崩壊	133		41		
	津波	4		53		
人的被害	死者	計	10	15	30	37
		揺れ	0	0	0	0
		急傾斜地崩壊	6	7	3	3
		津波	4	8	27	34
		屋外転倒・落下物	0	0	0	0
		火災	0	0	0	0
		屋内収容物(参考値)	0	0	0	0
	負傷者	計	72	89	22	21
		揺れ	61	76	9	12
		急傾斜地崩壊	9	9	3	3
		津波	2	4	10	6
		屋外転倒・落下物	0	0	0	0
		火災	0	0	0	0
		屋内収容物(参考値)	0	1	0	0
	うち重傷者	計	6	6	7	5
		揺れ	0	1	0	0
		急傾斜地崩壊	5	4	3	3
		津波	1	1	4	2
		屋外転倒・落下物	0	0	0	0
		火災	0	0	0	0
屋内収容物(参考値)	0	0	0	0		
自力脱出困難者		2	2	0	0	
津波要救助者		0	0	1	0	

第2部 災害予防計画

第1章 災害に強い島の創造

項目	町担当	関係機関
第1節 災害に強いまちづくり	各課、防災対策室	各防災関係機関
第2節 災害危険区域等の調査	防災対策室、消防本部	大島支庁
第3節 防災の調査研究	防災対策室	各防災関係機関
第4節 防災行政無線施設の整備、 充実	防災対策室	
第5節 港湾及び漁港施設防災計画	観光産業課	大島支庁
第6節 海岸保全計画	建設課、観光産業課	大島支庁
第7節 道路防災計画	建設課	大島支庁
第8節 農林漁業防災計画	観光産業課	大島支庁、都
第9節 建築物防災計画	消防本部	大島支庁
第10節 文化財防災計画	教育委員会	
第11節 社会公共施設防災計画		社会公共施設管理者

第1節 災害に強いまちづくり

町は、昭和61年（1986年）11月の噴火災害、平成25年（2013年）10月の台風26号による土砂災害など過去の災害の経験を生かし、第6次大島町基本構想及び地域防災計画に基づき事業展開を図り、地域の防災ネットワークの形成・強化を推進する。また、安全で快適なまちを創っていくために、災害等による被害を最小限に抑え、災害に強いまちづくりを進める必要がある。

そのため、安全で快適な住環境の創出に向け、ソフト面とハード面との効果的な連携を図ったまちづくりを推進していく。

1. 災害に強いまちづくりの推進（計画の基本的考え）

町（各課）及び防災関係機関は、災害の種類に応じた避難体制の充実を図り、住民等の安全を確保する。また、災害に強いまちづくりの推進にあたり、災害予防計画に掲げるものを整備推進していく。

2. 災害教訓の伝承

町（防災対策室）は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努める。

また、昭和61年の噴火災害や平成25年の土砂災害などの記憶を風化させないように、災害記録誌、メモリアル公園、火山博物館、防災の日の行事等を活用し、地域住民や観光客への災害教訓の伝承に努める。

第2節 災害危険区域等の調査

町（防災対策室、消防本部）及び都（大島支庁）は、所管する地域や施設について、毎年度末までに次の事項を調査・検討・報告するものとする。

1. 危険区域の調査

災害において、迅速かつ的確な災害応急対応が実施できるように、あらかじめ危険区域を調査するものとする。

調査事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 大雨による被害が発生するおそれのある地域
- (2) 崖崩れ等の土砂災害のおそれのある場所
- (3) 火災の延焼拡大のおそれのある地域
- (4) 倒壊のおそれのある建物等
- (5) 津波、高潮による災害のおそれのある場所
- (6) その他危険が予想される事項

2. 報告

各防災機関は、危険区域の調査の結果及びこれに必要な事業の計画について、町防災会議の事務局（防災対策室）に報告すること。

第3節 防災の調査研究

各防災機関は、防災に必要な調査研究を行い、相互にその成果及び資料を交換し、総合的かつ計画的に整備を推進するものとする。

また、大島町は、台風、地震、津波、噴火など自然災害の経験を有しているため、町（防災対策室）及び関係機関は防災研究機関等の誘致を含め、観測や研究に関する協力を推進していく。

第4節 防災行政無線施設の整備、充実

町（防災対策室）は、既存の防災行政無線の維持と、各地区の地域内における不感不聴地域の解消に努めるため、屋外放送施設の整備計画を定め、計画的に推進していく。

なお、屋外放送施設及び島外・内の無線中継所の老朽化についても、災害時の情報伝達、通信体制の確保などの点において、重大な事態になりかねないので、施設の改修等の整備計画を策定し、計画的に実施するとともに、今後においては、防災行政無線のデジタル方式への移行については、国の動向を調査しながら検討するものとする。

なお、平成20年度より、全国瞬時警報システム（J - ALERT）を導入し、防災行政無線機能のレベルアップを図り、迅速な情報伝達周知体制を確立している。

○防災行政無線施設の整備状況（平成28年4月1日現在）

防 災 行 政 無 線			
固定局 (60MHZ)	移動局	無 線 中 継 所	
屋外子局	(400MHZ)	島 外	島 内
82局	55局	1カ所	3カ所

※島外の無線中継所は、静岡県東伊豆町（箒木山）に設置

第5節 港湾及び漁港施設防災計画

1. 現況

太平洋上に点在する本島は、毎年台風の進路上に位置することが多く、島の周囲が外海に面しているため風や波の影響を受けやすい気象条件であり、暴風、波浪による侵食作用が甚大である。また、高潮や津波による被害も懸念されている状況である。

(1) 港湾

本島には、大型定期船及び高速船（ジェットfoil）の接岸できる岸壁が元町港及び岡田港の2箇所あるが、島の周囲が外海に面しており、台風の襲来時等には、波浪の影響により使用不能となることがある。

(2) 漁港

本島には5つの漁港があり、災害時には島外避難や緊急物資の輸送拠点としての役割が期待されている。

○港湾施設の現況

港名	現況
元町港	岸壁 460m
	物揚場 50m
	船客待合所 1, 742㎡
岡田港	岸壁 430m
	船客待合所 656㎡
	日除け・雨除け施設 138m
波浮港	岸壁 135m
	物揚場 757m
	船揚場 1, 290㎡

(資料：H28 大島支庁管内概要)

○漁港の現況

漁港名	種類	現況
泉津漁港	I種	防波堤 149m
		岸壁 90m
		船揚場 2, 455㎡
岡田漁港	I種	防波堤 330m
		岸壁 284m
		船揚場 4, 452㎡
元町漁港	I種	防波堤 568m
		岸壁 187m
		船揚場 3, 460㎡
野増漁港	I種	防波堤 349m
		岸壁 140m
		船揚場 2, 253㎡
差木地漁港	I種	防波堤 255m
		岸壁 111m
		船揚場 1, 720㎡

(資料：H28 大島支庁管内概要)

2. 整備計画

台風の来襲等に伴う激波による港湾及び漁港施設等の災害を未然に防止するために、十分な対策が必要であり、緊急度に応じてこれらの計画的な実施を図る。

(1) 避難港等整備計画

都（大島支庁）は、噴火災害時など、島民の一時避難及び島外避難の際、気象、海象等の影響を受けにくい岸壁の整備を進めていく。

元町港、岡田港のほか、特に波浮港及び波浮港避難岸壁については、島の南部からの一時及び島外への避難拠点港として安全に利用できる岸壁の整備拡充に努め、気象条件等に左右されることを踏まえた複数の対応策を確立する。

(2) 漁港整備計画

漁港は、離島の重要な漁業活動の基盤であるとともに、災害時の島外避難や緊急物資の輸送等、港湾を補完する役割を担う施設である。このため、都（大島支庁）及び町（観光産業課）は、港内静穏度の向上を図り、安全で安心して使用できるよう、防波堤などの外郭施設を重点的に整備する。

第6節 海岸保全計画

各地区の集落は海岸に面しており、波浪を防ぐ海岸護岸の整備は急務となっているので、町（建設課、観光産業課）及び都（大島支庁）は、「伊豆小笠原諸島沿岸海岸保全基本計画」等を踏まえ、台風時の激波にも十分耐えうる海岸護岸の施設整備を推進する。

第7節 道路防災計画

1. 現況

町内の道路網は、都道及び町道により全域整備されている。都道については生活道路、観光道路として最も重要な施設であり、舗装率 100%であるが、島特有の地勢条件により曲線半径の小さいカーブや急勾配な箇所、また、台風や集中豪雨、地震等により土砂災害のおそれのある道路斜面を有している。

町道については、住民の日常生活を確保する上で最も関係深い道路であるが、視距不良や狭隘な箇所、未舗装の部分が多く、また雨水による流水、地震動による崩壊など各集落には危険な箇所が多くある。

2. 整備計画

道路は、まちづくりの基幹的な施設であるとともに、災害時の避難路や緊急車輛の通行、さらに災害対策活動の交通輸送路として重要な役割を果たしていることから、町（建設課）は、町道について、道路狭隘部分の拡幅、排水溝改修、街路灯の設置ならびに崩壊危険箇所の整備を年次計画をもって推進する。また、都（大島支庁）は、都道の道路斜面について、日常点検や定期的な点検を基に、緊急性の高い斜面から必要な対策を実施する。

第8節 農林漁業防災計画

1. 農林防災計画

各種気象災害（台風、大雨、大雪、寒冷、強風、干ばつ）に対しては、町（観光産業課）は、気象庁本庁発表の長期予報、注意報、警報を農業生産組合及び各種団体を通じ、早期に農林経営体に連絡して各自において防災措置を講ずるよう指導する。

都（島しょ農林水産総合センター大島事業所、大島支庁）は、農業生産組合等の関係機関と連携して予想される被害（病害虫も含む）の対策について指導を行う。

家畜伝染病等については、都（家畜保健衛生所、大島支庁、島しょ農林水産総合センター大島事業所）や関係機関等との連絡を保ち、近隣畜産地域の衛生情報を入手しながら適正な指導を行う。

2. 漁業防災計画

都（大島支庁）及び町（観光産業課）は、漁船については、極力漁業無線装置を備えて、気象の急激な変化に対する情報伝達の手段を講じ、遊漁船については、特に乗客数、帰港予定時間等の実態を把握できる基地態勢を整えるよう指導する。

漁船以外の出漁についても、常に状況を把握して気象の変化を周知できる手段を確保する。

第9節 建築物防災計画

1. 基本方針

各種災害から建築物（社会公共施設及びその他の建築物）を保護し、その被害の軽減を図るとともに、機能を維持するため関係機関は相互に連絡協調を緊密にしてその有する機能を発揮して防災に寄与する。

2. 一般建築物防災計画

（1）整備方針

都（大島支庁）及び町（消防本部）は、建築物の位置、構造、設備等について、建築基準法、消防法令及び関係法令ならびに条例に基づき、それぞれ定められた防災上の技術基準に適合した状態に施工及び維持するよう指導する。

また、法令に基づく立入検査を年1回以上実施し、災害予防についての指導にあたりとともに、消防設備の設置、維持、管理について防火防災上の見地から必要な指導を行う。

（2）耐震化の促進

① 都（大島支庁）は、建築基準法による現行の耐震基準に適合しない既存耐震不適格建築物について、東京都耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修を促進する。

② 都（大島支庁）は、住民が安心して建築物を利用できるよう「耐震マーク表示制度」の普及を推進する。

③ 都（大島支庁）は、不特定多数が利用する特定建築物（大規模なホテル等）について、建築物の耐震改修の促進に関する法律及び東京都耐震改修促進計画に基づく指導・助言、関係団体を通じた耐震化の働きかけ等により、重点的に耐震化を促進する。

第10節 文化財防災計画

1. 文化財の現況

種類別	指定別	国指定 (特別を含む)	東京都指定	大島町指定	小計
有形文化財 (彫刻)			7		7
〃 (工芸品)			2		2
〃 (工芸品・考古資料)			5		5
〃 (古文書)			1		1
無形民俗文化財 (民俗芸能)			2	1	3
史跡			4		4
旧跡			2		2
天然記念物		7	5		12
総数		7	28	1	36

(資料：H28 大島支庁管内概要)

2. 基本方針

- ① 文化財が貴重な国民的財産であることを普及徹底させるための措置を講ずる。
- ② 災害予防に関して関係機関と常に密接な連携を図るよう指導する。

3. 予防計画

有形・無形文化財及び史跡・旧跡ならびに天然記念物など貴重な文化財を保護・保全して次代に引き継ぐため、火災等の被害から守る必要がある。また、地震、台風等による建造物の倒壊も予想されることから、町（教育委員会）は、災害予防の徹底を図り、防災対策を進めるものとする。

- ① 管内文化財の防災計画の樹立を図り、関係機関と連携を密にして災害予防の確立を期すものとする。
- ② 文化財の所有者、管理責任者または管理団体の防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るよう勧奨する。
- ③ 地震、台風等による倒壊の防止対策及び落下物等による破損防止対策を行なうものとする。

第11節 社会公共施設防災計画

社会公共施設の管理者は、定期的な点検を実施し、必要な箇所については、補修等を施すものとする。また、各施設とも災害時の役割は重要度が高いため、計画的な耐震診断を実施し、必要に応じて改修・建て替え等を実施し、施設の向上を図るものとする。

※資料編「資料第7 社会公共施設一覧」

第2章 地域防災力の向上

項目	町担当	関係機関
第1節 計画方針	防災対策室	各防災関係機関
第2節 職員の防災教育	防災対策室	各防災関係機関
第3節 住民に対する防災知識の普及	防災対策室、消防本部	
第4節 学校教育における防災教育	教育委員会	教育庁大島出張所
第5節 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育	住民課、福祉けんこう課、観光産業課、消防本部	島しょ保健所大島出張所
第6節 防災訓練	防災対策室、消防本部、消防団	
第7節 自主防災組織の育成	防災対策室、消防本部、福祉けんこう課、観光産業課	
第8節 ボランティア対策	福祉けんこう課、各課	大島社会福祉協議会
第9節 避難行動要支援者への対策	防災対策室、住民課、福祉けんこう課、消防本部、観光産業課	
第10節 事業継続計画の策定	総務課、防災対策室、観光産業課、福祉けんこう課、住民課	施設管理者

第1節 計画方針

1. 防災知識の普及

町（防災対策室）及び各防災関係機関は、職員に対して専門教養訓練を実施し、防災知識の向上に努めるとともに、相互の緊密な連絡体制を確保し、単独または共同して住民のための防災知識の普及に努め、防災意識の向上を図る。

2. 防災活動の強化

防災対策の総合的かつ効率的な実施を図るため、防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、住民、事業所、各施設の相互支援を確立し、自主防災組織の育成を進め、災害時の協力体制づくりを推進する。

また、防災訓練の実施など防災活動の強化を図るとともに、防災計画の検討や防災訓練への女性の参画を促進するものとする。

第2節 職員の防災教育

町（防災対策室）及び各防災関係機関は、所属職員に対して次の防災教育を行う。

1. 防災計画の概要、活動体制、その他防災に関する講習会、研究会等を開催し、その内容及び運用等について周知徹底を図るものとする。
2. 東京都またはその他の防災機関が開催する講習会、講演会または訓練等に対し、積極的に職員を派遣するものとする。
3. 防災行政無線従事者の育成を図るため、無線従事者講習会等に積極的に参加させるものとする。

第3節 住民に対する防災知識の普及

災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することは困難であることから、住民自らの自主防災意識と行動が重要となる。

町（防災対策室、消防本部）は、防災訓練や普及活動を通じて、住民に防災知識の普及を図るものとする。

1. 普及事項

住民は、「自らの生命は自らが守る」という防災の基本観点を認識し、次のような備えを日頃より実施する必要がある。

- (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- (2) 日頃からの出火防止
- (3) 消火器、住宅用火災警報器などの防災用品の準備
- (4) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止
- (5) ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- (6) 水（1日一人3ℓ目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や簡易トイレの準備
- (7) 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難路、避難場所や連絡方法の確認
- (8) 東京都及び大島町が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- (9) 地域内での相互協力体制の構築への協力
- (10) 避難行動要支援者がいる家庭では、避難行動要支援者名簿への登録や避難支援等関係者への情報の提供等の避難の備え
- (11) 避難場所、避難経路等の確認・点検
- (12) 過去の災害の教訓の伝承

2. 普及方法

町（防災対策室）は、パンフレットや防災手帳等を作成し、各家庭及び施設に配布するとともに、住民に対する防災講演会等を開催し、防災知識の普及に努めるものとする。

第4節 学校教育における防災教育

町（教育委員会）及び都（教育庁大島出張所）は、児童・生徒等の防災教育を推進する。

1. 児童・生徒等に関する防災教育

学校における防災教育は、児童・生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応などについて理解させ、安全な行動がとれるよう指導する。

また、町が過去に経験した災害事例をもとにした指導方法や、町の自然環境を含めた指導内容とすることで、防災を身近な問題として認識できるように留意するほか、防災教育副読本「地震と安全」や防災教育補助教材「3. 1 1を忘れない」などを活用した防災教育を推進する。

2. 教職員に対する防災研修

災害時において、教職員としてのとるべき行動、児童・生徒等に対する安全確保、負傷者の応急手当、初期消火活動等特に留意する事項、ならびに町が過去に経験した災害等について研修を行うものとする。

また、各学校は、教職員の危機管理意識の高揚、児童・生徒等の安全確保、施設・設備の管理を行うための体制など必要事項を定めた学校防災計画を策定するよう努めるものとする。

第5節 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

町（住民課、福祉けんこう課、観光産業課、消防本部）は、医療・福祉施設、宿泊施設及び観光施設等の防災教育を推進する。

1. 医療施設、福祉施設等における防災教育

医療施設や福祉施設等は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障害者等が多数利用しているため、当該施設の管理者は、平常時から施設利用者の状態を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対して避難誘導訓練を実施するなど十分な防災教育を行う。

また、夜間、休日の発災に備え、防災関係機関や地域住民（自主防災組織）から災害時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

2. ホテル、旅館等における防災教育

ホテル、旅館等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対して消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

3. 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

観光施設及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第6節 防災訓練

災害対策基本法に基づき、災害が発生し、または発生するおそれがある場合、被害を未然に防止または最小限に止め得るよう、地域における防災活動の円滑な実施を期すため、各防災関係機関及び住民が一体となって実効性のある訓練を実施し、各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、防災計画に基づく応急対応の習熟と防災意識の高揚を図るため、各種訓練を行うものとする。

1. 総合防災訓練

大規模な災害が発生した場合を想定し、町と都及び島内・外各防災関係機関との合同で、関係団体や住民、事業所等の協力を得て、情報の収集・伝達、災害対策本部設置・運営、被災地偵察、避難誘導、救出・救助、医療救護、初期消火、交通規制、支援物資の輸送、給水、避難所運営、炊出しなどの各訓練を総合的に実施する。

2. 町が主体となって実施する防災訓練

町（防災対策室）は、地域における第1次の防災機関として災害対策活動の中心的役割を迅速に果たすため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、訓練を実施する。

3. 訓練の実施時期等

訓練は、基本的に大島町防災の日である「11月21日」に実施するものとする。ただし、平常時より、あらゆる機会をとらえ、その他の日にも訓練を実施するよう努める。

4. 消防訓練計画

町（消防本部及び消防団）は、住民の生命、身体、財産を保護するため、あらゆる災害を想定した実効性の高い研修及び訓練を実施する。また、東京都消防訓練所等の指導を仰ぎ、消防団の

規律の保持と技術の向上を目的とした訓練も実施するものとする。

第7節 自主防災組織の育成

地域における防災は、住民の一人ひとりが「自分たちの町は自分たちで守る」との観点から、地域住民が組織的に結成した自主防災組織の活動を中心とした自主的な防災活動が重要である。

このため、自主防災組織の活動が効果的に行われるよう育成、指導に努めるものとする。

1. 自主防災組織の概要

町の自主防災組織は、島内8地区に分け、各地区内をブロック、班という組織形態で構成し、それぞれ地区・ブロック・班に役員を配置している。自主防災組織への加入は、住民基本台帳による住民登録がある住民は自動的に登録されるほか、住民登録がない住民は本人の申し出により登録される。

※資料編「資料第10 自主防災組織の現況」

2. 自主防災組織の防災活動

○平常時の活動

- (1) 役場や防災機関との情報交換及び地域住民への情報伝達
- (2) 班員（住民）同士のコミュニティ活動の推進
- (3) 日頃から防災という意識を持ち、隣近所での意見交換
- (4) 積極的な防災訓練への参加
- (5) 地域内の危険な箇所などの把握
- (6) 地域内の避難行動要支援者の把握と支援体制の確立
- (7) 過去の災害教訓の伝承
- (8) 地区防災計画の作成

○災害発生時の活動

- (1) 地域内の被害情報等の収集と伝達
- (2) 出火防止、初期消火活動の実施
- (3) 班員同士の安否確認及び支援活動
- (4) 負傷者等の救出・救護活動
- (5) 班単位での避難活動及び班員（住民）同士での避難誘導活動
- (6) 避難行動要支援者の支援活動
- (7) 要配慮者や女性の視点を踏まえた避難所運営、炊出し及び救援物資等の分配に対する協力

3. 自主防災組織の育成等

町（防災対策室）は、次の対策を実施する。

- (1) 広報誌や防災パンフレット等の作成を通じ、住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。
- (2) 自主防災組織に対し、役員会議を含め、研修会や講習会等を実施しリーダーの養成を図る。
また、地区防災計画の作成、防災訓練や自主防災組織へ活動資機材の整備等について支援及び助成するよう努める。

4. 自主防災組織の課題

昭和 61 年の噴火後、「地域住民の協力を得て、地域全体の安全確保体制を確立する」という趣旨のもと、翌年の昭和 62 年、町に自主防災組織が結成されて現在に至っているが、経年経過とともに自主防災組織では次のような課題がある。

- 自主防災組織の役員の高齢化（地区長・ブロック長・班長の高齢化）
- 自主防災組織の役員の不足（地区長・ブロック長・班長の人材不足）

これらの課題を解決するため、町（防災対策室）は地域に出向き対話する機会や人材発掘などを積極的に実施し、地域の方々にも情報発信しつつ、地域内での調整や適任者の選出など、町と地域の方々との協働による体制づくりを進める。

5. 事業所及び施設等の自主防災活動

多数の人が出入りする商業施設や事業所、また、医療施設、老人ホーム、保育園等の施設においては、その社会的責務に基づき、災害の防止及び軽減を図る必要がある。このため、町（防災対策室、消防本部）は各事業所や施設管理者に対して、防火管理者を主体とした組織力を活用して、次のような対策を図るよう指導する。

- (1) 建物内外の安全化、事業所防災計画や災害時対応マニュアル等の整備
- (2) 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（3日分を目安に）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- (3) 地域活動への参加や地域の自主防災組織等との協力関係の確立など地域社会の安全性向上対策

6. 防災協力ネットワークの形成

町（防災対策室、福祉けんこう課、観光産業課、消防本部）は、消防団、自主防災組織、商工会、青年団、婦人会、ボランティア団体等の地域組織が相互に連携した防災活動を展開できるよう、協議会の設置や合同防災訓練を企画するなど防災協力ネットワークの形成を推進する。

第8節 ボランティア対策

大規模災害時におけるボランティア活動は、被災地の人々の生活の安定と再建を図る上で重要な役割を担うものである。今後、発災時に、ボランティアの活動支援を広く求めるためには、ボランティア意識の高い社会づくりに努めるとともに、平常時から東京都をはじめ関係団体との連携、協力のしくみを整備するよう努めるものとする。

1. ボランティア意識の醸成

町（福祉けんこう課）及び大島社会福祉協議会は、都や民間等が行う様々な研修の場や広報等を活用し、平常時からボランティアの社会的意義等についての啓発を行う。

2. ボランティアの受入れ体制

ボランティアには、被災建築物の使用の可否を判定する応急危険度判定員、被災宅地の危険度を判定する被災宅地危険度判定士、また、通訳業務等の一定の知識や経験あるいは特定の資格を要するボランティア（専門ボランティア）と、避難所等における炊出しや支援物資の管理・配布、あるいは被災地の人々の世話や話し相手等、特別な資格を必要としない様々なボランティア（一般ボランティア）がある。

町（各課）及び社会福祉協議会は、今後災害時におけるボランティアの活動形態に対応できる

ように、平常時から東京都とのネットワークを構築し、情報交換と連携体制づくりを推進していく。

また、日本赤十字社やボランティア団体等の協力を得ながら、受入れ体制の確立やボランティアの活動拠点の整備について検討を進めるものとする。その他、災害ボランティアセンターを円滑に設置、運営するため、町と社会福祉協議会の役割分担及び連携方法ならびに設置場所等を検討し、災害時協力協定の締結を推進する。

第9節 避難行動要支援者への対策

高齢化率が3割を超える高齢社会となった町では、寝たきりや一人暮らし等の高齢者が増加している状況にある。

また、身体・知的・精神障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者や外国人などの要配慮者が生活をしている。これらの要配慮者のうち災害時に自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安全確保については、町が中心となり、防災知識の普及・啓発、地域の協力・連携による救出・救護体制の充実に努めるものとする。

このため、災害時に避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動がとれるよう、次のような施策の推進を通じて自主防災組織や地域住民による協力・連携の体制を平常時から確立しておくものとする。

1. 防災知識の普及・啓発

(1) 「避難行動要支援者防災行動マニュアル」の整備促進

町（防災対策室、住民課、福祉けんこう課）は、寝たきり等の高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児等の避難行動要支援者を対象に東京都が作成した「災害時要援護者防災行動マニュアルへの指針」及び「災害時要援護者への災害対策推進のための指針（区市町村）」を参考に、町の実情に応じたマニュアルを整備し、防災知識の普及啓発に努める。

(2) 避難行動要支援者やその家族への啓発

町（防災対策室、住民課、福祉けんこう課）は、保健福祉事業や施設を介して、避難行動要支援者やその家族に災害時に備え、安全対策を講ずるとともに、防災訓練や防災講演会等の行事に積極的に参加するよう啓発を行う。

(3) 防災訓練の実施

総合防災訓練等の実施にあたって、町（防災対策室、住民課、福祉けんこう課）は、東京都及び防災関係機関と共同して、自主防災組織を中心とした避難行動要支援者に対する災害対策訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努める。

2. 高齢者緊急通報システム事業等の推進

町（住民課）は、平常時の福祉・救急対策事業として高齢者が病気等の緊急時に自宅の電話機に接続されたボタンを押すことにより、登録協力員や地域包括支援センターに連絡が入るシステムについて、災害発生時においても一層の活用ができるよう努めるものとする。

また、避難行動要支援者に対して、近隣あるいは地域住民（自主防災組織）との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実に努めるものとする。

3. 避難行動要支援者の避難支援への取り組み

(1) 町（防災対策室、住民課、福祉けんこう課）は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国がまとめた「避難行動要支援者の避難支援ガイドライン」を踏まえて作成した「大島町避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」に基づき、地域（自主防災組織等）の共助を基本とした避難行動要支援者への情報伝達、安否確認、避難誘導等の支援体制の整備を推進する。

(2) 町（防災対策室、福祉けんこう課、住民課）は、災害時における支援体制の充実を図るため、自主防災組織、民生委員・児童委員、大島町地域包括支援センター、大島社会福祉協議会の協力を得て、個人情報保護に配慮した手上げ及び同意方式による避難行動要支援者名簿を更新するほか、避難行動要支援者マップ及び個別計画の整備を推進する。

これらの名簿については、町（防災対策室、福祉けんこう課、住民課）が、避難支援等関係者（自主防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防本部、消防団、大島町地域包括支援センター、社会福祉協議会、福祉関係者等）に提供し、定期的に情報の更新を実施する。

※資料編「資料第42 大島町避難行動要支援者登録制度実施要綱」

4. 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等の安全対策としては、初期消火、消防本部への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、町としても、要介護者を対象とする施設には、防災対策上必要となる諸施策について整備するよう努めるものとする。

(1) 社会福祉施設等と地域の連携

施設入所者の迅速な避難のために、施設関係者だけでなく地域の消防団や自主防災組織の協力は不可欠である。このため、社会福祉施設等の管理者は日頃から周辺地域や支援団体との連携を深めるよう努める。

(2) 防災教育の充実

町（消防本部、防災対策室、住民課、福祉けんこう課）は、各施設の防火管理対策の徹底を図るとともに、社会福祉施設等の職員に対して防火講習を行うなど、総合的な自衛消防力の向上を図る。

(3) 防災訓練の充実

町（消防本部、防災対策室、住民課、福祉けんこう課）は、都との総合防災訓練や単独の防災訓練の実施に際し、社会福祉施設における訓練項目を設け、自主防災組織や地域消防団の協力による避難活動、また初期消火訓練等の実施に努める。

また、各施設における自衛防災訓練の際に、噴火、地震、津波、火災、土砂災害等の災害想定のもと、施設入所者等の実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実についての指導に努める。

5. 外国人・観光客等の安全対策

町（防災対策室、観光産業課）は、日本語の不自由な外国人を対象に、災害時の状況に応じてどのように行動すればよいかを周知するための英語等の防災手帳等を整備するよう努める。

また、外国人を含め、大島を訪れる観光客や一時滞在者については、地理の不案内な状況を勘案し、防災パンフレット等の配布、避難経路及び避難場所等の標識の明示、観光関連事業者と連携した情報提供体制、さらに、自主防災組織の協力による避難誘導體制の整備を図り、外国人、

観光客等を災害から守る防災対策の一層の充実を図る。

第10節 事業継続計画の策定

1. BCPの役割

BCPとは、Business Continuity Planの略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。

内容としては、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが典型である。

事業継続の取り組みは、以下の特徴をもっている。

- (1) 事業に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること
- (2) 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと
- (3) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること
- (4) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素（ボトルネック）を洗い出し、重点的に対処すること
- (5) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること
- (6) 指揮命令系統の維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること

BCPの策定にあたっては、同計画に基づき対策を実践するとともに、その結果を点検・是正し、見直しを行うなど、継続的な取り組みを平時から実施することが重要である。

2. 町のBCPの策定

町（総務課・防災対策室）においては、都が策定するBCPを踏まえ、その業務に関するBCPを検討し、迅速な復旧体制を構築していくよう計画を策定していく。

3. 事業者のBCPの策定

事業活動に対する被害の最小化と事業活動の継続を図るため、医療施設、老人ホーム等の災害弱者が利用している施設や金融やサービス等の事業活動を早期に復旧するために、事業者はBCPを策定する必要がある。

また、町（防災対策室、観光産業課、福祉けんこう課、住民課）としても、都と連携してBCPの策定に関し推進するよう働きかけるものとする。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 活動態勢

項目	町担当	関係機関
第1節 町の責務	各課	
第2節 町の活動態勢	各課	
第3節 防災機関の活動態勢		各防災関係機関
第4節 災害対策本部の組織及び運営	各課	
第5節 大島町災害対策本部の組織及び分掌事務	各課	
第6節 職員の配備態勢	防災対策室、総務課、建設課、消防本部、消防団、各課	
第7節 町防災会議の招集		防災会議委員

第1節 町の責務

町は、町の区域内に大規模な災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、都及び防災関係機関ならびに住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

第2節 町の活動態勢

1. 町は第1節の責務を遂行するため必要がある時は、第4節に定めるところにより、大島町災害対策本部（以下「町本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
2. 町本部が設置される前、または設置されない場合における災害応急対策の実施は、町本部が設置された場合に準じて処理する。
3. 町の地域に災害救助法が適用された時は、町長（町本部長）は知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
4. 町は、夜間休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。

※資料編「資料第8 大島町災害対策本部条例」

※資料編「資料第9 大島町災害対策本部条例施行規則」

第3節 防災機関の活動態勢

1. 防災機関の責務

災害が発生した場合、または発生のおそれのある場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管にかかわる災害応急対策を実施するとともに、都及び町が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

2. 活動態勢

指定地方行政機関等は、上記1. の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準をあらかじめ定める。

第4節 災害対策本部の組織及び運営

町本部の設置場所は、基本的に大島町役場 2階 応接室とする。

1. 町本部の設置

- (1) 町長は、町の地域において災害が発生し、または発生するおそれがあると認めるときは、災害対策活動の推進を図るため町本部を設置するものとする。
- (2) 町本部を構成する部長の職にある者は、町本部を設置する必要があると認めるときは、防災対策室長に町本部の設置を要請する。
- (3) 防災対策室長は、町本部設置の要請があった場合、その他町本部を設置する必要があると認めた場合は、町本部の設置を町長に申請する。

○町本部の設置基準

暴風雨、土砂災害、高潮、地震（予知）、津波、火山噴火等の大規模な災害が発生した場合、または大規模な災害に発展するおそれがある場合で、町が総力をあげて対策にあたる必要がある場合

2. 町本部の設置の通知等

- (1) 防災対策室長は、町本部が設置されたときは、ただちに次に掲げる者のうち（ア）及び（イ）については必ず、その他の者については必要と認めた者につき町本部の設置を通知しなければならない。
 - （ア）本部員
 - （イ）都知事
 - （ウ）島内防災関係機関
 - （エ）住民
 - （オ）その他町長（本部長）が必要と認めた者
- (2) 本部員である各部長は、上記（1）の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底しなければならない。
- (3) 町本部が設置された場合は、町役場正面玄関前に「大島町災害対策本部」の標示を掲出する。

3. 町本部の廃止

- (1) 町本部長は、町の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めるとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、町本部を廃止する。
- (2) 町本部の廃止の通知等は、上記2. 町本部の設置の通知等に準じて処理する。

4. 町本部の指揮

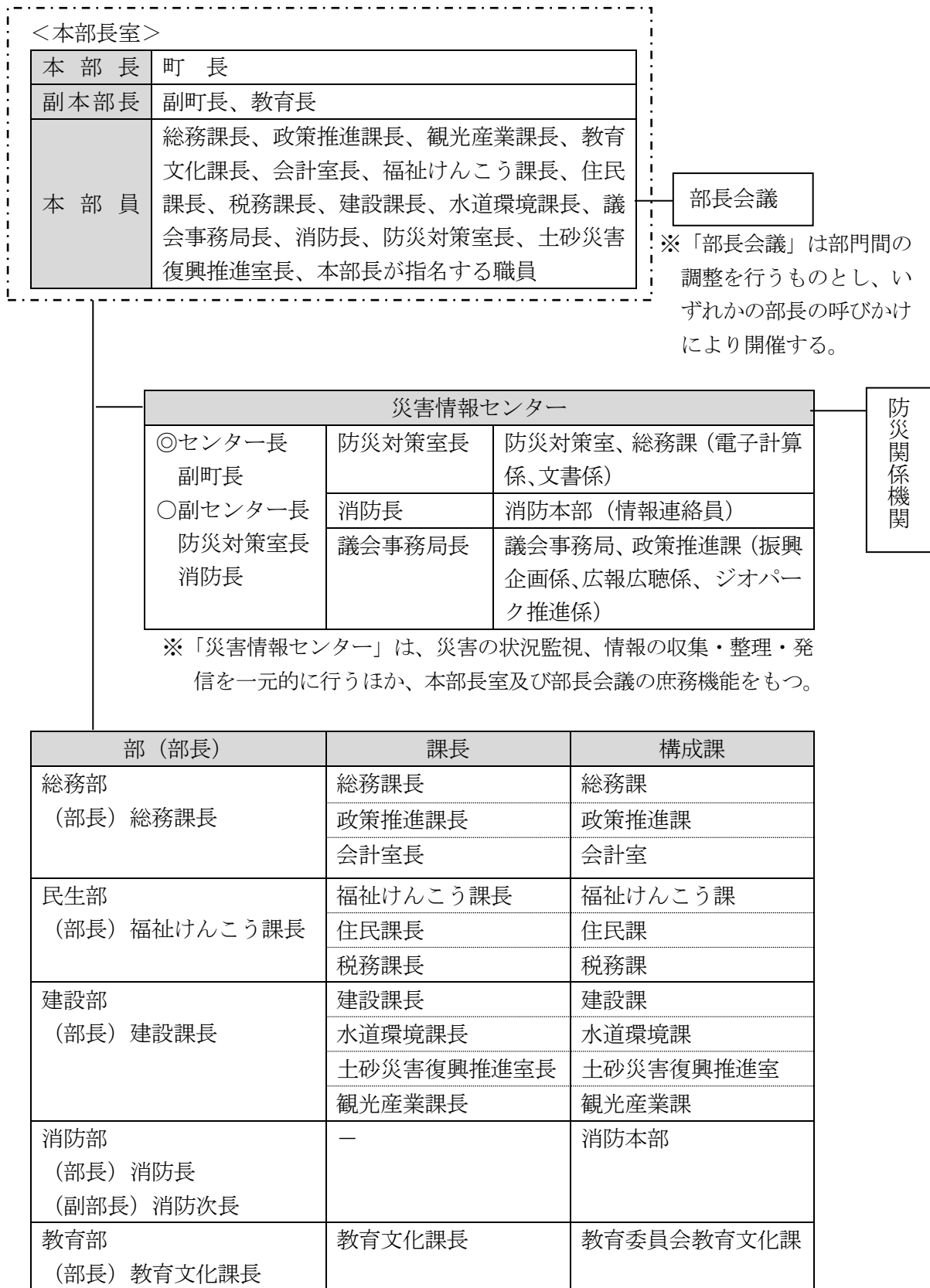
町本部の指揮は、町本部長（町長）の権限により行われるが、町本部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の順位により、副本部長等が町本部長の職務を代理するものとする。

なお、大型の台風等が接近している場合に町長の出張等の予定がある場合は、出張の中止や本部長職務の代理者への申し送り等の書類、説明の手続きを職務代理者に適切に実施し、本部設置時の指揮に万全を期する。

第1順位 副町長	第2順位 教育長	第3順位 防災対策室長
----------	----------	-------------

第5節 大島町災害対策本部の組織及び分掌事務

1. 災害対策本部の組織図



2. 各部の分掌事務

部	課長	課名	分掌事務 (◎初動期から着手、○応急期から着手、△復旧期から着手)
災害情報センター	防災対策室長	防災対策室	◎災害対策本部の設置・運営に関する事 ◎災害対策の総合調整に関する事 ◎地震・津波・防災気象情報の収集に関する事 ◎避難勧告等の発令に関する事 ◎災害救助法に関する事 ○行方不明者に関する事
		総務課 ※電子計算係、文書係	◎災害通報等の受付、対応部署・機関への伝達に関する事 ◎庁内各部、東京都及び防災関係機関との連絡に関する事 ◎災害情報、ライフライン、土木、その他被害の総括に関する事
	議会事務局長	議会事務局	◎本部会議等の記録に関する事 ○議員との連絡に関する事
		政策推進課 ※振興企画係、広報広聴、ジオパーク推進係	◎災害に関する広報及び広聴ならびに報道機関の対応に関する事 ◎災害状況の撮影、記録に関する事
	消防長	消防本部（情報連絡員）	◎人的、建物、火災被害状況の総括に関する事
	総務部	総務課長	総務課 ※電子計算係、文書係を除く
各出張所			◎各出張所管内の避難対策（避難所、炊き出し含む。）の総括、調整に関する事 ◎各出張所管内の避難所施設の開設、閉鎖に関する事
政策推進課長		政策推進課 ※振興企画係、広報広聴係、ジオパーク推進係を除く	○災害対策関係予算その他財務に関する事
会計室長		会計室	◎災害対策に必要な現金の出納に関する事 ○災害救助資金の出納に関する事

部	課長	課名	分掌事務 (◎初動期から着手、○応急期から着手、△復旧期から着手)
民 生 部	福祉けんこう課長	福祉けんこう課	◎応急医療対策に関すること ◎災害時要配慮者対策に関すること ◎福祉避難所の開設、設営等に関すること ◎保育園児等の安全確保に関すること ◎災害時の臨時休園、短縮等の措置に関すること ◎被災者に対する相談活動に関すること ○保健活動に関すること ○災害ボランティアに関すること ○義援金、災害弔慰金、災害援護資金、被災者生活再建支援金等に関すること
	住民課長	住民課	◎災害時要配慮者対策に関すること ◎福祉避難所の開設、設営等に関すること ○遺留品に関すること ○動産等の被害届出証明書に関すること
	税務課長	税務課	○家屋被害認定調査及び罹災証明に関すること △被災者に対する税の減免及び徴収猶予に関すること
建 設 部	建設課長	建設課	◎建物・宅地の応急危険度判定に関すること ◎道路、橋梁の応急復旧に関すること ○被災住宅の応急修理、住居障害物の除去、応急仮設住宅に関すること
	水道環境課長	水道環境課	◎水質の管理及び応急給水の確保及び供給に関すること ◎遺体の安置及び埋火葬に関すること ◎水道施設の応急復旧に関すること ○災害廃棄物及びごみ・し尿処理に係る総合調整に関すること
	復興推進室長	土砂災害復興推進室	△災害復興本部の設置、運営に関すること △災害復興の総合調整に関すること
	観光産業課長	観光産業課	◎観光客の安全確保及び情報収集に関すること ◎飲食料及び生活物資の調達ならびに避難所への供給に関すること ◎支援物資に関すること ○農林漁業及び商工業関係の災害応急対策に関すること ○家畜の防疫に関すること
教 育 部	教育文化課長	教育文化課	◎児童及び生徒の安全確保に関すること ◎災害時の臨時休校、授業短縮等の措置に関すること ◎避難所(学校、地域センター等の所管施設に限る。)の開設、閉鎖に関すること ○文化財の応急保護対策に関すること

部	課長	課名	分掌事務 (◎初動期から着手、○応急期から着手、△復旧期から着手)
消防部	消防長	消防本部	◎水火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること ◎消火、救急、救助に関すること ◎火災等その他の災害の応急措置及び被害拡大の防止措置に関すること ◎消防団の出動等及び連絡調整に関すること ◎東京消防庁、緊急消防援助隊等の要請・受入れに関すること ○被災調査及び罹災証明に関すること
共通業務			◎避難所の設営等（避難所での炊き出しを含む。）に関すること ◎災害時における他の課の応援に関すること ◎所管施設の保全、利用制限に関すること ◎所掌事務に必要な資機材の確保に関すること（総務課が一括して対応するものを除く。） ◎所掌事務にかかる関係団体等との連絡及び調整に関すること（災害情報センターが一括窓口となって連絡調整を行う場合を除く。） ◎災害情報、被害状況等の収集、集計及び災害情報センターへの報告に関すること

3. 町本部の組織

- (1) 町本部は、本部長室、部長会議及び部（災害情報センターを含む。）をもって構成する。
- (2) 本部長室は、町本部長、副本部長、本部員をもって構成する。
- (3) 町本部の各部に、部長を置く。

4. 本部長等の職務

- (1) 町本部長（町長）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長（副町長、教育長）は、町本部長を補佐し、町本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 各部の部長は、町本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- (4) 本部員は、町本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- (5) その他本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

5. 本部長室、部長会議の所掌事務

- (1) 本部長室は、次の各号について本部の基本方針を審議策定する。
 - ア. 本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
 - イ. 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - ウ. 避難の勧告及び指示に関すること。
 - エ. 災害に関し、東京都に対する重要な要請及び連絡に関すること。
 - オ. 災害救助法の適用に関すること。
 - カ. 都及び他市町村との相互応援に関すること。

- キ. 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
 - ク. 会議の招集に関すること。
 - ケ. 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。
- (2) 部長会議はいずれかの部長の呼びかけにより開催し、部門間の調整を行うものとする。

第6節 職員の配備態勢

災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、都及び防災関係機関と連携しつつ、次の態勢によって災害応急対策を実施する。

1. 非常配備態勢の種別

配備態勢	時 期	態 勢
情報連絡態勢	○災害が発生するおそれがあると予想される場合、またはその他の状況により町本部長が必要であると認めたとき	台風等が接近し、勤務時間外にも災害情報の連絡がとれる態勢
警戒態勢		災害が発生し、または発生するおそれがあるときに警戒し、各防災関係機関との連絡調整、災害対策本部の設置ができる態勢
第1非常配備態勢	○伊豆諸島に津波注意報が発表されたとき ○おおむね24時間後に災害が発生するおそれがある場合、またはその他の状況により町本部長が必要であると認めたとき	警戒態勢をより強化し、災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始する態勢
第2非常配備態勢	○町内で震度4を観測したとき ○伊豆諸島に津波警報が発表されたとき ○おおむね12時間後に災害が発生するおそれがある場合、数箇所では災害が発生した場合、またはその他の状況により、町本部長が必要であると認めたとき	第1非常配備態勢を強化するとともに、数箇所の災害にただちに対処できる態勢
第3非常配備態勢	○町内で震度5弱以上を観測したとき ○伊豆諸島に大津波警報が発表されたとき ○事態が切迫し、災害が発生すると予想される場合、もしくは発生した場合、またはその他の状況により町本部長が必要と認めたとき	本部の全力をもって対処する態勢
要配慮者支援態勢	○避難準備・高齢者等避難開始の発表等により、避難行動要支援者の支援が必要となったとき、またはその他の状況により町本部長が必要と認めたとき	避難行動要支援者の避難を支援する態勢
地域整備警戒態勢	○道路、水道等の警戒が必要となったとき、またはその他の状況により町本部長が必要と認めたとき	町内の道路、水道等を警戒し、各関係機関との連絡調整を行う態勢

2. 非常配備態勢の特例

町本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常

配備態勢の指令を発し、または特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができるほか、その他特定の者のみ配備することができる。

3. 非常配備態勢に基づく措置

- (1) 部長は、あらかじめ非常配備態勢の種別に応じた措置すべき要領を定め、所属職員に対し周知徹底させておかなければならない。
- (2) 部長は、非常配備態勢の指令を受けたときは、上記の要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

4. 動員態勢

非常配備態勢別の職員の動員は、次のとおりとする。ただし、災害対策の推進を図るため必要がある場合は、この限りではない。

- (1) 情報連絡態勢は、防災対策室の職員または配置命令した職員とする。
- (2) 警戒態勢は、防災対策室長、総務課長及び関係職員（土砂災害の場合は、防災対策室、建設課、消防本部、消防団）とする。
- (3) 第1非常配備態勢は、課長級の職にある職員、各出張所長及び第1非常配備態勢として必要とする職員とする。
- (4) 第2非常配備態勢は、第1非常配備態勢に加え、係長級の職にある職員。
- (5) 第3非常配備態勢は、全職員とする。
- (6) 要配慮者支援態勢は、住民課及び福祉けんこう課の職員とする。
- (7) 地域整備警戒態勢は、建設課、土砂災害復興推進室及び水道環境課の職員とする。

※資料編「資料第11 本部の非常配備態勢職員動員表」

5. 町本部設置前の初動連絡態勢

(1) 宿日直職員の対応

役場庁舎の休日・夜間の宿日直者は、住民または防災関係機関（東京都、NTT等）から風水害、地震その他の災害発生または発生のおそれなどの通報や連絡を受けたときは、ただちに防災対策室長、総務課長、副町長へ連絡する。

また、防災対策室職員はあらかじめ定められている緊急連絡網に基づき連絡し、初動態勢を確保する。

(2) 職員の自動参集

勤務時間外に地震が発生した場合や津波警報等が発表された場合は、非常配備の指示に関わらず、職員は下表の基準により本庁または居住地の出張所へ速やかに参集する。

○自動参集基準

参集職員	地震	津波	火災
警戒態勢	—	津波注意報	
第1～2非常配備態勢	震度4	津波警報	火災発生地区
第1～3非常配備態勢	震度5弱以上	大津波警報	

職員は、勤務時間外にも警報等の発表を速やかに覚知できるよう、平時から緊急速報メール（エリアメール）を受信できるように設定しておくほか、各種災害警戒情報をプッシュ配信す

るアプリを登録しておくよう努める。

また、台風が接近している場合には、テレビ、ラジオ、インターネット等の防災気象情報を監視し、防災行政無線の放送に注意して待機するものとする。

第7節 町防災会議の招集

町の地域に災害が発生した場合において、その災害に係る応急対策に関し、町をはじめ防災関係機関相互間の連絡調整を図る必要があると認められるときは、町防災会議の委員は、会長に町防災会議の招集を要請する。

第2章 情報の収集・伝達

項目	町担当	関係機関
第1節 通信連絡系統	防災対策室	
第2節 通信態勢	防災対策室	各防災関係機関
第3節 通信途絶時に対する措置	災害情報センター	各防災関係機関
第4節 災害情報の収集及び伝達	災害情報センター	
第5節 被害状況等の報告	各課、災害情報センター	
第6節 災害時の特別調査	各課	
第7節 災害広報・広聴活動	災害情報センター	各防災関係機関

第1節 通信連絡系統

1. 町は、災害時における迅速な応急対策活動を実施するため、都及び関係防災機関との間の通信連絡系統を確保しておくものとする。

※資料編「資料第12 災害時優先電話一覧表」

2. 町本部長（町長）を中心とする通信系統は、別図1のとおりとする。なお、火山情報に関する通信連絡系統は「火山対策編」によるものとする。

第2節 通信態勢

1. 指定連絡先及び通信連絡責任者

- (1) 通信連絡の円滑な実施を期するため、町及び防災関係機関は、連絡用の電話回線（無線、FAX、メール等を含む。）及び通信連絡責任者を定め、窓口の統一を図る。
- (2) 町及び各防災関係機関は、災害時の連絡用として指定した電話等を平常業務に使用することを制限し、通信連絡責任者の総括のもとに通信連絡を実施するものとする。

※資料編「資料第13 各機関の指定電話及び通信連絡責任者一覧」

2. 町の通信態勢

- (1) 警戒態勢または非常配備態勢をとる前は、防災対策室を町の総括窓口とする。
- (2) 警戒態勢または非常配備態勢をとった場合は本庁舎内に災害情報センターを設けて必要な人員を配置し、各機関との通信連絡を実施する。
- (3) 災害の状況によって情報連絡が必要となるときは、都本部その他関係防災機関に対して町本部への職員の派遣を要請する。
- (4) 島内の通信の連絡及び住民等への情報の伝達は、防災行政無線放送により行うものとし、その運用は、大島町防災行政無線局管理運用規程によるものとする。
- (5) 町は、夜間、休日を含め、常時、都及び関係防災機関との通信連絡が開始できるように、必要な人員を配置する。
- (6) 都本部に対する通信連絡は、東京都防災行政無線の電話、FAX、システム端末及び画像端末を使用して行う。
- (7) 災害が差し迫った場合で、緊急性または危険度が非常に高い場合には、通常の通信連絡に加え、町長と東京都危機管理監とのホットラインを活用する。

3. 災害時優先電話の指定

町及び防災関係機関は、災害時の円滑な通信連絡を確保するため、災害時優先電話を指定しておく。

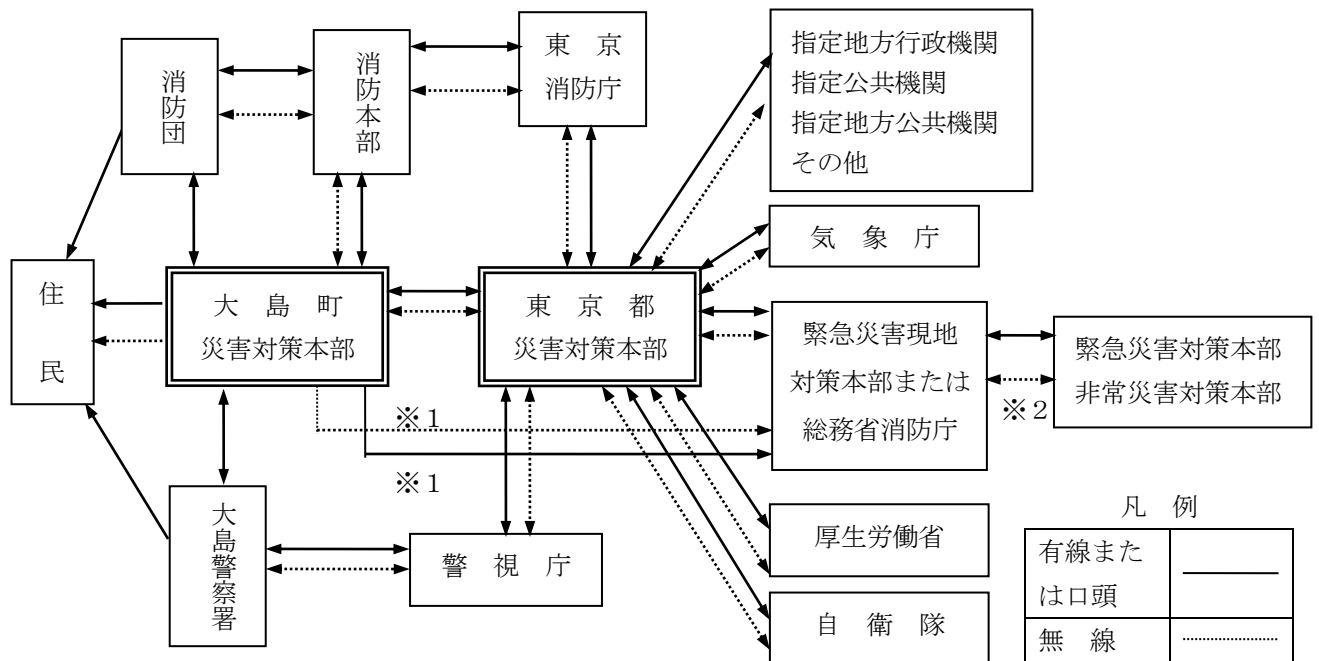
※資料編「資料第12 災害時優先電話一覧表」

第3節 通信途絶時に対する措置

1. 町及び各防災関係機関は、災害により有線通信施設が被災し不通になった場合、もしくは利用することが著しく困難になった場合は、都及び町の防災行政無線設備を活用して島内各地との無線通信システムを確保するものとする。
2. 上記のほか、無線施設を有する防災関係機関の無線局（警察無線、消防無線、漁業無線等）の協力により通信システムを確保する。
3. 無線の協力については、関係機関の責任者とあらかじめ協議等を行い、通信区間や活用方法等を事前に定めておくものとする。
4. その他必要に応じて各関係防災機関は、町本部へ伝令を派遣する。

別図 防災組織通信系統

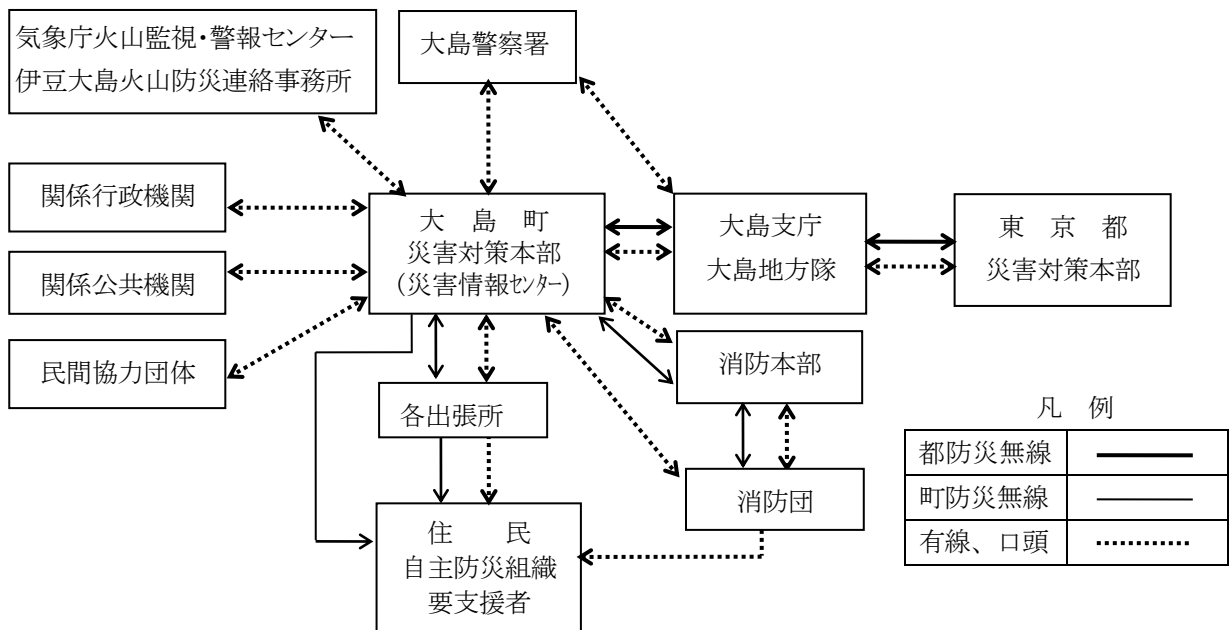
(1) 東京都を中心とした通信系統



※1 災害の状況により都本部に報告できない場合

※2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

(2) 大島町を中心とした連絡系統



第4節 災害情報の収集及び伝達

気象、地象、水象その他災害原因に関する情報、警報、被害状況、措置状況その他災害関係情報の収集及び伝達については次のとおりとする。

1. 情報の収集、管理

- (1) 町（災害情報センター）は、災害応急対策の第1次実施機関として住民及び関係機関から災害情報の収集を行うため、総括的に本庁舎及び各出張所に窓口を設け、平素から住民及び関係機関に周知徹底しておく。
- (2) 災害情報については、都本部及び関係防災機関と密接な連携を保ち収集を図るほか、東京都災害情報システム（DIS）、気象庁防災情報提供システム、テレビ、ラジオ、インターネット等を利用して積極的に情報の収集に努める。
特に、気象台が発表する東京都気象情報等において、重要な情報の変更（例：警報への切り替えの可能性、警報基準に相当する大雨の見込み、特別警報に相当する状況）などがないか注意する。
- (3) 情報収集にあつては、次の事項については特に重点的に収集する。
 - ① 気象警報等の発表状況
 - ② 異常現象の発生内容または災害発生の原因及び経過
 - ③ 管内の被害に関する情報
 - ④ 管内の各防災関係機関の措置状況
 - ⑤ 町（各部）が実施した措置状況
- (4) 町（災害情報センター）は、災害の警戒態勢の段階から台風等の状況を継続的に監視するとともに、関係機関等から収集した情報を整理、集約して一元的に管理し、庁内及び消防団、警察等の関係機関と共有する。

2. 情報の伝達

- (1) 住民への伝達は、防災行政無線放送を利用して行うとともに、消防団及び広報車による巡回により行う。
- (2) 津波警報、緊急地震速報等といった、対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動した防災行政無線の自動放送により住民に伝達する。
- (3) 都及び関係機関への伝達は、あらかじめ連絡責任者を定めておき、これにより伝達する。

3. 異常現象の通報

- (1) 町（災害情報センター）は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者、またはその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに都（総務局及び大島支庁）及び気象台に通報する。通報する事項は、気象、地象に関する事項ならびに水象に関する事項とする。
- (2) 町（災害情報センター）は、災害原因に関する情報の通報で、特に重要な情報について、都または関係機関から通報を受けたとき、または自ら知ったときは、ただちに地域内の公共的団体、その他重要な施設の管理者及び地域住民（自主防災組織）に周知する。

第5節 被害状況等の報告

1. 本部長室に対する報告

町本部各部は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により本部長室に報告する。

(1) 報告すべき事項

町本部各部の分掌事務による所管の事務、施設及び地域の状況

(2) 報告の区分

報告の内容により、速報、中間報告及び確定報告に区分する。

①速報	気象状況	気象等の異常現象を発見したときはただちに、その後1時間ごとに現状を報告する。
	被害状況	被害の大小にかかわらず、状況は把握次第ただちに報告する。
	活動状況	災害応急対策の実施の都度、必要と認める事項を報告する。
②中間報告	被害状況	被害状況が確定するまで、毎日午前10時までに前日までの分をとりまとめ報告する。
	活動状況	災害応急対策活動を実施している間、毎日午前10時までに前日の分をとりまとめ報告する。
③確定報告	被害状況	被害状況が確定したときは、とりあえず電話により報告し、以後写真その他の資料を添付のうえ速やかに文書により確定報告する。
	活動状況	災害応急対策活動が完了した後、速やかに文書によりとりまとめ報告する。

※資料編「資料第15 各種報告様式」

2. 都に対する報告

町（災害情報センター）は、災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、次により都に報告する。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

なお、災害の全容が不明な場合であっても、災害覚知時は速やかに報告する。

(1) 報告すべき事項

- ① 災害の原因
- ② 災害が発生した日時
- ③ 災害発生した場所または地域
- ④ 被害状況（被害の程度は、「被害程度の認定基準」（資料編参照）に基づき認定）
- ⑤ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- ⑥ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ⑦ その他必要な事項

※資料編「資料第14 被害程度の認定基準」

(2) 報告の方法

原則として、システム端末の入力により報告する。ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、電話、FAX等により報告する。

(3) 報告の種類・期限等

報告の種類	入力期限	入力画面	
発災通知	即時	発災情報	
被害措置概況速報	即時及び都が通知する期限内	災害総括、被害情報、措置情報	
要請通知	即時	要請情報	
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	災害総括
	各種確定報告	同上	被害情報、措置情報
災害年報	4月20日	災害総括	

(4) 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、第13部「災害救助法の適用」に定めるところによる。

第6節 災害時の特別調査

1. 特別調査班の編成

町本部長（町長）は、災害現地の実態を把握し、町の災害応急対策活動の円滑化を図るため、各部の災害応急対策状況を勘案し、特定の部または全ての部に対し、特別調査班の編成を命じる。ただし、班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜指示する。

2. 特別調査班の任務

特別調査班は、町本部長の命により出動し、災害地を管轄する出張所長の指揮のもとに、現地の状況を調査する。

3. 調査事項

調査事項は、おおむね次のとおりである。

- (1) 災害原因
- (2) 被害状況
- (3) 応急措置状況及び救助活動状況
- (4) 災害地住民の動向及び要望事項
- (5) 現地活動の問題点
- (6) その他必要な事項

4. 調査報告

特別調査班は、大島警察署、消防団及び地元住民その他関係協力団体等の協力を得て調査を実施し、調査結果を速やかに災害情報センターに無線機等で報告する。

なお、調査の際に緊急に対処すべき重要情報を確認したときは、ただちに災害情報センターに報告する。

※資料編「資料第14 被害程度の認定基準」

第7節 災害広報・広聴活動

災害広報活動は、誤解やデマ、社会的混乱の原因となる可能性もあるので、十分注意して実施する。

1. 災害広報情報の収集

災害情報センターは、町本部設置とともに必要な人数を常時防災対策室に待機させ、各部と緊密な連絡のもと公表資料を検討し、正確、迅速な広報を行う。

2. 住民への広報

- (1) 住民に対する広報は、本章の別図1「防災組織通信系統」に準じて行う。
- (2) 災害情報センターは、災害発生のおそれのある場合において、危険が予想される地域を重点的に広報車及び広報員を出動させ、大島警察署及び消防団と連携して、現地における必要な広報活動を実施する。
- (3) 町本部（災害情報センター）は、災害の規模または状況によって、都（大島支庁）に対し必要な協力を求める。
- (4) 広報の時期、内容については、町本部長が指示する。
- (5) 広報内容は、おおむね次のとおりとする。
 - ① 災害情報及び町の防災態勢
 - ② 避難準備、勧告及び指示に関する事項
 - ③ 避難誘導その他の注意事項
 - ④ 応急対策の実施状況及び復旧状況
 - ⑤ その他必要と認める事項
- (6) 各防災関係機関は、災害状況に応じた各機関の必要な情報を、町本部（災害情報センター）と連携・協力して、正確、迅速に住民へ広報する。
- (7) 災害が一応終息したあとの人心の安定を図るため、生活関連施設等の復旧状況、ならびに社会活動の再開等に関する情報についても適宜広報を実施する。

3. 報道機関への発表

- (1) 町本部からの発表
 - ① 町本部からの発表は、原則として開発総合センター1階ロビーにおいて行う。なお、本部長室での直接の取材は受け付けない。
 - ② 町本部の報道機関への窓口担当は、災害情報センターとする。
 - ③ 町本部の決定事項及び各部の発表事項、ならびにその他住民に周知すべき事項は、災害情報センターが発信する。
 - ④ 夜間または勤務時間外に発災した場合で、災害情報センターが設置されるまでの間は、防災対策室において発表を行う。
 - ⑤ 災害情報センターは、報道機関へ発表する場合において、都本部と必要な連携を図るものとする。

4. 広聴活動

町（災害情報センター）は、災害発生後、必要に応じて被災地区の出張所及び避難所等に臨時被災者相談所を設置する。

臨時被災者相談所の規模、構成等は災害の規模及び現地の状況等を勘案して決定し、被災者の相談、要望、苦情等を聴取する。広聴内容は、速やかに都（大島支庁）、防災関係機関、町関係各

課等に連絡して、早期解決に努めるものとする。

5. 放送及び報道要請

町（災害情報センター）は、町本部を設置した場合、またはこれに準ずる態勢をとった場合において、町が行う災害応急対策等についての公共放送及び報道要請は、東京都（総務局総合防災部または夜間防災連絡室）を経由（知事に要請依頼）して要請するものとする。

6. 広報写真等の作成

町（災害情報センター）は、災害時における被災地の状況その他を写真等に収め、復旧対策、広報活動の資料として活用する。

7. 安否情報の提供

被災者の安否情報について家族及び親族等から照会があった場合、町（災害情報センター）は、災害対策基本法に基づく本人確認を行い、被災者や第三者の利益侵害のないように配慮して適切に回答する。

照会への回答にあたっては必要な限度で被災者の氏名等の情報（行方不明者名簿、避難者名簿等）を内部利用し、必要に応じて警察署等に対して被災者の安否に関する情報提供を求める。

○照会者の本人確認事項

- | |
|---------------------------|
| ① 照会者の氏名、住所 |
| ② 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 |
| ③ 照会をする理由 |

○照会者の区分と提供可能情報

照会者の区分	提供可能な情報
被災者の同居の親族	被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族（上記を除く） または職場の関係者	被災者の負傷または疾病の状況
被災者の知人等	照会者が保有している安否情報の有無
上記のすべて	照会に際しその提供について被災者が同意した安否情報

第3章 応援協力・災害ボランティアの確保

項目	町担当	関係機関
第1節 応援協力の方針	各課	
第2節 応急措置等の要請要領	総務課、各課	防災関係機関
第3節 公共的団体等の協力体制確保	各課、総務課、建設課	
第4節 自衛隊への災害派遣要請	災害情報センター、総務課	都、大島支庁
第5節 海上保安庁への支援要請	災害情報センター	都、大島支庁
第6節 災害ボランティアの確保	福祉けんこう課	大島社会福祉協議会

第1節 応援協力の方針

1. 防災関係機関の協力体制の確立

町の地域内における、災害応急対策の円滑な実施を期するため、災害時にはその状況に応じ、管内防災関係機関と協力し、応急対策の実施にあたるものとする。

このため、平素から地域内の関係機関と協議し、緊密な連携の保持に留意して、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

また、町及び防災関係機関は、災害対策上必要な資料または調査研究の成果を相互に交換するものとする。

2. 都との相互協力

(1) 町（各課）は、都と災害対策上必要な資料を交換するなど、平素から連絡を密にし、災害時には、一層の強化に努めるとともに、協力して地域内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。

(2) 町長（町本部長）は、災害が発生し町的能力では応急対策の万全を期しがたい場合には、都または自衛隊等の協力について、必要に応じ第2節「応急措置等の要請要領」及び第4節「自衛隊への災害派遣要請」の定めるところにより、知事に要請するものとする。

(3) 町は、災害救助法に基づく救助をはじめ、町の地域内で行われる都の災害応急対策について、積極的に協力する。

(4) 町は、知事より、災害を受けた区市町村に対し、応援・協力するよう指示されたときは、自らの応急措置に支障のない限り協力するものとする。

第2節 応急措置等の要請要領

町及び防災関係機関は、都、他区市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定めるところにより要請する。

1. 都に対する要請

町長（総務課）または防災関係機関の長は、知事に対し応援または応援のあっ旋を求める場合は、都総務局（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し、後日書により改めて処理する。

- ① 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっ旋を求める場合はその理由）
- ② 応援を希望する機関名
- ③ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

- ④ 応援を必要とする場所、期間
- ⑤ 応援を必要とする活動内容
- ⑥ その他必要事項

2. 都以外の機関に対する要請

他区市町村、指定地方行政機関等都以外の防災関係機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都総務局（大島支庁）を通じて要請するものとする。ただし、そのいとまがない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。

3. 協定団体等との協力

町（各課）は、災害が発生し応急対策活動を行う場合において、必要と認める業務について協定団体等に対し協力要請を行う。

なお、町は次の民間団体等と協定等を締結し、災害時の協力業務及び方法などを定めている。

○協定一覧

協定団体	協定名	資料編参照
東京消防庁	消防応援協定及び覚書	第 16・17
東京都	支庁緊急対応費による応援に関する協定	第 18
島しょ町村	島しょ町村災害時相互応援に関する協定	第 19
東京都立大島高等学校	避難所施設利用に関する協定	第 20
東京都立大島海洋国際高等学校	避難所施設利用に関する協定	第 21
七島信用組合	避難所施設利用に関する協定	第 22
静岡県賀茂郡東伊豆町	災害時等の相互応援に関する協定	第 23
警視庁大島警察署	大規模災害時における施設等の提供に関する協定	第 24
国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	第 25
社会福祉法人 武蔵野会 大島恵の園	災害時における障害者等を対象とした避難所施設利用に関する協定	第 26
大島建設業協会	災害時における応急対策業務に関する協定	第 27
村松興業株式会社	災害時における応急対策業務に関する協定	第 28
ツバキ建設株式会社	災害時における応急対策業務に関する協定	第 29
社会福祉法人 椿の里	災害時要配慮者の避難支援等の協力に関する協定	第 30
社会福祉法人 大島社会福祉協議会	災害時要配慮者の避難支援等の協力に関する協定	第 31
医療法人社団 藤清会	災害時避難者の避難支援等の協力に関する協定	第 32

第3節 公共的団体等の協力体制確保

1. 協力体制確保の方針

- (1) 町（各課）は、地域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう、協力体制の整備・確立に努める。
- (2) 町（各課）は、住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図り、これら団体の協力業務等については、この計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。
- (3) これら団体の協力業務の概要は、次のとおりである。
 - ① 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
 - ② 災害に関する予警報その他情報を地域内住民に伝達すること。
 - ③ 災害時における広報広聴活動に協力すること。
 - ④ 災害時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。
 - ⑤ 避難誘導、避難所内被災者の救助業務に協力すること。
 - ⑥ 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
 - ⑦ 救援物資または被災者の輸送に協力すること。
 - ⑧ 被災状況の調査に協力すること。
 - ⑨ 被災地域内の秩序維持に協力すること。
 - ⑩ 罹災証明書交付事務に協力すること。
 - ⑪ 災害時における医療、助産活動に協力すること。
 - ⑫ 災害時における水防活動に協力すること。
 - ⑬ 災害時における建設活動に協力すること。
 - ⑭ 災害時における避難所その他被災地の消毒に協力すること。
 - ⑮ その他の災害応急対策業務に協力すること。
- (4) 国から町または都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法ならびに他府県、他市町村から町または都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法によるものとする。（災害対策基本法施行令第18条）

2. 工作協力隊の活用

- (1) 町長（建設課、水道環境課）は、災害時において必要があると認めた場合は、島内建設業者の協力を得て、工作協力隊を編成する。
- (2) 工作協力隊の編成にあたり協力を得る建設業者とは、あらかじめ必要事項について協定しておくものとする。
- (3) 工作協力隊の活動内容は、次のとおりとし作業の種別により協力を求める。
 - ① 水防活動に関する業務の実施
 - ② 障害物の除去等に関する業務の実施
 - ③ 施設等の応急復旧に関する業務の実施
 - ④ その他の災害応急対策業務の実施

3. 関係団体への協力要請

- (1) 町本部各課は、その他の労務を必要とするときは、町本部（総務課）に要請する。
- (2) 町本部（総務課）は、各課より要請があったときは、ただちに次の事項を明示のうえ、関係団体に協力を要請する。
 - ① 応援を必要とする理由

- ② 作業の内容
- ③ 従事する場所
- ④ 就労予定機関
- ⑤ 労務の種別
- ⑥ 所要人員
- ⑦ その他必要事項

5. 費用の負担

(1) 労務規定

公共的団体等の労務規定は、原則として無料奉仕とする。

(2) 工作協力隊

- ① 賃金は、協力業者とあらかじめ定められた雇上単価により賃金台帳を作成のうえ支払う。
- ② 資機材を伴う作業については、事後速やかに所定の手続きを取り、支払う。

(3) 関係団体

他の災害応援協定、工作協力隊や災害救助法の規定等を基準とし、町長と関係団体の長との協議により定める。

第4節 自衛隊への災害派遣要請

1. 派遣要請の時期

町長は、災害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

2. 派遣要請の手続等

(1) 町長（災害情報センター）は、災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話または口頭をもって都総務局（大島支庁）に依頼する。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する理由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項

(2) 町長は、災害が発生し、通信の途絶等により知事に対して災害派遣の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を直接下記に通報する。この場合、速やかにその旨を知事に通知する。

部 隊 名 等	連 絡 先	
	時 間 内	時 間 外
陸上自衛隊 第1師団司令部	03 (3933) 1161	03 (3933) 1161

3. 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 応援協議

町長は、派遣部隊指揮官と、応援を求める業務等必要な事項について協議する。

(2) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

町は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう配慮する。

(3) 作業計画及び資機材の準備

町は、自衛隊に対して、いかなる状況において、どのような分野（救助、救急、応急医療、緊急輸送等）について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、作業実施に必要な資機材の準備を整える。

また、施設の使用に際して管理者の了解を取り付けるなど留意する。

(4) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

町は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎またはその近隣の場所、あるいは舟艇等接岸可能地や校庭等を確保する。

また、部隊の進出等に係るヘリポート（場外離着陸場）については、大島空港及び島内南に位置するヘリポートの使用を通報する。

※資料編「資料第33 派遣部隊活動拠点位置図」

4. 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた当町が負担する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 海上輸送料等
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた当町とで協議する。

5. 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の実施する業務は、次のとおりである。

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	○車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○避難指示（緊急）等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の搜索援助	○行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して搜索活動を行う。
水防活動	○堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	○火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路または水路の障害物除去	○道路もしくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。

区 分	活 動 内 容
応急医療、救護及び防疫	○被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	○緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	○「防衛省の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する内閣府令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安及び除去	○能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他の臨機の措置等	○その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づき、町長、警察官または海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第5節 海上保安庁への支援要請

町長（災害情報センター）は、海上保安庁の支援を必要とするときは要請事項を明らかにし、知事を通じて要請する。

なお、知事を通じて要請することが困難な場合は、最寄りの海上保安庁の事務所（下田海上保安部）に直接要請し、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

海上保安庁は、要請に基づき、下記の海上における災害応急対策の実施に支障を来たさない範囲において、必要な支援を実施する。

要 請 事 項	○傷病者、医師、避難者または救援物資等の緊急輸送 ○巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供 ○その他、町が行う災害応急対策の支援
海上保安庁の災害応急対策活動項目	○巡視船艇、航空機等を活用した、海上及び沿岸部等の被害状況の情報収集 ○巡視船艇、航空機等を活用した、人命の救助・救急活動、消火活動、流出油等の防除活動及び海上交通の安全確保等 ○巡視船艇、航空機等を活用した、人員及び救援物資の輸送活動等 ○上記を実施するために必要な車両による活動

第6節 災害ボランティアの確保

1. 災害ボランティアセンターの設置

大島社会福祉協議会は町（福祉けんこう課）と協力して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアや被災者からのニーズの受付、調整等を行う。

2. 災害ボランティアの受入れ

一般分野での活動を希望する個人及び団体は、災害ボランティアセンター窓口において受け付けする。

専門ボランティアは、町（福祉けんこう課）が受け付け、専門分野に対応する部にあつ旋する。

○ボランティアの協力を得て実施する活動内容

専門分野	<ul style="list-style-type: none"> ① 救護所での医療救護活動 ② 被災建築物応急危険度判定 ③ 被災宅地危険度判定 ④ 外国語の通訳、情報提供 ⑤ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報 ⑥ 被災者への心理治療 ⑦ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供 ⑧ その他専門的知識、技能を要する活動等
一般分野	<ul style="list-style-type: none"> ① 避難所の運営補助 ② 炊出し、食料等の配布 ③ 救援物資や義援品の仕分け、輸送 ④ 高齢者や障害者等要配慮者の介助 ⑤ 被災地の清掃、がれきの片づけなど ⑥ 避難所や応急仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。） ⑦ その他被災地における軽作業等

3. ボランティアニーズの把握

災害ボランティアセンターは町の各出張所、避難所、民生委員・児童委員、自主防災組織等と連携し、ボランティア需要の的確な把握に努める。

町本部（福祉けんこう課）は、災害ボランティアセンターと定期的に情報交換し、被災者のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう支援する。

4. ボランティアの募集

大島災害ボランティアセンターは、東京都災害ボランティアセンターと連携してインターネットや報道機関等を活用し、広くボランティアの参加を呼びかける。

第4章 警備・交通規制

項目	町担当	関係機関
第1節 警備活動		大島警察署
第2節 交通規制		大島警察署

第1節 警備活動

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、速やかに関係機関と連携した上で総力をあげて、住民の生命、身体、財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防ならびに取締り、その他公共の安全と秩序を維持して被災地における治安の万全を期する。

1. 警備態勢

(1) 警備本部の設置

警視庁管内に大地震が発生した場合には、警視庁に警備本部が設置されるほか、大島警察署においても、現場警備本部を設置して、警備態勢を確立する。

(2) 部隊運用

大島警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救護、避難誘導等の措置をとる。また、被害の状況により応援部隊を要請する。

2. 警備活動

建物倒壊、火災、津波及び噴火等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

- ① 被害の実態把握と各種情報の収集
- ② 被災者の救出及び避難・誘導
- ③ 行方不明者の調査
- ④ 遺体の調査等（検視）
- ⑤ 交通規制
- ⑥ 公共の安全と秩序の維持

第2節 交通規制

1. 交通規制

(1) 交通情報の収集と交通統制

大島警察署は、交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況及び現場の対応策について、町本部（建設部）に伝達する。

(2) 交通規制

- ① 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき、必要な措置を実施する。
- ② 大島警察署は、被災地及びその周辺の状況を勘案して、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

(3) 車両検問

- ① 災害の状況により、島内主要幹線道路において車両検問を行い、住民の緊急避難または応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、または制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。
- ② 緊急通行車両の確認については、第7章第7節「4. 緊急通行車両等の確認」によるものとする。

(4) 広報活動

現場の警察官は、交通規制の実施について、パトカー、白バイ、広報車等による現場広報を行うとともに、次により運転者のとるべき措置について広報を行う。

- ① 家族との連絡・避難等には、原則として車両を使用しない。
- ② 道路上にある車両の運転手は、速やかに駐車場、公園、空地等の道路外に車両を移動させること。道路外に移動できない場合は、交差点付近を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
- ③ やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、次の4大鉄則を守る。
 - ア. 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - イ. エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとする。
 - ウ. 窓を閉め、ドアをロックしない。
 - エ. 貴重品を車内に残さない。

第5章 医療救護・遺体等の取扱い

項目	町担当	関係機関
第1節 医療及び救護活動計画	福祉けんこう課、消防団、消防本部	都、大島支庁
第2節 保健衛生	福祉けんこう課、水道環境課、観光産業課	島しょ保健所大島出張所
第3節 防疫	福祉けんこう課、水道環境課	島しょ保健所大島出張所、都
第4節 動物救護	水道環境課	島しょ保健所大島出張所
第5節 遺体の搜索、収容及び検視・検案等	災害情報センター、水道環境課、住民課、消防本部	大島警察署、都
第6節 火葬等	災害情報センター、住民課、水道環境課	
第7節 遺失物等の保管、引渡し	住民課	大島警察署

第1節 医療及び救護活動計画

災害時には、家屋やブロック塀の倒壊、窓ガラスの落下、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。これら負傷者等の医療救護は、直接人命を左右するものであり、町は、災害時に各関係機関と密接な連携を取りながら、できるだけ早期の医療救護体制を確立するものとする。

また、災害時において、救急告示医療機関である大島医療センターをはじめ、島内医療機関が一時的に混乱し、その機能が停止したときには、医療救護及び助産救護等の迅速・的確な行動を明らかにし、医療機関相互の連携を密接にし、被災者救護の万全を図るよう努める。

1. 医療情報の収集伝達

(1) 被害情報の収集

町（福祉けんこう課）は、大島医療センターを医療救護活動拠点として、島内の人的被害、医療機関の被害状況及び災害医療活動状況等を集約し、大島支庁から島しょ保健所大島出張所を通じ、都（福祉保健局）に報告する。

※「医療救護活動拠点」は、区市町村単位で医療救護活動を統括・調整する拠点施設をいう。

(2) 医療機関等との連絡

町（福祉けんこう課）は、医療救護活動拠点（大島医療センター）を中心に島内医療機関（診療所、薬局等）、医療救護班、消防、警察、都（福祉保健局、大島支庁、島しょ保健所大島出張所）との連絡体制の確立に努める。

また、各機関は災害時優先電話を設定するなどの通信手段の確保に努めるものとする。

(3) 住民への情報提供

町（福祉けんこう課）は、医療相談窓口の設置に努め、島内医療機関の被害状況及び稼働状況を住民に広報する。

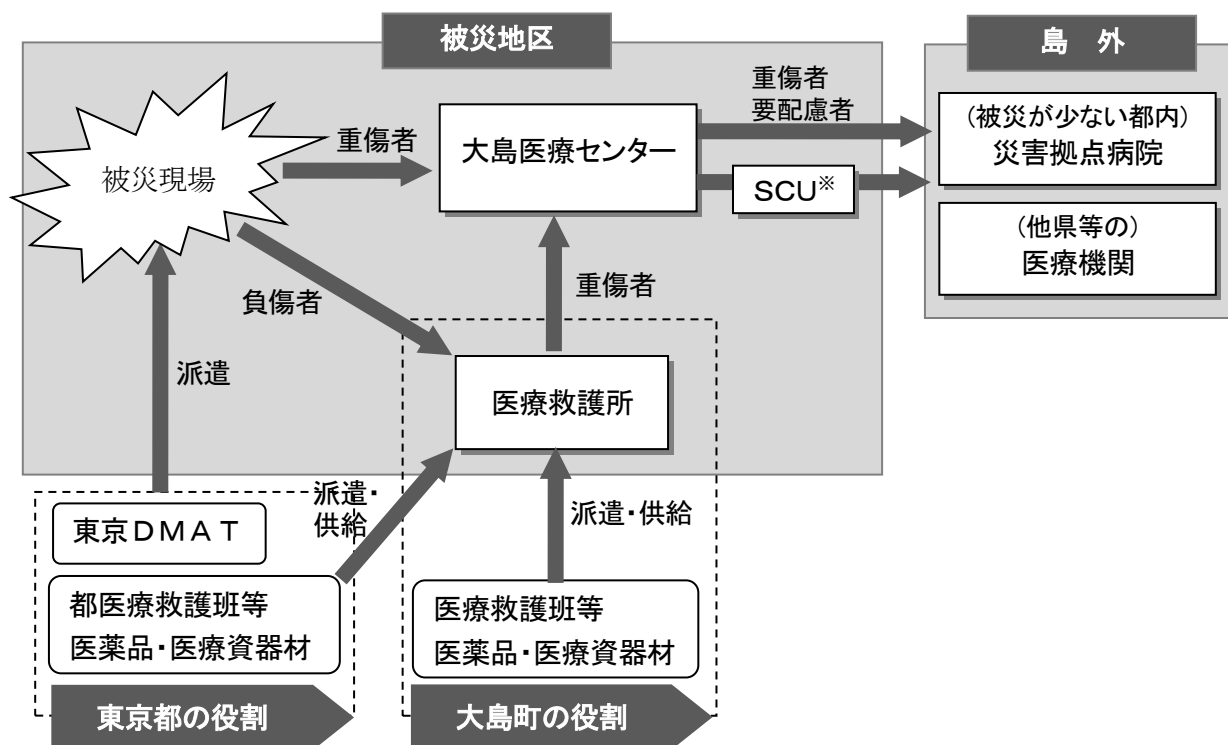
2. 初動医療体制

(1) 初動期の医療救護活動

町（福祉けんこう課）は島しょ保健所大島出張所の協力を得て島内医療機関（診療所、薬局等）の情報を集約するとともに、医療救護班を編成し、即時に医療救護活動を実施する。

都（福祉保健局）は、支庁及び島しょ保健所大島出張所を通じて町からの要請があった場合、または都において医療救援の必要があると認めた場合は、都が編成する都医療救護班等を町の設置する医療救護所、医療機関等に派遣する。

○医療救護活動の流れ



※SCU：搬送拠点に隣接して設置する臨時医療施設のこと

(2) 医療救護活動

① 町（福祉けんこう課）は、医療救護活動を実施する必要がある場合は、大島医療センターに医療救護活動拠点を設置するとともに、同センターの職員から、あらかじめ町に対して医学的な助言を行う医師を指定する。

町（福祉けんこう課）はこの医師と連携し、島内医療機関の協力を得て、医療救護班（医師、看護師、薬剤師、町職員等で構成）を編成し、医療救護所等に派遣する。

② 被害の規模等から勘案し、町のみで対応できない場合には、大島支庁から島しょ保健所大島出張所を通じ、都（福祉保健局）に医療救護班等の派遣を要請する。

③ 医療救護班の活動は、被災直後の超急性期（発災から72時間以内）においては、負傷者が多数発生した災害現場等または負傷者が殺到する診療所などでの負傷者の医療救護を中心とするが、急性期以後（発災から72時間以降）は、避難所等における被災者の診療を中心とする。

(3) 医療救護所の設置

町（福祉けんこう課）は大島医療センターの医師の助言のもと、医療救護活動の必要があると認めるときは、原則として次の場所に医療救護所等を設置するとともに、医療救護班を編成し、派遣する。

また、医療救護所において、調剤、服薬指導及び医薬品管理等に従事する薬剤師の配置について、大島元町薬局に協力を依頼する。

- ① 避難所
- ② 二次避難所
- ③ 医療機関
- ④ 災害現場

3. 医薬品・医療資器材の確保

町（福祉けんこう課）は、災害時に医療救護班が携行し、または医療救護所で使用する医薬品・医療資器材について、必要量や必要品目等を検討したうえで、医療救護活動拠点や医療救護所予定施設への備蓄に努めるものとする。

また、島内において、医薬品、医療資器材及び血液製剤等に不足が生じた場合は、医療救護活動拠点から都（福祉保健局、大島支庁）に調達を要請し、受入れを行うものとする。

町（福祉けんこう課）は、大島医療センターを災害薬事センター（※）とし、都から供給される医薬品等の受入れ体制を確保する。

※「災害薬事センター」とは、町外から供給される医薬品等を受け入れ、医療救護所や避難所等に集配する拠点施設をいう。

4. 負傷者等の搬送体制

(1) 負傷者の搬送

- ① 負傷者の搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは消防団や自主防災組織等が対応し、医療救護所から町内の後方医療施設（大島医療センター）までは、町（消防本部）が対応する。
- ② 医療救護所の責任者は、後方医療施設に收容する必要がある負傷者が医療救護所において発生した場合、町（福祉けんこう課）に搬送を要請する。

町（福祉けんこう課）は、災害医療コーディネーター及び消防本部と連携して、搬送先及び搬送手段を確保する。

- ③ 島内での医療救護が困難な重傷者等がいる場合、町（福祉けんこう課）は大島支庁から島しょ保健所大島出張所を通じ、都（福祉保健局）に島外の後方医療施設での受入れと搬送を要請する。

都（福祉保健局）は、受入れ先の後方医療施設を確保するとともに、自衛隊、警視庁、東京消防庁、海上保安庁等と連携して傷病者の搬送を行う。

(2) 医療スタッフの搬送

- ① 町が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として町（福祉けんこう課）が対応する。
- ② 都が派遣する医療救護班等の搬送は、都が対応する。
- ③ 都は、町長（町本部長）の要請による搬送の応援体制を確立する。

(3) 医薬品等の搬送

- ① 医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材の搬送は、原則として町が備蓄または調達したのものについては町（福祉けんこう課）が対応し、都に要請したものについては都（福祉保健局）が対応する。
- ② 都（福祉保健局）は、町長の要請による医薬品等の搬送体制を確立する。

5. 救急告示医療機関の整備

救急告示医療機関である大島医療センターは、災害時の後方医療施設として重要な役割を果たす施設であるため、今後においても、町と連携し施設機能の充実強化に努めるものとする。

6. 透析患者・在宅難病患者等への対応

(1) 透析患者への対応

- ① 慢性腎不全患者の多くは、1回の透析に約120リットルの水を使用する血液透析を週2～3回受けており、災害時にも、平常時と同様の医療が必要である。このため、町（福祉けんこう課）は、大島医療センターの被災状況、透析医療の可否についての情報収集を行い、島内の透析患者等に情報を提供する。
- ② 大島医療センターの機能確保のため、必要に応じて透析用水や医薬品等の確保、透析患者の搬送について関係者と調整する。
- ③ 災害の状況により町内での医療が困難な場合、町（福祉けんこう課）は、透析患者の搬送及び透析医療機関への受入れを、都（福祉保健局）に要請する。

(2) 在宅人工呼吸器使用者への対応

町（福祉けんこう課）は、大島医療センターと連携し、「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。また、人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

在宅療養の継続や避難等に際して町の支援が困難な場合は、都（福祉保健局）へ支援を要請する。

(3) 在宅難病患者への対応

- ① 町（福祉けんこう課）は都（島しょ保健所大島出張所）と連携し、在宅難病患者について、日頃からその把握に努めるものとする
- ② 町（福祉けんこう課）は、災害によって在宅難病患者の救護が必要な場合は、大島医療センターと連携して対応する。また、町内での対応が困難な場合は、在宅難病患者の搬送及び島外の医療施設への受入れについて都（福祉保健局）に要請する。

※資料編「資料第40 町内の医療施設の状況」

第2節 保健衛生

1. 保健活動

(1) 保健活動班の編成

- ① 町（福祉けんこう課）は、巡回健康相談等を行うため、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。
- ② 町（福祉けんこう課）は、都（島しょ保健所大島出張所）に対し、町が行う避難者や在宅生活者の健康相談の実施について、支援を要請する。

(2) 保健活動班の活動内容

- ① 保健活動班は、飲料水の安全確保、食品の衛生状態及び防疫に関する活動と連携し、避難した住民等の健康管理に関する活動を行う。
- ② 保健活動班は、避難所における健康相談、地域における巡回健康相談、その他必要な保健活動を行う。

(3) 都からの応援職員の受入れ

- ① 町（福祉けんこう課）は、島内各地域での保健活動が不十分であると認めるときは、都（福祉保健局、島しょ保健所大島出張所）に対して、保健活動に必要な職員の派遣について要請する。
- ② 町（福祉けんこう課）は、都と連携して、派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、ならびに活動拠点の確保を図るものとする。

2. メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、心身の健康に障害を生じかねない。

このため、町（福祉けんこう課）は、被災住民の心的外傷後ストレス障害（PTSD）を視野に据え、保健活動班によるこころの健康に関する相談を行う。また、必要に応じて、電話相談窓口、外来相談窓口を設置するなど、被災の状況に即して活動するものとする。

3. 水・食品の安全確保

(1) 飲料水の安全確保

災害時には、配水管の損傷等による断水のため、飲料水の確保が困難な事態となることが予想され、飲料水の安全確保は迅速に行う必要がある。

このため、町（水道環境課）は、防疫検水班を編成し、都（島しょ保健所大島出張所）と連携して以下の活動を行う。

- ① 飲料水が塩素で消毒されているかの確認
- ② 住民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布
- ③ 住民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導

(2) 食品の安全確保

災害時には、設備の不十分な状態での調理・提供、停電や断水等による冷蔵・冷凍機器の機能低下等に伴う食品の腐敗、汚染等の発生が予想される。

このため、都（島しょ保健所大島出張所）は、必要に応じて食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。また、町は、活動に対し協力するものとする。

食品衛生指導班は、島しょ保健所長等の指揮のもと、町（福祉けんこう課）と連携して次の活動を行う。

- ア. 炊飯所、弁当、給食調理場等の衛生確保
- イ. 食品集積所の衛生確保
- ウ. 避難所の食品衛生指導
- エ. 関係施設の貯水槽の簡易検査
- オ. 仮設店舗等の衛生指導
- カ. その他食品に起因する危害発生の防止
- キ. 食中毒発生時の対応
- ク. 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
- ケ. 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
- コ. 手洗いの励行
- サ. 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
- シ. 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
- ス. 情報提供
- セ. 殺菌、消毒剤の手配、調整

4. 避難所の衛生管理

(1) 避難所の衛生管理指導に関する業務

① 都（島しょ保健所大島出張所）の役割

- ア. 避難所の過密状況や衛生状態に関する情報を収集し、町に提供する。
- イ. 避難所内外における室内環境の保持等に関する助言・指導を町に対して行う。
- ウ. 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導を町に対して行う。

② 町（福祉けんこう課）の役割

- ア. 住民の避難所への適正誘導及び収容ならびに過密状況を把握する。
- イ. 土足禁止区域・喫煙（分煙）区域を設定する。
- ウ. 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- エ. 避難住民間のプライバシーを確保する。
- オ. ごみの適正な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。

(2) 公衆浴場等の確保

- ① 町（観光産業課）は、公設及び民営の公衆浴場（温泉施設を含む）の被災状況を把握するものとする。
- ② 避難住民に対して、その情報を提供するとともに仮設浴場等の確保に努め、避難所の衛生管理を支援する。

第3節 防疫

1. 防疫活動

(1) 町（福祉けんこう課）の役割

- ① 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生時における消毒、そ族こん虫駆除等を行う。
- ② 災害により防疫活動を必要とする場合、防疫班、消毒班を編成し、それぞれ次の業務を実施基準に従い、迅速かつ正確に行う。
 - ア. 防疫班の業務
 - (ア) 健康調査及び健康相談
 - (イ) 避難所の防疫指導、感染症発生状況の把握
 - (ウ) 感染症予防のため広報及び健康指導
 - (エ) 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理
 - イ. 消毒班の業務
 - (ア) 患者発生時の消毒（指導）
 - (イ) 避難所の消毒の実施及び指導
- ③ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都（福祉保健局）に対し、迅速に連絡する。
- ④ 防疫活動の実施にあたって、町の対応能力では十分でないと認める場合は、都（福祉保健局、島しょ保健所大島出張所）に協力を要請する。
- ⑤ 都が活動支援や指導、調整を行う場合、町は協力するものとする。

(2) 都（福祉保健局、島しょ保健所）の役割

- ① 町の防疫に関する協力の要請が合った場合、その他必要と認める場合は、活動支援や指導を行い、または町との調整を図る。
- ② 防疫活動を実施するにあたって必要と認める場合は、都医師会、都薬剤師会、他の自治体等に対して、町の防疫活動への協力を要請する。
- ③ 状況に応じて、町の防疫検水班と連携し、以下の業務を行う。
 - ア. 消毒薬の配布及び消毒の確認
 - イ. 飲料水の消毒指導
- ④ 一類・二類感染症などの感染症発生時の入院先医療機関の確保及び搬送手段を確保する。
- ⑤ 被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- ⑥ インフルエンザまたは麻しんなどの流行状況等を踏まえ、町に対して予防接種の実施指導及び調整を行う。
- ⑦ 避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

2. 防疫業務の実施基準

(1) 健康調査及び健康相談等

防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止等を行う。

(2) 消毒

消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒（指導）・避難所の消毒の実施及び指導を行う。

(3) 避難所の防疫措置

- ① 町（福祉けんこう課、水道環境課）は、避難所開設後ただちにトイレやごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を行い、以後適宜消毒を実施する。
- ② 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班・保健活動班等と協力して、健康調査及び健康相談を行う。
- ③ 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。
- ④ 都は、町が行う避難所での消毒活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の消毒班の出動を要請し、その連絡調整を行う。
- ⑤ 都は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況を踏まえ、町に対し予防接種に関する指導を行う。
- ⑥ 避難所の感染症流行状況を把握し、感染拡大を防止する。

(4) 消毒とその確認

町（福祉けんこう課、水道環境課）は、患者発生時の消毒（指導）及びその他消毒場所（トイレやごみ保管場所等）の消毒を行い、または消毒薬を配布して指導する。

(5) 感染症予防のための広報及び健康指導

防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、都（島しょ保健所大島出張所）等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。なお、実施にあたっては、都（大島支庁）及び町（福祉けんこう課）との連携協力のもと、ポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。

3. 防疫資器材の備蓄・調達

- (1) 町（福祉けんこう課、水道環境課）は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布に関する計画を策定するよう努めるものとする。
- (2) 町（福祉けんこう課、水道環境課）が実施する初期防疫活動において、防疫資器材が不足したときは、都（福祉保健局）に対し、調達を要請する。

第4節 動物救護

1. 被災動物の保護

飼い主の分からない負傷または放し飼い状態の動物については、迅速かつ適切な対応が求められることから、都（島しょ保健所大島出張所）は、都獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物の保護を行い、町（水道環境課）はその活動に協力する。

- (1) 都、都獣医師会、動物関係団体等が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護、救護を行う。
- (2) 都は、被災住民等への動物救護に関する情報提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所等での獣医療を行う。

なお、平時から住民に対して同行避難に必要な準備を行うよう啓発するとともに、避難所の受入れ体制の整備に努める。

2. 避難所における動物の適正な飼育

町（水道環境課）は、都（島しょ保健所大島出張所）と連携して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取り組みを行い、適正飼育を指導する。

- (1) 各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
- (2) 避難所から保護施設への動物の受入れ及び譲渡等の調整
- (3) 他区市への避難動物及び飼い主の受入れに関する連絡調整及び受入れ要請
- (4) ペットの飼育場所等の確保（避難所または近隣施設）
- (5) 飼い主へのペットの適正飼養、衛生管理等についての指導

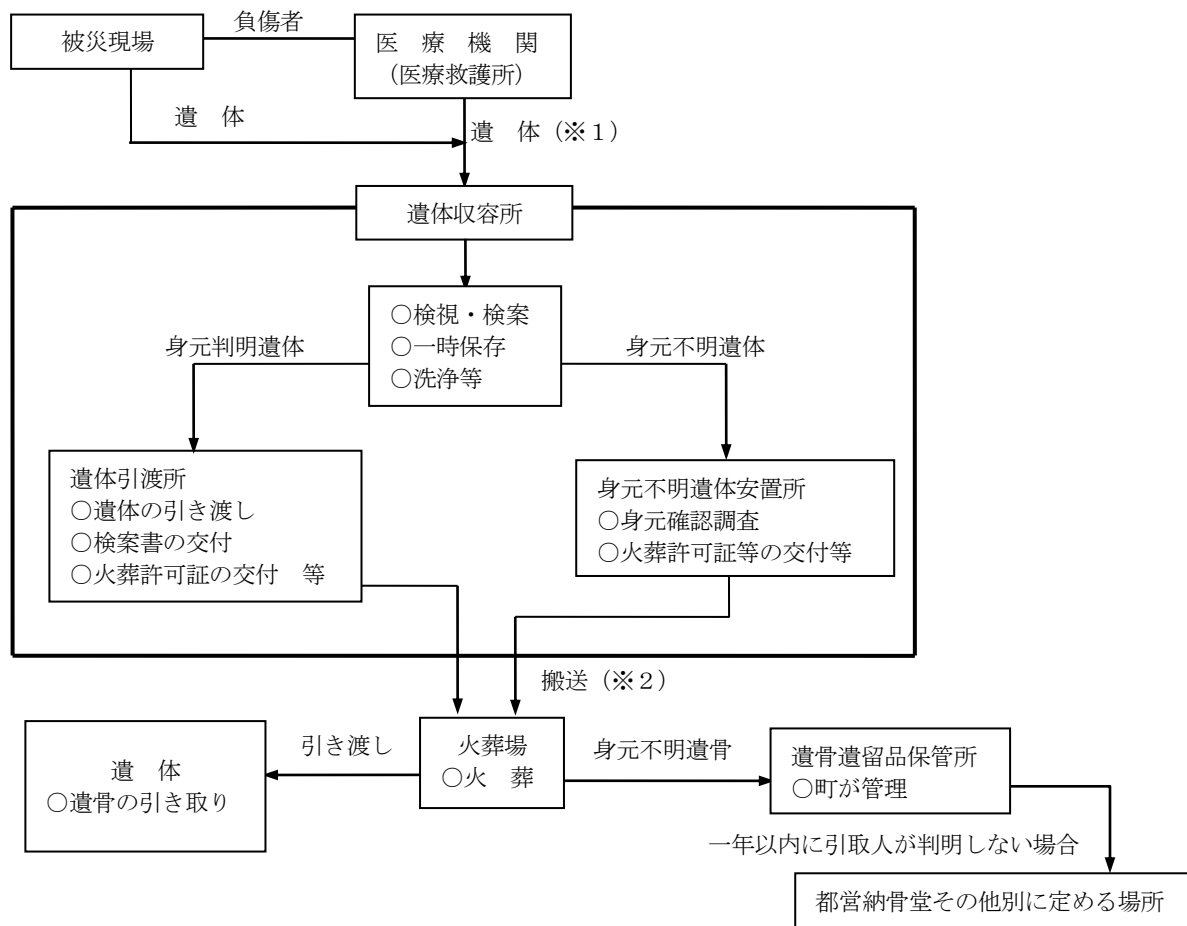
第5節 遺体の捜索、収容及び検視・検案等

災害に際し、行方不明者（周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。）や死亡者が発生したときは、遺体の捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、町・都及び防災関係機関相互の連絡を緊密にして、遅滞なく処理し、人心の安定を図る。

なお、遺体の取り扱いにあたっては、死者に対する礼が失われることのないように注意するとともに、遺族心情等を考慮して速やかに遺族に引き渡す必要がある。

遺体の捜索、収容、検視・検案及び火葬等については、次の流れにより、町・都及び大島警察署等が協力して行う。

○遺体取り扱いの流れ



※1 警視庁は、町が実施する遺体の搜索・収容等に協力。自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 町が搬送手段を確保できない場合は、町（水道環境課）の要請に基づき、都（福祉保健局）が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

1. 遺体の搜索

(1) 町の搜索

- ① 町（災害情報センター）は、都、警察署、海上保安部、消防団等の関係機関及びその他民間協力団体との協力のもとに、遺体の搜索を実施する。
- ② 町（災害情報センター）は、行方不明者等の搜索等に関して、関係機関との連絡調整にあたり、搜索活動が円滑にできるように、都（総務局、大島支庁）に対して支援を要請する。

(2) 大島警察署

- ① 救助・救出活動に伴い、発見・収容した遺体に関し適切な処理を行う。
- ② 町が実施する遺体の搜索・収容に協力する。
- ③ 行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。
- ④ 身元不明者については、人相・所持品・着衣・特徴等を写真撮影するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。

(3) 搜索の期間等

災害救助法施行細則に定めるところによる（資料編「資料第53 災害救助法による救助の程度・方法及び期間」参照）。

(4) 必要帳票等の整備

町（消防本部）は、遺体の搜索を実施した場合、次の書類・帳票を整備する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 搜索用機械器具燃料受払簿
- ③ 遺体の搜索状況記録簿
- ④ 遺体の搜索用関係支出証拠書類

2. 遺体の搬送（遺体収容所まで）

(1) 町（水道環境課）は、遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。

(2) 状況に応じて都（総務局、大島支庁）、大島警察署、消防団、葬祭業者等の関係機関への協力依頼等を行う。

(3) 遺体発見時は、遺体発見者、遺体発見日時、発見場所、発見時の状況、遺体の身元認知の有無等について、可能な限り確認する。

3. 遺体の収容等

(1) 遺体収容所の設置及び収容

① 町（水道環境課）は、災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、必要な器具等を用意した上で、遺体を収容する。

② 遺体収容所は、原則として次の施設に開設するものとし、状況に応じて、被害現場付近の公共施設、寺院等にも収容できるよう体制の整備に努めるものとする。

施設名	施設面積	所在地
大島町火葬場待合室棟	247.60 m ²	大島町元町字黒まま 352

③ 遺体収容所の開設状況については、都（福祉保健局、大島支庁）及び大島警察署に報告するとともに、住民に対しても周知を図る。

④ 遺体収容所の開設、運営において、町の対応能力で不十分な場合は、都（福祉保健局、大島支庁）及び関係機関に応援を要請する。

(2) 遺体収容所での活動

① 遺体収容所においては、都（大島支庁）及び大島警察署と連携のうえ、検視・検案業務の実施、遺体検案書の交付、遺体の引き渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理する。また、遺体の腐敗防止措置を徹底する。

② 町（水道環境課）は、遺体収容所に管理責任者を配置し、遺体収容所設置に関する初動的な対応や遺体収容所における各種業務を円滑に遂行するための連絡調整等にあたる。

③ 町は、葬祭業者へ協力を要請するなどして要員や資機材を確保し、遺体収容所における各関係機関の活動に支障をきたさぬようにする。

④ 町は、「遺体処理票」及び「遺留品処理票」を作成し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に張り付ける。

(3) 遺体処理の期間等

災害救助法施行細則に定めるところによる（資料編「資料第53 災害救助法による救助の程度・方法及び期間」参照）。

(4) 必要帳票等の整備

町（水道環境課）は、次の帳票等を作成、整備する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 遺体処理台帳
- ③ 遺体処理費支出関係証拠書類

4. 遺体の検視・検案・身元確認等

遺体は、人心の安定、遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため検視・検案は原則として遺体収容所で集中的に実施することとし、町、都及び警察署は、必要な体制を確立する。

(1) 検視・検案

- ① 町（水道環境課）は、関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所において検視・検案等を迅速かつ的確に行える体制を確立する。
- ② 大島警察署は、検視班等を遺体収容所に派遣し、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。
- ③ 都（総務局）は、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。

(2) 遺体の遺族への引き渡し

- ① 遺体の引き渡し業務は、原則として大島警察署及び町（水道環境課）が協力して行う。
- ② 町職員が遺体の引き渡し業務に従事する場合は、大島警察署等「遺体引渡班」の指示に従うものとする。
- ③ 大島警察署等「身元確認班」の身元確認作業によっても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を町（水道環境課）が引き継ぐものとする。

(3) 死亡届の受理及び火葬許可証の発行

- ① 町（住民課）は、「遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、大島町役場等において死亡届を受理する。
- ② また、死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証または特例許可証を発行する。なお、迅速かつ適切な対応を期すため、職員の配置等の必要な条件整備に努める。
- ③ 死亡届の受理及び火葬許可証等の発行に関して、町の対応能力で不十分な場合は、都（福祉保健局）に対し必要な支援措置を要請する。

第6節 火葬等

1. 遺体の火葬等

(1) 遺体の火葬

- ① 遺体を火葬する場合は、町（水道環境課）は、「災害遺体送付票」を作成し、次の火葬場に搬送する。

施設名	施設規模	所在地
大島町火葬場	297 m ² （火葬炉2基）	大島町元町字黒まま 352

- ② 町（住民課）は、遺留品を包装して、「氏名札」及び「遺留品処理票」を付して、町が指定する保管所において、一時保管する。
- ③ 遺骨及び遺留品は、家族その他から引き取りの希望があったときは、「遺骨及び遺留品処理票」を整理のうえ、遺族等に引き渡す。

(2) 広域火葬

- ① 町（水道環境課）は、火葬場の被災や遺体が多数の場合などは状況に応じて、都（福祉保健局）に広域火葬の応援・協力を要請する。
- ② 広域火葬が実施される場合は、遺体収容所から島内の港湾・空港までの遺体搬送手段を確保するとともに、港湾・空港から受入れ火葬場までの遺体搬送手段の確保を都（福祉保健局）に要請する。

(3) 火葬の期間

災害救助法施行細則に定めるところによる（資料編「資料第53 災害救助法による救助の程度・方法及び期間」参照）。

(4) 必要帳票等の整備

町（水道環境課）は、次の書類・帳票等を作成、整備し保存する。

- ① 救助実施記録日計票
- ② 火葬台帳
- ③ 火葬費支出関係証拠書類

2. 身元不明遺体の取り扱い等

(1) 身元不明遺体の取り扱い

- ① 町（住民課、水道環境課）は、大島警察署等（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。
- ② 身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに町が指定する遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他特別に定める場所に移管する。

(2) 死亡者に関する広報

町（災害情報センター）は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都（総務局）及び大島警察署と連携を保ち、役場庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問い合わせ窓口の開設等、地域住民への情報提供を行う。

第7節 遺失物等の保管、引渡し

津波や土石流等で流出した所有者不明の遺失物等が大量に発生した場合は、これらの品を町と警察署が協力して保管し、所有者に返却するものとする。

1. 遺失物等の保管、公開

町（住民課）及び大島警察署は、捜索活動や住民からの届出等によって収集した遺失物を保管、整理して遺失物リストを作成するとともに、同リストを公開して所有者の発見に努める。

なお、遺失物等が大量に発生した場合は、遺失物保管場所を設置して遺失物等を適切に保管する。また、貴重品については大島警察署が保管し、遺失物法に基づいて処理するものとする。

2. 遺失物等の返却、処分

町（住民課）及び大島警察署は、遺失物の受付窓口を設置し、所有者等が現れた場合は、本人確認等を行って遺失物を返還する。

なお、一定期間以上たっても所有者が現れない遺失物等については、遺失物法等に基づいて処分できるものとする。

第6章 避難対策

項目	町担当	関係機関
第1節 避難態勢	防災対策室、災害情報センター、福祉けんこう課、住民課、消防本部、総務課	各防災関係機関、大島支庁、大島警察署、消防団
第2節 緊急避難場所、指定避難所の指定及び安全化	防災対策室、建設課、消防本部	
第3節 避難所の開設・運営	災害情報センター、総務課、福祉けんこう課、住民課、観光産業課	
第4節 要配慮者の安全対策	防災対策室、福祉けんこう課、建設課、住民課	
第5節 島外への避難	総務課、災害情報センター	

第1節 避難態勢

災害時に避難が必要となった場合は、住民等の生命、身体等の安全を確保するため、防災関係機関と自主防災組織等が緊密な連絡協調を行い、平常時から避難に必要な態勢の整備を推進するものとする。

1. 事前避難

町は、災害時に事前避難を必要とする地域・場所をあらかじめ定めておき、その地域の住民や観光客を含めた滞在者等に対しては、避難所、避難経路、避難の方法等を事前に周知徹底させ、災害時には積極的に自主避難するよう指導する。また、避難行動要支援者（※）に対しては、防災関係機関及び自主防災組織の協力を得ながら、事前避難を推進する。

※災害対策基本法では、高齢者、障害者、乳幼児などの配慮を要する者を「要配慮者」、そのうち災害時に自力での避難が困難なため避難行動の支援を要する者を「避難行動要支援者」と定義している。

2. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）

(1) 一般基準

避難のための立ち退きの勧告及び指示などの判断基準は、原則として次のような事態になったとき発するものとする。

- ① 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき
- ② 大雨による泥流、土石流及び山崩れ等により著しい危険が切迫しているとき
- ③ 地震及び噴火の発生により落石、津波、また噴石、降灰、溶岩の流出等のおそれがあるとき
- ④ 土砂災害警戒情報が発表され、町長が必要と判断したとき
- ⑤ その他、住民の生命または身体を災害から保護するため、必要と認められるとき

(2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の発令

- ① 町の地域において災害の様相から住民の生命、身体に危険が及ぶおそれがある場合、またはその危険が切迫した場合には、町長（町本部長）は、大島支庁長、大島警察署長、気象庁火山監視・警報情報センター伊豆大島火山防災連絡事務所長（以下「火山防災連絡事務所長」という。）、町長（町本部長）が必要と認めた者と協議の上、避難を要する地域及び避難先を定めて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）を発令する。この場合、町長（町本部長）はただちに大島支庁長（地方隊長）を経由して、都本部に報告する。
- ② 災害が発生し、または発生するおそれがある場合で、住民の生命・身体を保護するため必要があると認めたときは、町長（町本部長）は、大島支庁長、大島警察署長、火山防災連絡事務所長、町長（町本部長）が必要と認めた者と協議の上、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限もしくは禁止し、または退去を命ずるものとする。
- ③ 町（防災対策室）は、平常時から各地区の自主防災組織役員との連絡調整や班体制の形成等について、各地区の実情を把握するよう努めるものとする。
- ④ 現地において著しい危険が切迫し、町長（町本部長）が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、または町長（町本部長）から要求があったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、警察官はただちに町長（町本部長）に通報するとともに、避難の指示を行った日時、対象地区、避難誘導方向及び避難先等をあわせて通知する。

○三類型の避難勧告等一覧

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	○避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者は計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始） ○上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
避難指示 (緊急)	○前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動をただちに完了 ○未だ避難していない対象住民は、ただちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動

※自然現象のため不測の事態等も想定されることから、避難行動は計画された避難場所等に避難する「立退き避難」が必ずしも適切ではなく、事態の切迫した状況等に応じて、自宅や隣接建物の上の階等に避難する「屋内での待避等の安全確保措置」が適切なこともある。

○避難の勧告及び指示の実施責任者一覧表

実施責任者	災害の種類	根拠法
市町村長または知事 (勧告・指示※)	災害全般	災害対策基本法 60 条
警察官 (指示※)	同上	災害対策基本法 61 条 警職法 4 条
海上保安官 (指示※)	同上	災害対策基本法 61 条
水防管理者 (指示)	洪水高潮	水防法 29 条
知事またはその命を受けた職員 (指示)	洪水高潮	水防法 29 条
知事またはその命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべり等防止法 25 条
自衛官 (指示)	災害全般	自衛隊法 94 条

※災害対策基本法による避難指示（緊急）については、「立退き避難」のほか、「屋内での待避等の安全確保措置」を指示することができる。

(3) 個別基準

○ 津波

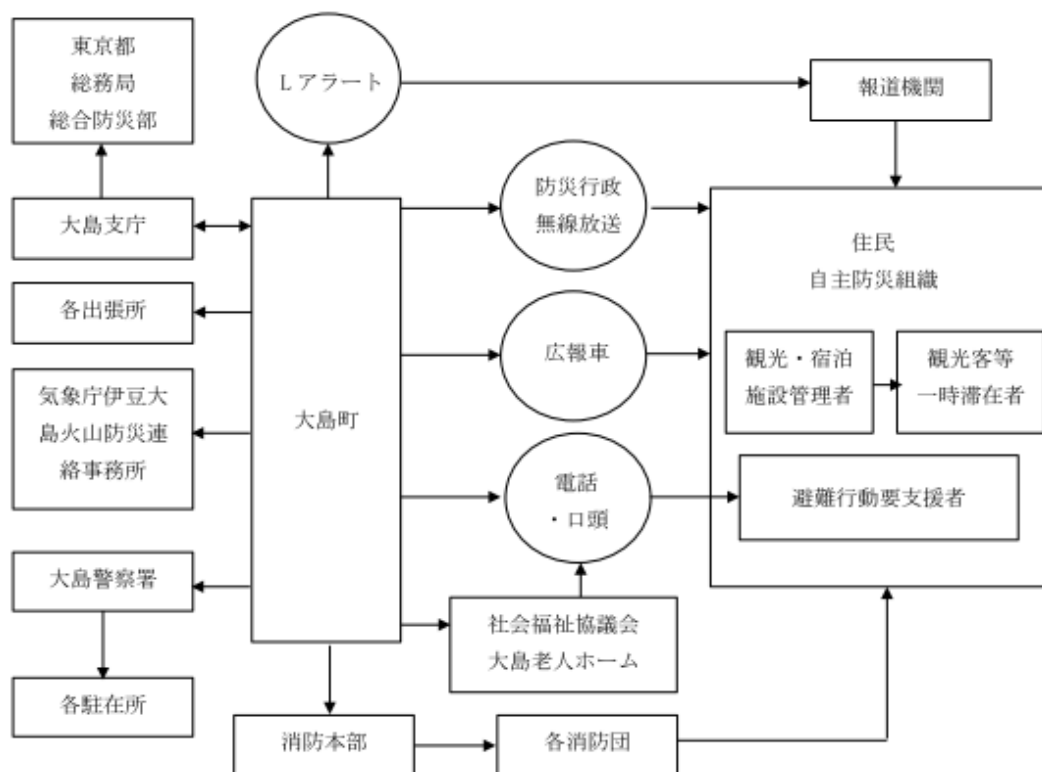
第2編「津波対策編」の第6章第2節「避難指示（緊急）」による。

3. 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の伝達

町（災害情報センター）は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）の発令を行った後ただちに、防災行政無線放送及び広報車、消防団を通じて、避難者へ伝達する。

また、避難勧告・避難指示（緊急）の発令を行った後ただちに、災害情報共有システム（Lアラート）に情報をアップロードし、テレビやラジオ等の報道機関を通じて避難者へ周知するものとする。

その他、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の伝達方法は、第2章「情報の収集・伝達」に準ずる。



避難勧告等の伝達系統図

4. 避難誘導

(1) 町

- ① 町（災害情報センター）は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）を発令した場合、大島警察署及び消防団の協力を得て、各地区の自主防災組織の役員等を中心に地域内を細かく細分化した班体制を編成し、あらかじめ指定してある班ごとの避難場所等に誘導する。
- ② 町（防災対策室）は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の発令するいとまがない場合の住民等の避難について、あらかじめ地域内の実情や災害時の状況に応じた避難方法を想定しておくものとする。
- ③ 町（福祉けんこう課、住民課）は、すべての避難行動要支援者が情報を確実に伝達できる仕組みを構築するとともに避難支援者に対しても情報を伝達できる仕組みを構築する。

(2) 大島警察署

- ① 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）が発令された場合には、町及び関係防災機関に協力し、あらかじめ指定された避難場所等へ避難誘導する。
- ② 避難道路等の要所に誘導員を配置するなどして避難誘導にあたる。また、夜間の場合は照明資材を活用して誘導の適正を期するものとする。
- ③ 避難場所では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡をとり、被害情報の収集ならびに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を講じ、避難場所の秩序維持に努める。
- ④ 避難勧告または指示に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。

(3) 大島町消防本部及び消防団

- ① 消防機関は、消防車等のサイレン吹鳴及び広報車その他により当該地域の住民に周知を徹底し、特に危険地域からの救出誘導を重点に実施する。
- ② 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）の伝達のほか、最適な避難方法の情報提供等を行う。
- ③ 避難が開始された場合は、消防団の活動により、避難誘導を行う。
- ④ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難路、避難経路の安全確保に努める。

(4) 社会福祉協議会・福祉関係者

土砂災害のおそれのある時は、町（福祉けんこう課、住民課）との連絡態勢を取り、避難行動要支援者への避難支援（情報伝達・避難誘導）を行う。誘導の際は、避難行動要支援者の移動方法に応じた誘導を行うこととし、必要な車いす等の機材や福祉車両等は事前に手配するものとする。

(5) 観光施設等管理者及び宿泊施設管理者

気象庁から発表される大雨警報等の気象情報や、町からの注意喚起及び避難勧告等の発令情報の把握に努め、施設利用者に対して、気象情報や避難経路、避難所等、必要な情報提供を行う。

また、町から避難勧告または避難指示（緊急）が発令された場合、宿泊者に対して避難所への避難を勧告するとともに、自力での避難が困難な宿泊者に対しては、営業車等を活用して避難誘導に努める。

5. 避難方式

(1) 震災時の2段階避難（一時集合場所に集合した後、避難場所へ避難）

① 都における震災時の避難方式は、2段階避難方式を基本としている。

町においても、自主防災組織の班体制により各地区の班員は班ごとに指定された一時集合場所に集合した後、役員等の誘導により指定された避難場所へ避難するものとしている。

② 町（防災対策室）は、平常時から、地域内に指定してある一時集合場所の位置、状況を把握し、避難するときに適切な場所であり、安全が確保できるスペースを有しているか等を確認・検討するものとする。

(2) 津波、風水害等の避難

① 立退き避難

津波や風水害に対する避難は、避難対象区域の範囲外へ移動する「立退き避難」を原則とする。

② 屋内での待避等の安全確保措置

ゲリラ豪雨等で避難の勧告や指示を行ういとまがない場合、または地域の実情や災害の状況により、立退き避難が困難な場合は、近隣の堅牢な建物の高層階への「緊急避難」や、やむを得ない場合は自宅等での「屋内待避」を行う。

(3) 移動を伴う再避難

発生した災害や被害状況によっては、避難した避難場所が危険な状態になった場合、島内を南部・中部・北部の3地区に集約するなどした、2次的な避難場所を設置する。その際、住民の移送については、大島旅客自動車（株）保有の大型バスを利用するものとし、台数に限りがあるため、実施には効率的な運用を図るものとする。

6. 避難場所の運用

(1) 住民の避難が必要になった場合において、町（総務課）は、ただちに各避難場所の規模、状況を勘案し、必要な職員を派遣し、避難場所の運用にあたる。

(2) 避難場所の運用については、責任者を定め情報連絡体制を確保し、次の事項を主に行う。

① 町本部との連絡調整

② 避難者への情報提供及び相談受付

③ 自主防災組織の協力による避難者数の把握

(3) 傷病者等が避難してきた場合は、町本部（福祉けんこう課、消防本部）と連絡調整し、救急車で医療施設へ搬送する。

第2節 緊急避難場所、指定避難所の指定及び安全化

1. 緊急避難場所の指定

震災時等に発生する延焼火災、津波、風水害、火山災害等の危険から住民の生命を保護するため、災害対策基本法の基準により災害事象別に緊急避難場所を指定する。

○指定緊急避難場所の現況

対象事象	箇所数	有効面積	備考
地震・津波	16 箇所	134,297 m ²	屋外
土砂災害	15 箇所	13,417 m ²	屋内
火山災害	19 箇所	144,505 m ²	屋外

※資料編「資料第 41 指定緊急避難場所・指定避難所一覧」

2. 指定避難所の指定

災害によって住居に被害を受けた者または現に住居に被害を受けるおそれのある者で、自ら住居を確保できない者を一時的に滞在させるため、災害対策基本法の基準による避難所を指定する。

- ① 避難所は、原則として、小学校通学区域または地区（集落）を単位とする。
- ② 避難所は、耐震・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）とする。
- ③ 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 m²あたり 2 人とする。

○指定避難所の現況

対象事象	箇所数	有効面積	収容人員
地震・津波	22 箇所	17,436 m ²	10,039 人
土砂災害	15 箇所	13,417 m ²	7,725 人
火山災害	25 箇所	18,956 m ²	10,914 人

※資料編「資料第 41 指定緊急避難場所・指定避難所一覧」

3. 避難場所・避難所の安全化

(1) 避難場所・避難所までの道路の安全化

震災時等に住民が避難場所等へ安全に避難できるよう、町（建設課、防災対策室、消防本部）及び防災関係機関では計画的に各避難場所、避難所に通ずる主要道路の整備・改良等に努め安全化を図るものとする。

- ① 避難場所・避難所に通じる道路の整備
- ② 消防水利の整備
- ③ 避難する道路沿いの施設の安全化

(2) 避難所の建物の安全化

避難所に指定した建物については、早期に施設管理者もしくは管理している担当者が耐震診断等を実施し、必要な改修の実施に努め、安全性の確認・確保を図るものとする。

第 3 節 避難所の開設・運営

1. 避難所の開設

- (1) 町本部長（町長）は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告または避難指示（緊急）を発令した場合は、ただちに避難所を開設する。また、勧告・指示等が出される前であっても、住民から避難所に避難したい旨の連絡や避難してきた場合には、ただちに避難所を開設する。
- (2) 総務課長は、町本部長（町長）から指示を受けた場合は、ただちに避難所に職員を派遣し、避難所の開設に必要な準備を行うものとする。
- (3) 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間を速やかに所定の様式を作成し、都（大島支庁、福祉保健局）及び大島警察署、消防団等関係機関に報告する。

- (4) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。
- (5) 避難所の開設期間は、災害救助法施行細則に定めるところによる（資料編「資料第53 災害救助法による救助の程度・方法及び期間」参照）。
- (6) 避難所が不足する場合には、一時的に被災者を受け入れるため、野外に受入れ施設を開設する。
- (7) 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都（福祉保健局）に調達を依頼する。
- (8) 野外受入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

2. 二次避難所（福祉避難所）の開設

- (1) 町（福祉けんこう課、住民課）は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者・障害者等）に対し、状況に応じ、介護など必要なサービスを提供するため、次の町有施設に福祉避難所を開設する。また、さらに必要となる場合は、あらかじめ協定を締結してある次の民間社会福祉施設に二次避難所（福祉避難所）の開設を要請する。

① 町有施設

災害種別	施設名
地震・津波、火山災害	大島町けんこうセンター
風水害	開発総合センター（2階大集会室）

② 協定施設

- ア. 社会福祉法人 椿の里 大島老人ホーム
- イ. 社会福祉法人 武蔵野会 大島恵の園
- ウ. 社会福祉法人 武蔵野会 第2大島恵の園

③ 協定施設 医療行為が必要な者

- 在宅治療等で避難所での受入れが難しい者は、大島医療センターにて避難者を受け入れる。
- ア. 医療社団法人 藤清会 大島医療センター

- (2) 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都（大島支庁、福祉保健局）及び大島警察署、消防団等関係機関に連絡するものとする。

3. 避難所の管理運営

- (1) 町（総務課）は、各避難所に職員を配置するとともに、自主防災組織、ボランティア及び防災関係機関の協力を得て、避難所の管理運営を行う。
- (2) 各避難所では、避難所に配置された町職員と自主防災組織の役員等が連携して避難者の情報を収集し、町出張所の職員が班単位ごとに班員数の確認及び避難者名簿を作成し、各避難所での避難住民を把握し、町本部（災害情報センター）に報告する。
- (3) 避難所に指定されている学校の校長は、町職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定しておくものとする。
- (4) 避難所に避難した住民に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うために、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、FAX等の整備を可能な範囲で行うものとする。
- (5) 避難所では、性別を踏まえたプライバシーへの配慮と良好な生活環境を確保するよう努めるものとする。

(6) その他運営にあたっては、女性、要配慮者等への配慮、防犯等を考慮し、次の対策の実施に努める。

- ① 避難所を管理する町職員や自主防災組織の役員は、男女双方を配置するように努める。
- ② 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者から配布したり、女性専用スペースや女性トイレに配備したりするなど、配布方法を工夫する。
- ③ 女性や子どもへの暴力、防火・防犯のため、巡回警備、相談体制（男女別の相談員の配置等）の確保に努める。
- ④ 食料の提供にあたっては、食物アレルギーの避難者に配慮し、原材料の表示や献立表の掲示等を行う。

(7) 各避難所配置職員の任務は次のとおりとする。

- ① 避難所の開設（閉鎖）に関すること
- ② 避難所の受付に関すること
- ③ 避難者の把握に関すること
- ④ 避難所の記録に関すること
- ⑤ 避難所の給食に関すること
- ⑥ 物資、食糧の受払いに関すること
- ⑦ ボランティアの受入れに関すること
- ⑧ その他状況に応じた必要事項

4. 在宅避難者の支援

町は、避難所以外の自宅等で生活を余儀なくされた在宅避難者に対しても避難所滞在者に準ずる支援に努める。

- (1) 町（災害情報センター）は、防災行政無線放送等での呼びかけや自主防災組織等に、在宅避難者や自主的な避難所の所在確認、在宅避難者等への情報提供を依頼する。
- (2) 町（観光産業課、福祉けんこう課）は、避難所を各地区の在宅避難者への支援拠点とし、食料及び生活必需品の供給、巡回健康相談等の実施に努める。

第4節 要配慮者の安全対策

災害時には、火災の同時多発や交通及び情報の混乱等により、救護・救援活動その他行政の応急対策活動は、著しく困難や制約を伴うことが予想される。

これら困難や制約を克服するため、町では平常時から地域の協力体制を活用し、次のような施策を推進させ、生活環境や医療など必要なサービスを提供できるよう体制の整備を図るものとする。

1. 「要配慮者対策班」等の設置

災害時において町（民生部長）は、関係機関、自主防災組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者に対応する窓口となる「要配慮者対策班」を民生部内に設置し、安否確認を含む状況の把握及び支援サービスの提供等に取り組む。

また、要配慮者対策班は、要配慮者に関する情報を一元的に収集、管理するとともに、各関係機関の協力を得て、医療施設、特養老人ホーム、福祉施設など要配慮者利用施設の被災状況をはじめ、要配慮者対策を進めるうえで必要な情報収集に努める。

2. 二次避難所（福祉避難所）の活用

町（福祉けんこう課、住民課）は、社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として活用し、自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、介護など必要なサービスを提供する。

3. 医療等の体制

町（福祉けんこう課）は、透析患者や在宅難病等専門医療を必要とする患者については、医療施設との情報交換と医療体制の状況把握を行い、都と連携して必要な支援を行う。また、自宅や避難所等で生活する要配慮者等の心身の健康管理についても、都と連携を図り、巡回健康相談体制の確保に努める。

4. 食料等の確保

町（防災対策室、福祉けんこう課、住民課）は、食生活の多様化や高齢者や障害者、乳幼児等に配慮した食料備蓄の整備を進め、備蓄品目、備蓄量に関し、きめ細かな備蓄計画の策定に努めるものとする。

5. 福祉機器等の確保

町（福祉けんこう課、住民課）は、避難行動要支援者が避難所等で生活するうえで、必要な福祉機器を確保するため、都をはじめ、関係機関と協力して調達及び輸送等に努める。

6. 応急仮設住宅への優先入居

都が建設する応急仮設住宅は、必要に応じて高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅になっている。町（福祉けんこう課、建設課、住民課）は、応急仮設住宅の入居者選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努めるものとする。

第5節 島外への避難

1. 住民等の島外への避難（移送）

(1) 町本部長（町長）は、島内の避難所に住民を収容することができないとき、または災害の状況により島内にとどまることが危険となり、住民の島外への避難が必要と判断した場合は、住民の島外への移送について知事（都福祉保健局）に要請する。

また、町本部長（町長）は、住民移送のため使用する港を選定し、当該港の使用について大島支庁長（地方隊長）にその可否を問うものとする。

(2) 高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、重症患者等の要配慮者は、施設設備やプライバシー、また、医療的観察等の必要性、衛生状態等の問題から、島内の避難所での集団生活は困難であることが想定される。そのため、要配慮者について島外の施設または医療機関等への移送が必要と判断した場合、町本部長（町長）は、要配慮者の島外への移送について知事（都福祉保健局）に要請する。

(3) 町（総務課）は、住民の島外への移送を要請した場合、町職員の中から移送先における連絡要員を定め、移送先となる区市町村に派遣するとともに、移送にあたっては引率者を添乗させる。

(4) 島外へ移送された住民の避難所の運営は受入れ先の市町村が行うものとし、町は積極的に運営に協力する。

(5) 町本部長（町長）は、島外への避難を実施する場合、島からの住民等の移送方法及び上陸後の陸上移送について、災害の状況等を勘案し、最善の方法で実施されるよう知事（都福祉保健局）に要請するものとする。

(6) 町（災害情報センター）は、島外への避難方法等が決定した場合は、集合場所、移動手段、携行品の制約の情報を広報する。

第7章 水・食料・物資・輸送対策

項目	町担当	関係機関
第1節 飲料水の供給	水道環境課	都
第2節 食料の供給	防災対策室、観光産業課	都
第3節 生活必需品等の供給	防災対策室、観光産業課	都
第4節 救援物資の受入れ・管理	観光産業課	
第5節 燃料の調達	観光産業課	都
第6節 緊急輸送路の整備	建設課	大島支庁、大島警察署
第7節 輸送車両等の確保	総務課、観光産業課	大島警察署、都、各防災関係機関

第1節 飲料水の供給

1. 応急給水拠点

(1) 給水拠点施設

災害時における飲料水の確保は、被災者の生命維持を図るうえで極めて重要である。

災害時には、配水管の破損等による一時的な断水が各地区において予想され、復旧には人員確保の困難性や道路交通の不能などにより早期の復旧は困難と考えられる。

このため、町（水道環境課）は、応急給水活動を次の施設において実施するものとする。

① 浄水場

名称	施設	取水量（1日）	給水能力（1日）	給水方法
北の山浄水場	脱塩施設	3,200 m ³	5,300 m ³	自然流下方式
南部浄水場	脱塩施設	1,650 m ³	2,900 m ³	自然流下方式

② 防災対策用兼用貯水槽

町では、防災対策用兼用貯水槽（地下タンク）を、島内3ヵ所に整備し、災害時の応急給水に備えている。

設置場所	容量	住所
旧泉津出張所跡地	100 m ³	大島町泉津
つばき小学校グラウンド入口	100 m ³	大島町元町字家の上
旧南部診療所跡地	100 m ³	大島町差木地字クヅ

③ 応急給水槽

設置場所	容量	住所
元町港船客待合所地下	50 m ³	大島町元町1-18-3

※ 応急給水槽は、東京都大島支庁港湾課が設置し、大島町が管理業務を受託している。

(2) 給水拠点の整備

町（水道環境課）は、災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施するため、平常時に商用電力により稼働している給水施設を停電時にも一定期間の稼働が可能となるように自家発電設備の整備を図り、また、エンジンポンプ等の応急給水用資器材の計画的な整備を推進するものとする。

2. 応急給水活動

(1) 給水基準

- ① 災害時における飲料水の確保については、生命維持に必要な最小限度の飲料水として、1日一人あたり3リットルを基準とする。
- ② 平常時から、各家庭では世帯人数に応じて、20リットルから60リットル程度の水を確保するよう周知に努める。

(2) 給水体制

町（水道環境課）は、災害時における給水体制について、以下のとおり実施する。

- ① 災害が発生した場合、給水状況や住民の避難状況など必要な情報を把握し、応急給水計画を定めて給水態勢を確立する。
- ② 応急給水は、浄水場・兼用貯水槽・応急給水槽等の給水拠点で行う。また、給水拠点からの距離がおおむね2km以上離れている避難所では、車両による応急給水を行う。
- ③ 後方医療機関となる大島医療センター及び福祉施設については、車両による応急給水を行う。

(3) 協力体制の整備

町（水道環境課）は、島内の指定水道工事店等の協力体制を確立し、災害時の応急給水及び水道施設の復旧に対応するものとする。

(4) 都に対する要請

町（水道環境課）は、被害の規模・状況等から勘案して、町の応急給水活動及び応急給水資器材のみでは、対応能力に不足が生じる場合、都（総務局）に対して、応急給水に関する支援を要請する。

第2節 食料の供給

1. 食料の備蓄・調達体制の整備

(1) 主食等の確保

- ① 町（防災対策室）は、災害により、日常の食事に支障を生じた被災者に対し、速やかに食料の供給ができるよう平常時から、災害用食料として要配慮者にも配慮した食料備蓄を進め、備蓄品目・量に関し、備蓄計画に基づいた計画的な備蓄に努めるものとする。また、必要に応じて緊急に食料を調達できる体制を整えておき、食料の確保と生活の安定に期すよう整備計画を樹立するものとする。

※資料編「資料第43 災害備蓄品の現況と方針」

- ② 被災者に対する食料の供給は、町が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- ③ 炊き出し等の体制が整うまでの間は、町及び都の備蓄または調達する食料等を支給する。
- ④ 被害状況がおおよそ判明し、道路及び港湾施設の安全確認等が本格化する中、輸送対応が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制について整備を図るものとする。
- ⑤ 町（観光産業課）は、島内の各事業所等に対し、従業員や来客等の非常用食料等の備蓄を依頼するものとする。

- ⑥ 町（防災対策室）は、備蓄計画に基づき、3日分の食料を備蓄するよう努めるものとする。
- ⑦ 災害時の応急措置として、町（観光産業課）は島内小売業者と食料調達に関する協力体制を事前に確立しておくものとし、住民においても備蓄するよう推進していく。
- ⑧ 町内での調達数量に不足が生じたとき、または調達が不可能な場合には、町（観光産業課）は都（総務局）に対し、食料調達の要請をするものとする。

（2）調製粉乳の備蓄

- ① 町（防災対策室）は、被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調整粉乳を、災害発生後の最初の3日分について確保するよう努める。
- ② 都（福祉保健局）は、広域的見地から区市町村を補完するため、以後4日分を備蓄する。

（3）副食品の調達

町（観光産業課）は、米飯給食に必要となる梅干、漬物、佃煮等の副食品や調味料の調達について、島内小売業者から調達するものとし、なお不足する場合は、都（総務局）に対し調達の支援を要請するものとする。

2. 食料の配布

（1）食料の輸送・集積地

- ① 町内で調達した食料は避難所等に直接搬送し、都など町外から調達した食料等は、原則として空港または港湾に近接する公共施設等に輸送拠点を選定して中継する。
- ② その他、輸送に関しては、本章第6節「緊急輸送路の確保」及び第7節「輸送車両等の確保」による。

（2）配布基準

- ① 被災者に対する炊き出しその他による食料給与の配布基準は、災害救助法施行細則に定めるところによる（資料編「資料第53 災害救助法による救助の程度・方法及び期間」参照）。
- ② 配布にあたっては、配布計画をたて、高齢者、児童、病弱者等の要配慮者を優先し、自主防災組織を中心に収容者等の協力を得て行うものとする。
- ③ 食物アレルギーの避難者に配慮し、原材料の表示や献立表の掲示等を行うものとする。

（3）炊き出しの実施

- ① 炊き出しは、原則として避難所で実施する。
- ② 炊き出しの実施にあたっては、避難所に配置された職員が町本部（観光産業課）と連携して食材、食器及び資機材を調達し、自主防災組織、婦人会、一般ボランティア、日赤奉仕団体等の協力を得て炊き出し作業を実施するものとする。

第3節 生活必需品等の供給

1. 生活必需品等の備蓄・調達体制

（1）生活必需品等の確保

- ① 町（防災対策室）は、災害により住家に被害を受けた被災者に対し、日常欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品（以下「生活必需品等」という。）の給与等が速やかに行えるよう平常時から、必要な生活必需品等の計画的備蓄に努めるものとする。

- ② 災害時の応急措置として、町（観光産業課）は島内小売業者と生活必需品等の調達に関する協力体制を事前に確立しておくものとする。
- ③ 町内での調達数量に不足が生じた場合、または調達不可能なときは、町（観光産業課）は都（総務局）に対し、生活必需品等の調達の要請をするものとする。

2. 生活必需品等の配布

(1) 生活必需品等の輸送・集積地

- ① 町内で調達した生活必需品等は避難所等に直接搬送し、都など町外から調達した生活必需品等は、原則として空港または港湾に近接する公共施設等を輸送拠点に選定して中継する。
- ② その他、輸送に関しては、本章第6節「緊急輸送路の確保」及び第7節「輸送車両等の確保」による。

(2) 配布基準

- ① 被災者に対する生活必需品等の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる（資料編「資料第53 災害救助法による救助の程度・方法及び期間」参照）。
- ② 配布にあたっては、配布計画をたて、高齢者、児童、病弱者等の要配慮者を優先し、自主防災組織を中心に収容者等の協力を得て行うものとする。

第4節 救援物資の受入れ・管理

1. 町（観光産業課）は、備蓄、調達、応援要請によって、生活必需品等が不足する場合は、必要な物資を広く募集する。
 - (1) 必要とする物資の内容、量、送付方法（梱包時の品名の表示等）等を明らかにし、ホームページや報道機関等を活用して募集する。
 - (2) 受入れ対象は、原則として企業や団体からの大口のものとする。
 - (3) 物資が充足した時点で、募集を打ち切り、その旨を広報する。
2. 町（観光産業課）は、物資等の提供の応募を受付け、必要な時期に必要な物資等を町へ供給するよう、応募者に要請する。

第5節 燃料の調達

町（観光産業課）は、町本部や病院等の非常用発電機の燃料が不足する場合、また、避難所の暖房や炊出し等に用いる燃料が不足する場合は、町内の石油及びLPガスの販売業者に燃料の優先供給を要請する。

また、町内での調達が困難な場合は、都（総務局）に燃料供給を要請する。

第6節 緊急輸送路の整備

緊急輸送は、情報の収集・伝達と並んで災害応急対策活動の根幹といえる。町は、関係機関と連携を図る中で、輸送路及び輸送手段を確保し、災害時の円滑な緊急輸送に努めるものとする。

1. 緊急輸送路

- (1) 緊急輸送路については、災害時における迅速な物資輸送の骨格となり、大島空港、港湾・漁港、災害対策拠点（町役場、支庁、警察署、消防署、大島医療センター等）、緊急避難場所及

び避難所等が町道で結ばれている次の都道を位置づけるものとする。

路線名	区 間	延長 (m)	平均幅員 (m)
大島公園線 (都道 207 号)	自 大島町元町 至 大島町元町港	13,738	8.3
大島循環線 (都道 208 号)	自 大島町元町地の岡 大島公園線交点 至 大島町元町 大島公園線交点	43,293	9.7
川の道岡田港線 (都道 209 号)	自 大島町岡田川の道 大島循環線交点 至 大島町岡田港	1,773	14.1
下地波浮港線 (都道 210 号)	自 大島町差木地下地 大島循環線交点 至 大島町波浮港	1,522	7.9

(資料：H28 大島支庁管内概要)

- (2) まわりを海に囲まれた当町では、災害発生時（火山活動を含む）の崖崩れ等により、陸路が寸断される危険性が高い。このため、緊急避難や緊急輸送を海路に頼ることが想定されるため、港湾・漁港施設を利用した海路についても、緊急輸送路として位置づけるものとする。

港湾名	漁港名
元町港、岡田港、波浮港	元町漁港、岡田漁港、野増漁港、差木地漁港、泉津漁港

2. 輸送拠点

町では、避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時保管機能を持つ場所として、次のとおり輸送拠点を選定する。

大島町役場、元町港、岡田港、波浮港、大島空港

3. 災害時臨時離着陸場候補地の選定

災害時には、道路障害や交通混乱のため陸上輸送が困難となることが予想される。町は、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を次のとおり選定し、関係機関との調整を図るものとする。

施設名	住 所	候補地面積(m ²)	避難場所指定	管理者
トウシキヘリポート	差木地字下原	5,000	指定無し	大島町

4. 道路障害物の除去等（道路啓開等）

- (1) 災害時、道路と橋梁等の境に段差が生じたり、倒壊した建築物や電柱、落下した看板などの障害物が道路上に散乱し、被災者の救援・救護活動はもとより緊急物資の輸送などに支障が生じるおそれがある。このため、町（建設課）及び都（大島支庁）は、緊急時の交通路及び輸送路を確保するため、道路障害物の除去について、被害情報の収集に努め、連絡協力体制を確立し、緊急輸送路として骨格をなす都道及び都道より避難所等に通じる町道について、路上障害物の除去や陥没、亀裂等の応急補修を優先的に行うものとする。

なお、道路管理者である町（建設課）及び都（大島支庁）は、放置車両や立ち往生車両等により、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令することができる。また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動を行うことができる。

- (2) 大島警察署は、交通確保のため、緊急通行車両等の通行妨害になっている放置車両の排除にあたるほか、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物について、道路管理者及び防災関係機関と連絡を密にし、協力して除去するものとする。

5. 航路障害物の除去等

海上輸送を実施する場合、町（災害情報センター）は第三管区海上保安本部に対して航路障害物の除去を要請し、緊急輸送用の船舶の安全な航行を確保する。

第7節 輸送車両等の確保

1. 車両の調達

(1) 車両の確保・調達

- ① 町が業務遂行上必要とする車両は、第1次的には通常業務で各課が所管する保有車両を使用する。
- ② 町（観光産業課）は、町保有車両に不足が生ずる場合は、運送業者等に対し、車両の調達について協力要請する。また、事前に調達先、調達予定数を計画化し、車両の確保を明確化するよう努める。
- ③ 所要車両が調達不能になった場合は、都（財務局）に対して調達あっ旋を要請するものとする。

2. 本船荷役の確保等

- (1) 町（観光産業課）は、都に要請した救援物資、または、救助・救援活動及び応急対策活動に従事する車両のに必要な本船荷役態勢の確保を、関係業者に依頼するものとする
- (2) 依頼を受けた関係業者は、災害発生時より、海上の波や港の状況を把握し、その情報を町、都（大島支庁港湾課）及び関係機関に提供するとともに、大島支庁港湾課が指定する受入れ場所において、本船荷役に必要な態勢を整える。
- (3) 救援物資等の荷役に係る施設は、大島空港及び港湾（元町港・岡田港・波浮港）とする。また、港湾については、緊急物資の受入れが日没後になる場合、応急対策として、大島町消防団及び大島建設業協会に対し、投光機等の夜間照明機材を調達要請するなどの対応をとるものとする。

※資料編「資料第45 町内の空港・港湾の概要」

3. 住民輸送用車両の確保

住民の避難が必要な災害が発生し、災害の規模・状況によっては、島内での地区を移動する避難行動、あるいは、島外へ避難しなければならない場合、住民を移送するため、町（観光産業課）は、大島旅客自動車（株）に対し、大型バスの待機及び配車ならびに運行を要請するものとする。なお、運転手の不足分については、島内の運転免許保有の協力者等により対応する。

※資料編「資料46 町内のバス・運転手の現況」

4. 緊急通行車両等の確認

警戒宣言発令時及び災害発生により、災害応急対策の実施に必要な交通規制により一般車両の通行が禁止・制限された場合、大規模地震対策特別措置法施行令第12条及び災害対策基本法施行令第33条に基づく緊急通行車両（以下、「緊急通行車両等」という。）を優先して通行させることとなる。このため、災害応急対策に従事する緊急通行車両であることの確認は、次により行う。

(1) 確認実施機関

① 大島警察署

町及び防災関係機関が保有する車両及び調達した車両については、大島警察署長（都公安委員会）が確認を行う。

② 都（財務局）

都が調達、あっ旋した車両については、都（財務局）が確認を行う。

(2) 緊急通行車両の種類

① 災害対策基本法または大規模地震対策特別措置法による緊急通行車両は、次のいずれかに該当する車両である。

ア. 地震予知情報の伝達、災害発生の際の警報の発令及び伝達ならびに避難の勧告または指示に使用されるもの

イ. 消防、水防その他応急措置に使用されるもの

ウ. 応急の救護を要すると認められるものまたは被災者の救護、救助その他の保護に使用されるもの

エ. 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの

オ. 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの

カ. 清掃、防疫その他保健衛生に使用されるもの

キ. 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に使用されるもの

ク. 緊急輸送の確保に使用されるもの

ケ. 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他物資の確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に使用されるもの
コ. その他災害発生の際の防衛または拡大の防止ならびに軽減を図るための措置に使用されるもの

② 指定行政機関等との契約により常時震災対策活動専門に使用するもの

(3) 確認手続等

① 事前届出

町（総務課）及び防災関係機関は、震災等発生時に緊急通行車両等として使用することが決定している車両については、事前届出を行うものとする。

また、確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められた車両については、「緊急通行車両等事前届出済証」（以下、「届出済証」という。）の交付を受ける。

② 緊急通行車両等の確認方法

ア. 届出済証の交付を受けている車両の確認

届出済証の提出により、確認に係る審査は省略され、緊急通行車両等の標章及び確認証明書（以下、「標章等」という。）の交付を受ける。

イ. 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認申請書を提出し、緊急通行車両等に該当するか否かの審査を受ける。その後、審査

結果に基づき標章等が交付される。

○災害対策基本法施行規則第3条に基づく標章



- 備考1 色彩は、中央の記章部分を金色、「緊急」の文字と外枠を赤色、「登録 (車両) 番号」「有効期限」「年」「月」及び「日」の文字を黒色、登録 (車両) 番号ならびに年、月及び日表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 中央の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第8章 ごみ処理・し尿処理・トイレ対策・がれき処理

項目	町担当	関係機関
第1節 ごみ処理	水道環境課	都、大島支庁
第2節 し尿処理・トイレ対策	水道環境課、防災対策室	都、大島支庁
第3節 がれき処理	水道環境課	都、大島支庁
第4節 障害物の除去	建設課、観光産業課	都、大島支庁

第1節 ごみ処理

1. 実施機関

町（水道環境課）は、被災地における清掃業務等の対策を実施する。ただし、町のみでは実施することが困難な場合は、都に対し応援要請を行う。

2. ごみの処理方針

災害等により排出される大量のごみを迅速に処理し、被災地の衛生環境の確保を図るとともに、日常生活の早期回復に資する。また、町は、島内における災害時のごみ処理に関する計画の策定に努めるものとする。

3. ごみの処理方法

- (1) 災害地の環境衛生の短期回復を図るため、災害が発生した場合は、平常作業を中止して全能力をもって処理にあたるものとする。
- (2) ごみの発生量を推定し、被災地域内のグラウンド、空地等で、大型車両への積替え可能な場所を臨時集積場所として選定する。
- (3) ごみの集積場所では、ごみの分別の徹底を図る。
- (4) 町（水道環境課）は、委託清掃作業従業者のみで対処できない場合は、人員、車両を臨時雇い上げし、早期処理の達成に努める。
- (5) 収集したごみは、できるかぎり島内の施設において処理するが、島内での処理が困難である場合は、島外への搬出について、都（環境局）に対し応援要請を行う。

○可燃ごみ処理施設等の現況

施設名	処理能力	清掃作業車両台数
千波環境美化センター (焼却施設)	15トン/日	塵芥収集車両9台（委託業者）

第2節 し尿処理・トイレ対策

1. 実施機関

町（水道環境課）は、被災地におけるトイレ対策及びし尿処理業務等の対策を実施する。ただし、町のみでは実施することが困難な場合は、都に対し応援要請を行う。

なお、町は、し尿及び生活雑排水は合併浄化槽により一部処理しているが、今後においても自然環境に配慮し合併浄化槽による処理を推進していく。

2. し尿処理方法

(1) 地域における対応

発災後、ライフラインの供給が停止した場合においても、可能な限り既設水洗トイレが使用できるよう事業所、家庭では、平素から水の汲み置き等により、断水時に備えた生活水の確保に努めるものとする。

(2) 避難所等における対応

発災後、断水した場合には、学校のプール等で確保した水を利用し、水洗トイレが使用できるようにする。また、浄化槽が被災した場合など避難所等の状況により、仮設トイレ等の確保に努め、衛生環境に配慮する。

(3) し尿収集・処理

- ① 町（水道環境課）は、被災地のし尿処理について、委託清掃作業従事者のみで対処できない場合は、人員、車両の臨時雇い上げ、または都（環境局）へ応援要請を行い、収集体制を確保する。
- ② 収集したし尿は、千波環境美化センター（汚泥再生処理施設）で処理する。

○し尿等の収集処理能力（平成 28 年度）

収集機材	車 種	保有台数
し尿収集車	バキュームカー	16 台（委託業者）

3. トイレ対策

(1) 災害用トイレの確保

町（水道環境課）は、浄化槽が被災した地区や断水した地区について次のとおり災害用トイレを調達して被災地区の避難所等に配置する。

- ① 被災者 75 人あたり 1 基を基準とする。
- ② 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレなど多様な災害用トイレを確保する。
- ③ 要配慮者用トイレ（洋式トイレ等）の調達に配慮する。

(2) 普及啓発等

- ① 町（水道環境課）は、仮設トイレ等の設置にあたって、し尿の収集が可能な場所をあらかじめ選定しておくものとする。
- ② 町（防災対策室）は、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努めるとともに、事業所、家庭において、既設水洗トイレの便器を利用する災害用トイレやトイレ用品の備蓄及び生活水の確保を促進する。

第 3 節 がれき処理

1. 計画方針

災害発生後、応急対策や復旧活動を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、被災建物の解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「がれき」という。）は、島内の民間施設を活用し再利用、または適正処理するものとする。

また、災害の規模、被災状況によっては、島内でのがれき処理が困難な場合、町は、都に対して応援要請する。

2. 処理計画

(1) がれき処理の対象

被災建物の解体、撤去に伴うがれきは、原則として所有者の責任において被災者生活再建支援金等活用して行うこととする。ただし、大規模災害などにおいては、災害等廃棄物処理事業が適用されて公費負担による解体、撤去を行う場合もある。

(2) 実施体制

町（水道環境課）は、がれきの処理について町のみで処理することが困難な場合、民間業者に協力を求め、応急危険度や搬出難易度、復旧・復興計画等の優先度を考慮し、効率的に処理を実施する。

(3) 処理方法

町（水道環境課）は、次のとおりがれきを処理する。

- ① 地域における被害状況を確認し、計画的な処理のため、廃木材、コンクリートがら等種類の発生量及び処理量を推計する。
- ② 原則として発生場所ではがれきの分別を行う。
- ③ 廃木材は、破碎処理しチップ化して再利用する。ただし、再利用できないものについて、焼却して最終処理する。
- ④ コンクリートがら等は、破碎処理し工事関係の材料として再利用する。
- ⑤ 分別の徹底を図り、可能な限りリサイクルに努める。
- ⑥ がれき処理では、アスベスト等の有害物質の適正な取扱い及び大気汚染など環境対策に配慮するよう、工事業者等に処理処分に関する基準の遵守を指導する。

(4) 仮置場の設置

- ① 町（水道環境課）は、解体・撤去により発生したがれきの搬入先として、町有地または民間のオープンスペースを活用した仮置場を設置する。
- ② 仮置場は、積替え（がれきの輸送効率の向上）、分別の徹底、再利用施設が円滑に機能するまでの一時貯留等が行える用地とする。

○不燃ごみ等の処理施設の現況（平成 28 年度）

施設名	処理能力	処理品目
大島リサイクルセンター	525 t / 日	コンクリートがら・アスファルトがら・樹木・伐根等
大島エコ・クリーンセンター	1.8 t / 日	ペットボトル・缶・発泡スチロール・ビンガラス類
粗大ごみ処理施設（京塚金属）	7 t / 日	金属類等

※発生土砂の処理については、差木地・泉津地区の砂利採掘跡地を自然景観回復事業により、埋め立て場所として利用する。

(5) 災害廃棄物処理計画の策定

町（水道環境課）は、発災後のさまざまな情報を収集・整理し、町の区域におけるがれき処理の体制、方法、スケジュール等を明らかにした「災害廃棄物実行処理計画」を策定し、災害廃棄物処理の計画的な推進と進行管理を実施するものとする。なお、災害廃棄物処理実行計画を円滑に策定するため、想定被害に対する処理要領を定めた災害廃棄物処理計画の事前策定に

努める。

(6) 被災住家の解体

災害等廃棄物処理事業が適用される場合は解体住家の運搬及び処分を町が実施し、さらに、大規模な災害等により被災住家の解体について国の事業が適用される場合は、住家の解体についても町が実施する。

① 解体の広報・受付

災害等廃棄物処理事業等が適用され、町が被災住家の解体、処分を行うことを決定した場合は、国及び都の処理方針に従って適切な処理を推進する。町（水道環境課）は、対象住家や申請方法等を広報し、申請窓口を設置する。申請窓口では、申請の受付、解体・運搬業者の紹介、手続きの説明等を行う。

② 解体・運搬の調整等

町（水道環境課）は、住家の解体によるアスベストの飛散防止措置の指導、撤去しがれきの仮置場や受入れ時期等の調整を行う。

(7) 都に対する報告

町（水道環境課）は、発災後において、廃棄物処理施設や家屋等の被害状況及びがれきの発生量について、都（環境局）に対して報告するものとする。

第4節 障害物の除去

1. 住居障害物の除去

災害救助法が適用された場合は災害が終息したあとに、被災者が当面の日常生活を営むことができるように、町（建設課）は住居障害物を除去する。

(1) 土石・竹木等の除去計画

災害救助法適用後、除去対象戸数及び所在を調査し、都（本部）に対して報告するとともに、関係機関と協力して土石、竹木等の除去を実施する。

(2) 住居障害物の除去の対象等

災害救助法施行細則に定めるところによる（資料編「資料第53 災害救助法による救助の程度・方法及び期間」参照）。

2. 各種障害物の除去

(1) 河川関係の障害物の除去

町（建設課）及び都（大島支庁）は、所管する河川、排水路等の調査を行い、災害によって発生した障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力体制を確保する。

(2) 道路関係の障害物の除去

町（建設課）及び都（大島支庁）は、所管する道路上の障害物の状況を調査し、災害によって発生した障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力体制を確保する。

(3) 漁場等の障害物の除去

町（観光産業課、建設課）及び都（大島支庁）は、所管する漁場、海水浴場等の障害物の状況を調査し、災害によって発生した障害物を除去する。また、各関係機関と相互に密接な連絡をとり協力体制を確保する。

第9章 ライフライン対策

項目	町担当	関係機関
第1節 水道施設	水道環境課	都
第2節 電気施設		東京電力パワーグリッド
第3節 通信施設		各通信事業者

災害により日常生活に欠くことのできない水道、電気、通信等が被災した場合、住民生活に多大な支障が生じるため、これらライフライン施設が相互に連携を保ちながら応急対策等の諸活動を迅速に実施するよう努めるものとする。

第1節 水道施設

※資料編「資料第5 大島町水道施設一覧」、「資料第6 大島町給水区域図」

1. 災害時の活動態勢

町（水道環境課）は、水道施設の災害対策に備えて、次の活動態勢を確保する。

（1）動員の確保

災害時において、飲料水の確保、復旧及び情報連絡活動などに従事する要員を確保するため、あらかじめ職員の配備態勢を定めておく。また、勤務時間外に災害が発生した場合は、被害状況に応じ、職員は自動参集し、応急対策に従事する。

（2）関係業者等への協力要請

復旧及び応急給水に必要な人員、資機材については、指定水道工事店及び建設業者へ協力要請する。

（3）情報連絡活動

正確な被害等の情報を迅速に収集・伝達し、応急対策を迅速かつ効率よく推進するために、情報連絡の手段及び内容等を事前に定めておく。

2. 応急対策

町（水道環境課）は、被災した水道施設の応急対策を次のとおり実施する。

（1）災害復旧用資機材の調達

災害時の配水管及び給水装置等の資材について、町内の指定水道工事店及び建設業者の応援を得て対処することとし、なお、不足する場合には、都（水道局）に対し支援を要請し調達する。

（2）施設の点検

災害発生後、速やかに水道施設及び工事施工中の箇所等を点検し、被害状況を把握する。

- ① 水源・浄水・配水施設の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。
- ② 管路については、あらかじめ定めた主要送・配水管路の巡回点検を実施し、水圧状況や漏水、道路陥没等の有無及びその程度のほか、地上構造物の被害状況等の把握に努める。
- ③ 点検に先立ち、浄水施設、配水施設の運用状況及び貯水量の監視システムの情報をもとに、異常箇所の把握に努める。

(3) 応急措置

被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害が拡大するおそれがある場合には、速やかに次の応急措置を行う。

① 水源・導水・浄水施設及び配水施設

水源施設及び導水施設に亀裂・崩壊等の被害が生じた場合は、必要に応じて水源からの取水や導水の停止または減量を行う。

② 送・配水管路

ア．漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を可能な限り実施する。

イ．管路の被害による断水区域を最小限に止めるため、速やかに配水調整を行う。

③ 給水装置

倒壊家屋、焼失家屋及び所有者が不明な給水装置の漏水は、仕切弁により閉栓する。

3. 復旧対策

町（水道環境課）は、被災した水道施設の復旧を次のとおり実施する。

(1) 水源・導水施設の復旧活動

水源・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。

(2) 浄水施設の復旧活動

浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。

(3) 管路の復旧計画

① 復旧計画

復旧にあたっては、随時、配水系統などの変更等を行いながら、あらかじめ定めた順位をもとに、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要性、浄水施設・配水施設の運用状況等を考慮して給水拡大のために最も有効な管路から順次行う。なお、資機材の調達、復旧態勢及び復旧の緊急度等を勘案し、必要に応じて仮配管、路上配管等の仮復旧を実施する。

② 送・配水管路における復旧活動

断水区域を限定し、可能な限り給水を継続しながら、あらかじめ定めた優先施設から順次復旧する。

③ 給水装置の復旧活動

ア．公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧及び通水と並行して実施する。

イ．配水に支障を及ぼす給水装置の破損等については、申し込みの有無にかかわらず応急措置を実施する。

第2節 電気施設

災害により電力施設に被害があった場合の停電による被害は、ライフライン施設にも影響し、広範囲に被害が拡大するおそれがある。

災害時における停電を回避するため、東京電力パワーグリッド(株)（以下「東京電力」という）、は、電力施設の機能の維持、復旧等について応急対策を実施し、町本部との情報共有・連携体制を確立して対応する。

1. 災害時の活動態勢

災害が発生したとき、東京電力は非常態勢の発令をするとともに、次に掲げる非常態勢を編成し、非常災害対策活動等を行う。

(1) 非常態勢の組織

- ① 非常態勢の組織は、本社・総支社及び第一線機関等の単位で編成され、大島事務所が第一線機関等として非常災害対策支部を確立し、大島町内の非常災害対策活動を実施する。
- ② 非常態勢の組織は、非常態勢の発令に基づき設置する。ただし、大島町内において、災害が発生した場合は、あらかじめ定められた基準により自動的に非常態勢に入る。

(2) 要員の確保

非常態勢の発令があった場合は、対策要員は速やかに大島事務所に参集する。なお、大島町内で災害が発生し、自動的に非常態勢に入る場合にも、社員は大島事務所に参集する。また、非常態勢が発令された場合、大島事務所長は請負会社に対し、その旨を連絡し、必要があればただちに応援を求める。

(3) 非常災害対策活動

非常態勢が発令された場合、または大島町内で災害の発生により、非常災害対策支部が設置された場合には、非常災害対策活動に関する一切の業務は、非常災害対策支部のもとで行う。

(4) 情報連絡活動

大島町内で災害が発生した場合は、第一線機関等の大島事務所長は、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

- ① 一般的被害情報等（島内被害情報）
- ② 電力施設被害情報等（島内電力施設被害情報）

2. 応急対策

(1) 資材の調達・輸送

① 資材の調達

大島事務所においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、東京総支社対策本部に対する応急資材の請求により速やかに確保する。

② 資機材の輸送

非常災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、または船舶、ヘリコプター等により行うが、なお輸送力が不足する場合は、他の会社等から車両、船舶等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

(2) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ災害時においても原則として送電を継続するが、風水害及び火災の拡大等に対する円滑な防災活動のため、警察、消防本部等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 災害時における応援

本社本部は、島内の被害が甚大であり、大島事務所のみでの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、それぞれ復旧応援隊を編成し、必要な応援隊を出動させる。

(4) 応急工事

応急工事の実施にあたっては、原則的に人命に係る箇所、復旧対策の中核となる官公署、避難生活の場となる避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

(5) その他

災害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。

3. 復旧対策

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、迅速適切に実施する。また、各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた手順により実施する。

第3節 通信施設

災害時における通信の途絶は、災害応急活動の阻害要因となるとともに、社会的混乱のおそれが生ずるなどその影響は大きい。

このため、指定公共機関である各通信事業者は、災害時における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の維持、復旧等についての応急対策の実施は重要であり、町本部との情報共有・連携体制を確立して対応する。

1. 災害時の活動態勢

災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、各通信事業者の規定に基づき町本部を設置する。

町本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、都本部及び町本部ならびに国等の関係機関との連絡・調整を行う。

2. 応急対策

非常招集された対策要員が、町本部の指示のもと災害対策用機材、車両等を確保し、各通信事業者の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策を行う。

3. 復旧対策

各通信事業者の災害対策計画に基づき、通信の確保を重点として応急復旧工事、現状復旧工事、本復旧工事の順で復旧工事を実施する。

4. 輻輳（ふくそう）対策

地震等の災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合には、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

第10章 公共施設対策

項目	町担当	関係機関
第1節 公共土木施設等	建設課、観光産業課	大島支庁
第2節 社会公共施設等	教育委員会	

第1節 公共土木施設等

地震（火山活動に伴う地震を含む。）が発生した場合、各公共土木施設等の施設管理者は、速やかに被害状況を把握し、施設の機能回復のための応急・復旧措置を講ずるものとする。

1. 道路・橋梁

地震等が発生した場合、各管理者は、所管の道路、橋梁について、被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、交通規制等の措置、あるいは迂回道路の選定など、通行者の安全策を講ずるとともにパトロール等の広報を行う。被災道路、橋梁については、応急措置及び応急復旧対策を実施し、緊急物資等の輸送路を確保した上で、その後本格的な復旧作業に着手するものとする。

(1) 町

町（建設課）は、道路・橋梁の被害状況を速やかに把握のうえ、町道については町長に報告するとともに、被害状況に応じた応急・復旧を行い、交通の確保を図る。また、都所管の道路については、被害状況等を都（大島支庁）に報告し、応急・復旧の要請を行う。

道路の破損及び欠損、その他の状況により通行の規制を要すると認めるときは、大島警察署等関係機関に連絡のうえ、交通規制を実施し、住民の安全を確保する。

(2) 都（大島支庁）

所管の道路・橋梁については、参集途上の職員の被害情報の収集、町及び住民等からの被害情報、道路パトロールによる巡回調査をもとに、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。

応急復旧作業は、緊急物資輸送路の障害物除去を最優先に行い、主に建設業者に委託して行う。その後、逐次道路の被災箇所、放置すると二次災害を生ずるおそれがある箇所の応急復旧や、一般道路の障害物除去作業及び障害物の搬出を行う。

2. 港湾・漁港施設

都（大島支庁）は、地震、津波、高潮等により水域施設、外郭施設、係留施設等の港湾施設及び漁港施設が被害を受けたとき、またはそのおそれがあるときは、関係機関と協力して必要な応急措置及び応急・復旧対策を行う。

また、大島空港についても、滑走路、駐機場その他空港施設が被害を受けた場合、各施設の復旧に努め、航空交通の早期再開を図るものとする。

3. 砂防、急傾斜地崩壊防止施設

都（大島支庁）は、地震等により砂防及び急傾斜地崩壊防止施設が全壊または決壊という被害が発生し、これを放置すると著しい被害を生ずるおそれがある場合、速やかに被害状況を調査し、応急・復旧対策を行う。

4. 治山施設等

(1) 治山施設及び林道

都（大島支庁）は、治山施設（防風工・落石防止工・法枠工等）の被害状況を把握するとともに、都建設局等と即時連絡をとり、施設の応急対策を実施し復旧に努める。また、林道についても、地域住民の協力を得て情報を収集し、都産業労働局等（農林水産部森林課）に報告し、付近住民の生活上の不安を除去するための応急措置を速やかに実施する。林道の応急復旧にあたって大島支庁は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、復旧工事を早急に施工するよう措置する。

(2) 農道・灌漑施設

町（建設課、観光産業課）は、農道及び貯水池（沢立、滝川）の被害の状況について、地域住民からの通報や町担当職員の巡回調査により、被害状況を収集し、大島支庁を通じて、都産業労働局（農林水産部農業振興課）に報告するとともに、被害の拡大、二次災害を防止するための応急措置を速やかに実施する。

また、農地、農道及び貯水池等の復旧にあたって町は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づき、復旧工事を早急に施工するよう措置する。

第2節 社会公共施設等

医療機関、社会福祉施設、社会教育施設、学校等は、災害時において医療救護や避難施設として重要な役割を果たすものである。このため、各施設は事前に応急・復旧に関する計画を作成するものとし、災害により被災した場合にはその応急・復旧措置を速やかに行う必要がある。

1. 医療機関

患者収容施設という特殊性から、島内医療機関の管理者はあらかじめ作成した応急・復旧計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。特に、医療資器材、通信手段の確保等に努めるなど、状況に応じて患者の移送等の必要な措置をとるなど万全を期するものとする。

2. 社会福祉施設等

社会福祉施設の管理者は、高齢者、障害者（児）、幼児、児童等は、災害時に独力でその身の安全を確保することが極めて困難であることから、これらの人達が利用する社会福祉施設等においては、安全の確保を図るため平常時から関係機関と連携を密にするとともに、災害時には自主的な災害活動を実施し、事前に作成した応急・復旧計画に基づき、必要な措置等を行うものとする。

3. 学校施設

(1) 応急対策

各学校長は、次の応急対策を行う。

- ① 児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
- ② 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- ③ 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- ④ 避難所になった場合は、避難住民の健康と安全の確保に努めるとともに、二次災害や火災予防について十分な措置をとる。

(2) 応急復旧対策

町（教育委員会）は、町立小・中学校の施設が甚大な被害を受けた場合は、速やかに施設の被害調査を実施して応急修理等を迅速に実施する。

また、教育活動ができないと判断した場合には、学校長及び都（教育委員会）と協力し、授業再開計画等を作成し、児童・生徒等の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

4. 社会教育施設

社会教育施設の管理者は、次の対策を行う。

(1) 避難誘導

施設利用者等を、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

(2) 応急復旧計画

災害発生後、ただちに被害状況を把握し、施設ごとに再開計画を策定し、早急に開館する。

5. 文化財施設

文化財は、貴重な財産であることにかんがみ、次のような災害応急措置を講ずるものとする。

(1) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者または管理者は、ただちに大島町消防本部または消防団に通報するとともに、被害の拡大防止に努めるものとする。

(2) 文化財に被害が発生した場合は、その所有者または管理者は、被害状況を速やかに調査し、その結果を町（教育委員会）に報告するとともに、都指定の文化財にあつては都（教育委員会）に、国指定の文化財においては、都（教育委員会）を経由して、文化庁長官に報告する。

(3) 関係機関は、被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずるものとする。

第11章 応急仮設住宅・生活対策

項目	町担当	関係機関
第1節 被災住宅の応急修理	建設課	都
第2節 応急仮設住宅の供給	建設課	都
第3節 被災住宅の応急危険度判定	建設課	都
第4節 被災宅地の応急危険度判定	建設課	都
第5節 被災者の生活確保	政策推進課、消防本部、福祉けんこう課、税務課	大島警察署
第6節 義援金の募集・配分	福祉けんこう課	日赤、都
第7節 罹災証明	税務課、消防本部、政策推進課、住民課、各課	都
第8節 中小企業者、農林漁業者への支援	観光産業課	

第1節 被災住宅の応急修理

1. 住宅の応急修理

(1) 修理の目的

災害救助法が適用された地域において、災害により、住家が半焼または半壊した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行う。これにより、町（建設課）は、被災した住宅の居住性を維持するとともに、取壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

(2) 対象者

災害のため住家が半壊し、または半焼し、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

(3) 対象者の調査及び選定

町による被災者の資力その他生活条件の調査及び町長が発行する罹災証明書等に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された町（建設課）が募集・選定事務を行う。

(4) 対象戸数

修理対象戸数は、知事が決定する。

2. 応急修理の方法

(1) 修理

都（都市整備局）が一般社団法人東京建設業協会のあつ旋する建設業者により、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。場合によっては、町が事務の委任を受ける。

(2) 経費

1世帯あたりの経費は、災害救助法に基づき定める基準に従い都が定めた額による。

(3) 期間

原則として、災害発生の日から1か月以内に完了する。

3. 応急修理後の事務

応急修理を実施した場合、町（建設課）は必要となる応急修理記録簿を整備する。

第2節 応急仮設住宅の供給

1. 供給の目的

災害救助法が適用された地域において、災害により住家が滅失し、自己の資力によっては、居住する住家を確保できない被災者に対し、仮設住宅の建設、民間賃貸住宅の借上げ及び公的住宅の活用により応急仮設住宅を供給する。

2. 建設する応急仮設住宅の供給

(1) 設置戸数

設置戸数は、都が決定する。

(2) 建設予定地の確保

町（建設課）は、あらかじめ、次の点を考慮のうえ、建設予定地を定めておくものとする。

なお、町は、常に最新の建設予定地の状況を把握しておき、年1回都（都市整備局）に報告するものとする。

- ① 接道及び用地の整備状況
- ② ライフラインの状況
- ③ 避難場所等としての利用の有無

(3) 建設の方法、構造及び規模

① 建設地

都は、町が確保した建設予定地の中から選定する。

② 構造

平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットとし必要に応じ、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

③ 規模及び費用

1戸あたりの床面積、1戸あたりの設置費用については、災害救助法に基づき定める基準に従い都が定める。

(4) 建設工事

① 災害発生の日から20日以内に着工する。

② 都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会があつ旋する建設業者に建設工事を発注する。なお、必要に応じ、他の建設業者にも発注する。

工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、町が委任を受ける。

3. 民間賃貸住宅の供給

都（都市整備局）は、町（建設課）と協力し、借り上げにより民間賃貸住宅を応急仮設住宅と

して提供する。

4. 公的住宅の活用

都（都市整備局）は、町に対して、町営住宅の空き家の確保・提供を求め、被災者に供給する。

5. 入居者の選定

（1）入居資格

次の各号のすべてに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。ただし、使用申し込みは1世帯1か所限りとする。

- ① 住家が全焼、全壊または流出した者
- ② 居住する住家がない者
- ③ 自らの資力では住家を確保できない者

（2）入居者の募集・選定

- ① 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、町（建設課）は、町内の被災者に対し募集を行う。
- ② 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき町（建設課）が入居者の選定を行う。

（3）応急仮設住宅の管理及び入居期間

- ① 応急仮設住宅の管理は、原則として供給主体が行い、入居者管理等は町（建設課）が行う。
- ② 入居期間は竣工の日から原則として2年以内とする。
- ③ 町（建設課）は、入居者の管理のため、必要な応急仮設住宅入居台帳を整備する。

第3節 被災住宅の応急危険度判定

1. 判定の実施

町（建設課）は、町の地域内において地震により多くの建築物が被災した場合、二次災害防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行うための実施体制を整備する。

また、都に対し、東京都防災ボランティア要綱に基づいて登録している建築物の応急危険度判定員の出動要請及び必要となる支援等を要請する。

2. 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

第4節 被災宅地の応急危険度判定

1. 目的

町本部が設置される規模の地震または降雨により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、危険度を判定することによって、二次災害を軽減・防止し住民の安全確保を図る。

2. 判定対象宅地

宅地造成等規制法第2条第1号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林ならびに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び町長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地ならびにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地が対象となる。

3. 判定の実施・判定結果の表示

- (1) 町（建設課）は災害発生後、宅地の被害情報に基づき、被災宅地危険度判定に係る必要な措置を講ずる。
- (2) 判定は、専門ボランティアである被災宅地危険度判定士の派遣を都に要請して実施する。
- (3) 判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示し、宅地の使用者・居住者だけでなく、付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

第5節 被災者の生活確保

1. 生活相談

(1) 相談所の開設

町（政策推進課）は、被災者の生活に関する各種相談に応じるため、役場本庁舎内に相談所を開設する。また、状況に応じて出張所、避難所に臨時相談所を設置する。

(2) 相談の内容

各機関の生活相談は次のとおりとする。

機 関 名	相 談 の 内 容
町（政策推進課）	被災者のための相談所を設け、苦情または要望を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請するものとする。
町（消防本部）	地震後における出火防止を図るため、次のような指導を行うとともに、消防本部に災害の規模に応じて消防相談所を設置し、相談、説明、案内にあたる。 1. 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底 2. 電気、LPガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底 3. 危険物施設等における余震等に伴う二次災害に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化
大島警察署	警察署、駐在所その他必要な場所に臨時相談所を設置して、警察関係の相談にあたる。

2. 被災者生活再建支援金の支給

被災者生活再建支援法人である公益財団法人道府県会館は、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。町（福祉けんこう課）は、被害認定や支給申請書の受付等の事務を行う。

※資料編「資料第 50 被災者生活再建支援金の概要」

3. 災害弔慰金等の支給

町（福祉けんこう課）は、大島町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 49 年大島町条例第 14 号）に基づき、自然災害により、死亡した町民に対して災害弔慰金の支給を、また災害により精神的または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給するものとする。

また、日赤東京都支部では、日赤各地区からの申請により、被災した者に対して、災害救援金（品）の配分を行う。

※資料編「資料第 44 日赤による災害救援品等の支給内容」

※資料編「資料第 47 災害弔慰金の支給等に関する条例」

※資料編「資料第 48 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」

4. 災害援護資金等

町（福祉けんこう課）は、災害により家財等に被害があった場合は、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。また、災害援護資金の貸付対象とならない場合は、生活福祉資金を貸し付ける。

※資料編「資料第 49 災害援護資金・生活福祉資金の内容」

5. 租税等の徴収猶予及び減免等

町（税務課）における租税等の徴収猶予及び減免等の措置は、次のとおりである。

（1）方針

- ① 町は、被災者に対する町民税、固定資産税、国民健康保険税（以下「町税」という。）の徴収猶予及び減免等の緩和措置に関する計画を立てるものとする。
- ② 町は、被災した納税義務者または特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法ならびに大島町町税条例及び大島町国民健康保険税条例により町税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予及び減免等で、それぞれの事態に対応した、適時、適切な措置を講ずるものとする。

（2）期限の延長

災害により納税義務者等が、期限内に申告書その他書類の提出、または町税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、大島町町税条例第 19 条の 2 に基づき、次のとおり当該期限を延長する。

- ① 町長は、地域、期日その他必要な事項を指定し、公示する。
- ② 町長は、申告等に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合は、当該行為をすべき者の申請により、その理由のやんだ日から納税者については 2 月以内、特別徴収義務者については 30 日以内において、当該期限を延長するものとする。

（3）徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が町税を一時に納税し、または納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1 年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に 1 年以内の延長を行う。

(4) 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等の被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び延滞金の減免等適切な措置を講ずる。

(5) 減免

被災した納税義務者等に対し、次に掲げる各税目について、別途減免措置要領により、減免を行う。

- ① 町民税
- ② 固定資産税
- ③ 国民健康保険税

(6) 保険料等の特例措置

介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料金、給食費、町営住宅費等についても、関係規程に基づいて期限延長、徴収猶予、減免等の特別措置を講ずる。

6. 公共料金等の減免

次の機関は、状況に応じて被災者に対する公共料金の特例措置等を講ずる。

機 関 名	対 策 内 容
東京労働局	① 雇用保険の失業給付等に関する特別措置 ② 労働保険料等の徴収の猶予
関東森林管理局	○ 国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請
日本放送協会	① 受信料免除基準に基づく被災者の受信料の免除 ② 状況により避難所へ受信機を貸与
日本郵便	① 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ② 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ③ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 ④ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
NTT東日本 NTTコミュニ ケーションズ NTTドコモ	○ 災害時における料金または工事費用の減免

第6節 義援金の募集・配分

1. 義援金募集の検討

都、日本赤十字社及び町は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。なお、町独自で実施することを決定した場合も、下記の要領に準じて行うものとする。

2. 義援金配分委員会の設置

(1) 義援金を確実、迅速、適切に募集・配分するため、都本部に義援金配分委員会（以下、本章において「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会は、次の事項について審議し、決定する。

- ① 被災区市町村への義援金の配分計画の策定

- ② 義援金の受付・配分に係る広報活動
- ③ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項
- (3) 委員会は、次の機関等の代表者により構成する。
 - ① 都
 - ② 区市町村
 - ③ 日本赤十字
 - ④ その他関係機関
- (4) その他、委員会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

3. 義援金の受付・募集

義援金については、被害の状況等を勘案し、広く広報して募集し、町（福祉けんこう課）及び都（福祉保健局）等で受け付けるものとする。

- (1) 町（福祉けんこう課）は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。
- (2) 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記（1）の口座への振込みによる場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。
- (3) 義援金の受付状況について委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、委員会に送金する。

4. 義援金の保管及び支給

- (1) 町は、寄託者より受領した義援金は、義援金受付口座に預金保管する。
- (2) 町は、配分計画に基づく配布基準により、対象となる被災者に周知して支給する。
- (3) 町は、被災者への義援金の支給状況について、委員会に報告する。

第7節 罹災証明

災害時における行政証明事務については、迅速かつ確実に処理する。

1. 家屋被害認定調査

被害の拡大が沈静化し、本格的な復旧段階に入る上で、支援金の受給等に必要となる罹災証明書を被災者に発行するため、家屋の被害認定調査を実施して罹災台帳を作成する。

(1) 住家被害調査の実施

町（税務課、消防本部）は、罹災証明書の発行に先立ち、内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき、住家の被害程度の判定調査を行う。

調査人員等が不足する場合は、関係団体や都（総務局）に応援を要請する。

(2) 罹災台帳の作成等

町（税務課、消防本部）は、被害調査の結果を踏まえて罹災台帳を作成する。なお、災害の状況に応じて都や他の区市町村等の応援を得て実施する。

2. 罹災証明書の発行要領

(1) 証明者

証明者は町長とする。

(2) 発行場所

罹災証明書は、町（税務課、消防本部）が災害相談所等で発行する。

(3) 発行手続

罹災者台帳を備え、その台帳により確認し、被災者の申請により発行するものとする。なお、台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料により発行することができる。

(4) 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。

① 罹災状況

ア. 災害の原因

イ. 罹災年月日

ウ. 罹災場所

エ. 罹災の程度

(ア) 家屋

a. 全壊（全焼）

b. 流失

c. 大規模半壊

d. 半壊（半焼）

e. 床上浸水

f. 床下浸水

g. 一部損壊

(5) 証明手数料

手数料は免除とする。

(6) 罹災証明の様式

罹災証明書の様式は、町が定めたものとする。ただし、消防長が発行する火災による罹災証明書の様式については、別途大島町消防本部が定める。

3. 被害届出証明書の発行

上記に掲げる住家の損壊及び火災以外の住家の付帯物及び家財ならびに非住家等の被害証明は、被害の事実ではなく届出があったことを証明する「被害届出証明書」を必要に応じて発行する。

町長が特に必要と認める場合には、その状況や被災者が提出した証拠資料等を踏まえ、可能な範囲で被害の届け出があったことを証明するものとする。

町（住民課）は、申請の受付、証明書の発行等を速やかに行うよう努める。

4. 被災者台帳の作成

町（政策推進課）は、被害が甚大な場合等で町長（本部長）が必要と認める場合、災害対策基本法による被災者台帳を作成し、被災者に関する次の情報を管理する。

○被災者台帳の項目（参照情報等）

災害対策基本法による項目	① 氏名（住民基本台帳） ② 生年月日（住民基本台帳） ③ 性別（住民基本台帳） ④ 住所または居所（住民基本台帳） ⑤ 住家の被害その他町長が定める種類の被害状況（罹災台帳） ⑥ 援護の実施の状況（支援金等の支給、租税・公共料金の減免等） ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由（避難行動要支援者名簿等）
災害対策基本法施行規則による項目	⑧ 電話番号その他の連絡先 ⑨ 世帯の構成（住民基本台帳） ⑩ 罹災証明書の交付状況（罹災証明書発行記録） ⑪ 台帳情報の提供先（町民以外の者への台帳情報の提供に被災者本人が同意した場合） ⑫ 台帳情報を提供した旨及び日時（台帳情報を提供した場合） ⑬ 個人番号※（個人番号を利用する場合、住民基本台帳） ⑭ その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

※「個人番号」とはマイナンバー（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による）をいう。

（１）被災者台帳の作成

町（各課）は、被災者ごとの被害状況や援護の実施状況等の情報を被災者台帳に整理し、被災状況に応じて被災者が受けられる援護措置に漏れや重複などの問題がないか確認する。

なお、災害救助法が適用されたときは、災害救助法第30条の規定により、必要に応じて都に対して被災者に関する情報提供を要請する。

（２）被災者台帳の利用、提供

町（税務課）は、被災者に罹災証明書を交付する際、被災者への各種援護措置（支援金等の支給等）に被災者台帳を町が利用することで、手続きの効率化（支援金の支給申請において罹災証明書の添付が不要となることなど）を図ることを説明する。

町（政策推進課）は、相談窓口等において、被災者本人または家族等から被災者台帳情報についての照会を受け付け、当該情報を提供する。

第8節 中小企業者、農林漁業者への支援

1. 中小企業への融資

災害により被害を受けた中小企業及びその組合に対し、都及び政府系金融機関は、事業の復旧に必要な資金の融資を行い事業の安定を図る。

町（観光産業課）は、それらの制度等の周知を行う。

2. 農林漁業者への融資

都の指導や措置により農林漁業者への融資が行われるため、町（観光産業課）は、これらについて関係者への周知、紹介を行う。

（１）農林漁業金融公庫による融資

農林漁業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について、農林漁業金融公庫から貸し付けが行われる。

(2) 経営資金等の融通

農産物の被害が一定規模以上である場合においては、天災による被害農業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の適用を受けて、被害農業者等に対する経営資金等の融通等の措置が行われる。

第12章 応急教育・応急保育

項目	町担当	関係機関
第1節 応急教育	教育文化課、教育委員会	教育庁大島出張所
第2節 応急保育	福祉けんこう課	

第1節 応急教育

災害時における児童・生徒（以下「児童等」という。）の生命及び身体の安全ならびに教育活動の確保を図るため、町（教育文化課）は、町立小学校・中学校の業務について、それぞれ応急教育に関する計画を作成するものとする。

1. 応急教育の実施

(1) 事前準備

- ① 学校長は、学校の立地条件などを考慮した上、災害時の応急教育計画、指導の方法などについて、あらかじめ適正な計画を立てておく。
- ② 学校長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。
 - ア. 児童等の避難訓練を実施するほか、町が行う防災訓練に教職員、児童等も参加、協力する。
 - イ. 在校中や休日等の部活動等で児童等が学校管理下にあるとき、その他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけるとともに、保護者との連絡体制を整備する。
 - ウ. 登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
 - エ. 町教育委員会、大島警察署、大島町消防本部、大島町消防団及び保護者への連絡網ならびに協力体制を確立する。
 - オ. 勤務時間外における教職員の連絡、参集体制及び役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。
 - カ. 児童等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努め、また、学校医や医療施設（大島医療センター等）との連携を図る。

(2) 災害時の対応

- ① 学校長は、児童等が在校中や休日等の部活動など、学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童等を校内に保護し、安全確認ができた場合または確実に保護者等への引き渡しができる場合には、児童等を帰宅させる。また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童等の安全な引き渡しを図る。
- ② 学校長は、災害の規模及び児童等や教職員ならびに施設設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会へ報告する。
- ③ 学校長は、状況に応じて、町教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。
- ④ 学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。また、学校が避難所に指定されていることから、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるよう努める。
- ⑤ 学校長は、応急教育計画を作成したときは、町教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び児童等に周知徹底を図るものとする。

(3) 災害復旧時の対応

- ① 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童等の安否や被災状況を調査し、町教育委員会に連絡する。
- ② 町教育委員会は、学校長等からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- ③ 町教育委員会は、被災学校ごとに担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、東京都教育庁大島出張所の指導主事は、被災学校の教育活動再開に向けての助言と指導にあたる。
- ④ 町教育委員会及び学校長は、関係教職員及び家庭への連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- ⑤ 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童等を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点をおくようにする。また、心のケア対策も十分留意する。
- ⑥ 教育活動の再開にあたっては、児童等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、町教育委員会に報告する。
- ⑦ 島外の親類縁者宅等へ避難した児童等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記④に準じて指導を行うように努める。
- ⑧ 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、町教育委員会と連携して、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- ⑨ 学校長は、災害の推移を把握し、町教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すように努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。
- ⑩ 町教育委員会は、教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う。

2. 学用品の調達及び給与

学用品の支給対象、期間、費用の限度等は、災害救助法施行細則に定めるところによる（資料編「資料第53 災害救助法による救助の程度・方法及び期間」参照）。

学用品の調達は、原則として都が一括して行い、児童等に対する支給は、町（教育文化課）が行う。また、学用品の支給を迅速に行うために知事が職権を委任した場合は、町長が町教育委員会及び学校長等の協力を得て、調達から支給までの業務を行うことができる。

3. 学校納付金等の免除

町（教育委員会）は、被災した児童等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を策定するものとする。

第2節 応急保育

災害時における保育園児（「園児」という。）の生命及び身体の安全ならびに保育活動の確保を図るため、町（福祉けんこう課）は、町立保育園の業務について、それぞれ応急保育に関する計画を作成しておくものとする。

また、私立保育園にあつては、各施設の状況に応じた災害応急対策計画を策定することとする。

1. 応急保育の実施

(1) 事前準備

町は、保育園の立地条件などを考慮したうえ、応急保育態勢に備えて、あらかじめ適正な計画を立てておくものとする。

- ① 園児の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理ならびに保護者との連絡方法等を定めておくものとする。
- ② 町、大島警察署、大島町消防本部、大島町消防団及び保護者への連絡網ならびに協力体制を確立すること。
- ③ 保育施設設備の自主点検、委託点検を常を実施すること。
- ④ 勤務時間外における災害に備え、非常配備態勢の方法を定め、職員に周知させておくこと。

(2) 災害時の対応

- ① 緊急避難の措置
町は、状況に応じて緊急避難の措置をとらなければならない。
- ② 被害状況の報告
保育園長は、災害の規模、園児、職員及び施設設備の被害状況を把握のうえ、福祉けんこう課に報告するとともに、保育園の管理に必要な職員を確保し、万全の措置を確立すること。

(3) 災害復旧時の対応

- 町（福祉けんこう課）は、職員や園児の被災状況を調査し、関係機関と連絡のうえ、早期復旧に努める。
- ① 福祉けんこう課及び保育園長は、保育園に関する情報及び指令の伝達について万全の措置を期するものとする。
 - ② 避難所等として保育園を提供したことにより、長期間保育園として使用不可能となる場合には、早急に保育を再開できるよう対策を講ずる。
 - ③ 福祉けんこう課及び保育園長は、災害の推移を把握し、平常保育にもどるよう努め、その時期を早急に保護者に連絡する。
 - ④ 保育園長は、応急保育計画に基づき、通園可能な園児は、保育園において保育する。その際、登下園の安全の確保に万全を期すること。

2. 学童クラブの災害応急対策

学童クラブは、前項の「応急保育の実施」に準じて災害予防、応急対策計画等を策定しておくものとし、災害時には円滑に応急対策を講ずるものとする。

第13章 災害救助法・激甚災害の運用

項目	町担当	関係機関
第1節 災害救助法の運用	災害情報センター、教育文化課、建設課、水道環境課、観光産業課、福祉けんこう課、消防本部、住民課、各課	都
第2節 激甚災害の指定計画	災害情報センター、各課	都

第1節 災害救助法の運用

災害が発生し、町における被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法（以下、「救助法」という。）の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。

※資料編「資料第52 災害救助法(抜粋)」

1. 救助法による救助

町の地域に災害が発生し、救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。また、救助法の適用は、町長が知事に対して要請し、知事が適用するものとする。

町長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を町長に委任するものとする。

なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、町長は、救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受けるものとする。

2. 救助法の適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用する。

- (1) 町の区域内の住家が滅失した世帯の数が適用基準表の基準1号（40世帯）以上であること。
- (2) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が適用基準表の基準2号（20世帯）以上であること。
- (3) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合または災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯が滅失したこと。
- (4) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと。

3. 被災世帯等の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

① 住家が滅失したもの

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも。

② 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のも。

③ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

①、②に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも、または土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

(3) 世帯及び住家の単位

① 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

② 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

4. 救助法の適用手続

(1) 適用の手続

① 災害に際し、町における災害が2。「救助法の適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、町長（災害情報センター）は、大島支庁長を経由して、ただちにその旨を知事に報告する。

② 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町は救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その後の措置に関して知事の指揮を受ける。

(2) 救助法適用の公布

救助法が適用されたときは、知事より次のとおり公布される。

<p>公 告</p> <p>○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に災害救助法により救助を実施する。</p> <p style="text-align: right;">平成○年○月○日 東京都知事 ○○○○</p>
--

5. 救助法の適用による救助の種類

(1) 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるもので、次のような種類の救助がある。

① 避難所及び応急仮設住宅の供与【教育文化課、建設課】

② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供与【観光産業課、水道環境課】

- ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与【観光産業課】
 - ④ 医療及び助産【福祉けんこう課】
 - ⑤ 被災者の救出【消防本部】
 - ⑥ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去【建設課】
 - ⑦ 被災した住宅の応急修理【建設課】
 - ⑧ 生業に必要な資金、器具または資料の給与または貸与【福祉けんこう課】
 - ⑨ 学用品の給与【教育文化課】
 - ⑩ 埋葬【水道環境課】
 - ⑪ 死体の捜索及び処理【消防本部、住民課、水道環境課】
- ※【 】内は、町本部の担当課を示す。

(2) 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

なお、救助の程度、方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、町や関係機関に通知される。

※資料編「資料第53 災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

6. 救助実施体制の整備

(1) 救助実施組織の整備

救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するため、事前に強力な救助実施組織を確立しておくことが必要である。

そのため、町（災害情報センター）は、救助法が適用された場合は、町本部の組織を救助実施組織として活用できるよう拡充整備を図るとともに、平時から研修を実施するなど救助業務の習熟に努めることとする。

(2) 被害状況調査体制の整備

救助法を適用するにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の収集、調査（第11章第8節1の「家屋被害認定調査」を含む。）、報告体制の整備に努める。

(3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

救助の実施にあたっては、救助ごとに帳票の作成が義務づけられている。災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、町（各課）は救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておくものとする。

7. 報告

(1) 災害報告

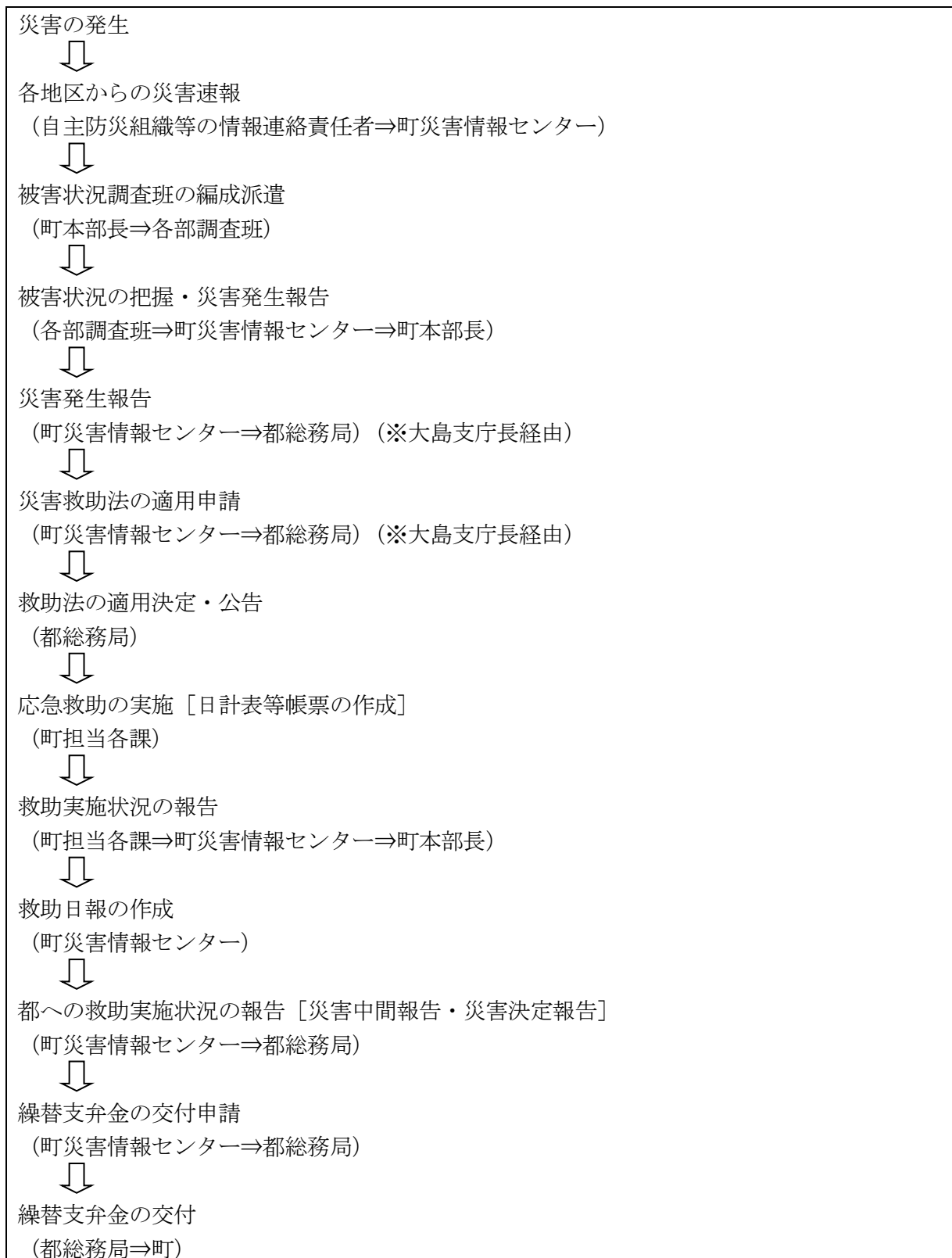
救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過にあわせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の基礎資料となる。このため、町（災害情報センター）は、迅速かつ正確に被害状況を収集して、速やかに知事に報告するものとする。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要となるため、町の担当各課は各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録し、災害情報センターはこれを整理して知事（都総務局）に報告する。

○別表 災害救助法の手続き（災害の発生から終了まで）の流れ



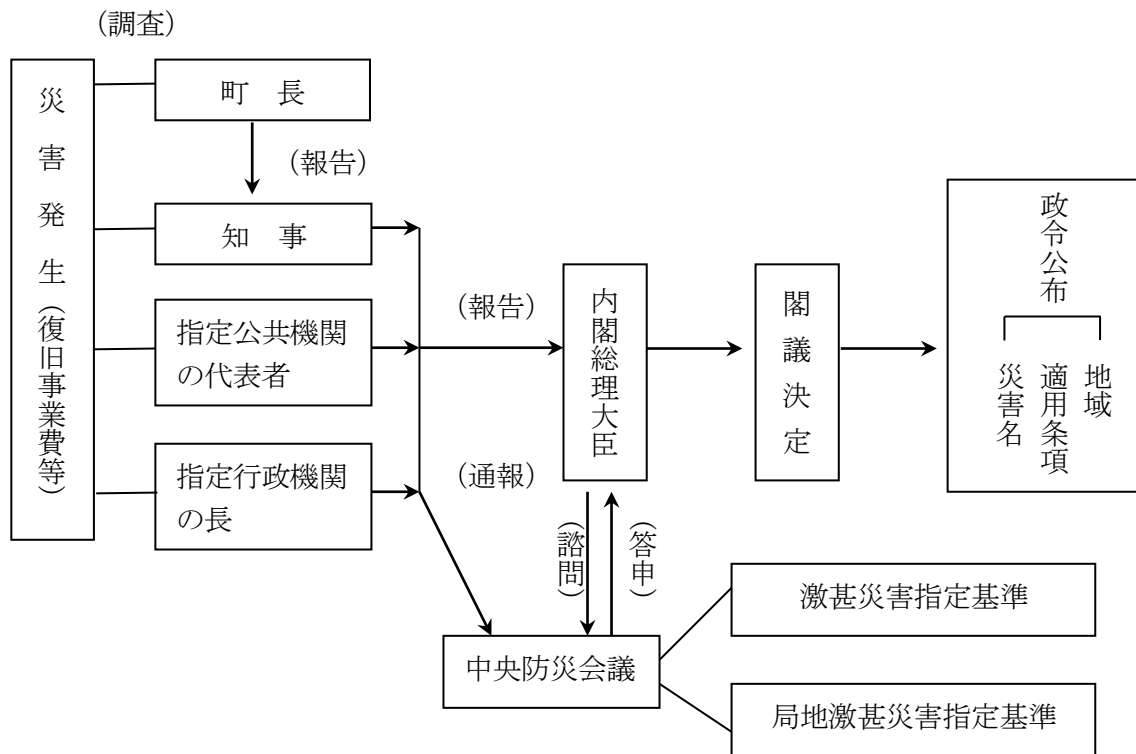
第2節 激甚災害の指定計画

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）は、著しく激甚な災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政措置について定めている。

都及び町の区域に、大規模な災害が発生した場合、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

1. 激甚災害の指定手続

- (1) 町長（災害情報センター）は、大規模な災害が発生した場合は、速やかにその被害の状況及びとられた措置等について知事に報告する。
- (2) 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- (3) 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。



2. 激甚災害に関する調査報告

町長（各課）は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、所管施設等の災害状況等を調査し、知事に報告する。

3. 激甚災害の指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。

4. 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月2日中央防災会議が基準を定めている。

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等または農地等に係るものについては、災害

査定によって決定した災害復旧事業費を指標としている。

5. 特別財政援助等の申請手続等

町（各課）は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに所管施設等の関係調書等を作成し、都（各局）に提出しなければならない。

第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

本町は、南海トラフ地震が発生した場合に最大震度5強が想定され、沿岸部に襲来する津波高は最大15.76mの予想結果があるなど、著しい被害が生ずるおそれがあるため、平成26年3月の中央防災会議において「南海トラフ地震防災対策推進地域」及び「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定された。

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務または業務の大綱

町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務または業務の大綱は、第1部 第2章 第1節「防災関係機関の業務大綱」に定めるところによる。

第2章 関係者との連携協力の確保

項目	町担当	関係機関
第1節 資機材、人員等の配備・手配	防災対策室、総務課、観光産業課	
第2節 他機関に対する応援要請	各課	
第3節 帰宅困難者への対応	観光産業課	

第1節 資機材、人員等の配備・手配

1. 物資等の調達手配

- (1) 町（防災対策室、観光産業課）は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な資機材が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を整備するよう取り組むものとする。
- (2) 町（観光産業課）は、東京都に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2. 人員の配置

町（総務課）は、第3部 第1章「活動態勢」に基づき、東京都に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、東京都に応援を要請するものとする。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合においては、大島町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請

1. 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は、第3部 第3章 第2節「○協定一覧」のとおりである。
2. 町（各課）は必要があるときは、1. に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

第3節 帰宅困難者への対応

町（観光産業課）においては、津波警報等の発表に伴う船便の欠航により観光客等の帰宅困難者が発生すると想定されるため、必要に応じて関係機関と協力しこの状況に対処する一時滞在施設などの確保対策等の検討を進めるものとする。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

項目	町担当	関係機関
第1節 津波からの防護	建設課	都（大島支庁）
第2節 津波に関する情報の伝達等	災害情報センター	
第3節 避難指示（緊急）等の発令基準	災害情報センター	
第4節 避難対策等	災害情報センター、防災対策室、建設課、水道環境課、総務課、教育文化課、福祉けんこう課、住民課、観光産業課	
第5節 消防機関等の活動	消防本部、消防団	都（大島支庁）、東京電力パワーグリッド、各通信事業者
第6節 水道、電気、ガス、通信		
第7節 交通	建設課	大島支庁、大島警察署
第8節 町が自ら管理等を行う施設に関する対策	各課	
第9節 迅速な救助	消防本部、消防団	

第1節 津波からの防護

1. 道路、空港及びヘリポート等の整備

道路は災害時において避難、救援・救護、輸送活動等重要な役割を担っている。また、空港及びヘリポートについても、人命救助、救援物資の輸送等の基地として重要な施設であり、道路管理者及び空港管理者（建設課、大島支庁）は、それぞれ今後においても継続的に維持管理を行うものとする。

2. 港湾・漁港施設の整備

港湾・漁港は、大規模地震発生時には、救援物資、応急・復旧用資機材及び被災者等の海上輸送の施設として極めて重要な役割を担うため、港湾・漁港の管理者（大島支庁）は、岸壁等の耐地震・耐津波性能の向上を図る。また、津波到達までの時間が短く、港湾等の施設利用者が高所などへ避難困難な港湾・漁港においては、津波避難施設を整備するものとする。

第2節 津波に関する情報の伝達等

町（災害情報センター）は、住民及び関係機関から災害情報の収集や防災行政無線を活用し、被害状況の把握及び災害応急対策の実施のための情報収集活動を行うとともに、東京都をはじめ関係機関に迅速に伝達するものとする。

津波警報等の情報の伝達及び周知については、「津波対策編」第5章「津波情報の収集及び伝達」によるものとする。

第3節 避難指示（緊急）等の発令基準

町において地域住民に対する避難指示（緊急）等の発令基準は、原則として下記のとおりとする。

(1) 津波予報区「伊豆諸島」に大津波警報、津波警報が発表されたとき。

また、津波注意報が発表された場合は、漁業従事者、港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等に対し、海岸から離れるよう指示する。

(2) 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合。

(3) 遠地地震発生の場合、気象庁発表の「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、町（災害情報センター）は津波に対する態勢を確保及び避難指示（緊急）等の発令を検討するものとする。

第4節 避難対策等

1. 避難指示（緊急）等の対象区域

町は、離島という地域特性のため海岸付近は津波災害の危険性を有しているため、「大島町津波避難計画」、「防災の手引（地震・津波編）」の津波避難マップに避難が必要な浸水想定区域を設定し、地区ごとに避難目標ラインを定めている。

2. 周知する事項

町（防災対策室）は、1. で示した区域ごとに、次の事項について関係区域住民にあらかじめ十分な周知を図るものとする。

(1) 区域の範囲

(2) 想定される危険の範囲

(3) 避難場所

(4) 避難場所に至る経路

(5) 避難指示（緊急）等の伝達方法

(6) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等

(7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装等）

3. 周知の方法

町（災害情報センター）は、避難指示（緊急）等を行う場合は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）及び防災行政無線放送や消防団の広報活動、自主防災組織等との連携など、あらゆる手段を使って、住民に周知するものとする。

4. 避難所開設のための準備

町（建設課、防災対策室、総務課、教育文化課）は、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備を進めておくものとする。

5. 避難所開設における計画

町（防災対策室）は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保ならびに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を整備するよう取り組むものとする。

6. 自主防災組織及び施設等が行う措置

地域の自主防災組織及び施設または事業所の自衛防災組織は避難の指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

7. 介護を要する者への配慮

介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

- (1) 町（防災対策室、福祉けんこう課、住民課）は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
- (2) 津波の発生のおそれにより、町長より避難の指示等が行われたときは、（1）に掲げる者の避難場所までの介護及び搬送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決めて計画を策定するものとし、町（防災対策室、福祉けんこう課、住民課）は自主防災組織を通じて介護または搬送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
- (3) 地震が発生した場合、町（各課）は（1）に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

8. 外国人・出張者への対応

町（住民課、観光産業課）は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人・出張者等に対する避難誘導等の対応について定める。その際には、消防団、自主防災組織等との連携に努め、避難誘導・支援等を行う者の避難に要する時間や避難の安全性を確保するものとする。

9. 避難所における救護上の留意事項

- (1) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ① 収容施設への収容
 - ② 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ③ その他必要な措置
- (2) 町（観光産業課、水道環境課）は（1）に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
 - ① 流通在庫の引き渡し等の要請
 - ② 東京都に対し東京都及び他市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ③ その他必要な措置

10. 津波避難に関する意識啓発

町（防災対策室）は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

- (1) 津波避難マップの活用
防災の手引（地震・津波編）の配布及び活用により、住民の円滑な避難をはじめとする避難計画の策定及び防災意識の高揚等を図る。
- (2) 津波防災訓練の実施
町（防災対策室）及び防災関係機関は、住民の自助・共助体制の確立と避難行動の習得及び関係機関が対処すべき役割を確認し応急対応能力の向上を図ることを目的に、南海トラフ巨大

地震を想定した防災訓練を実施する。

第5節 消防機関等の活動

1. 消防機関等（消防本部及び消防団）は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
 - （1）津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - （2）津波からの避難誘導
 - （3）自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
 - （4）津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
2. 1. に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、大島町消防計画に定めるところによる。

第6節 水道、電気、ガス、通信

1. 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、町（水道環境課）は水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行い、情報収集に努める。

2. 電気

東京電力パワーグリッド株式会社は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、第3部 第9章「ライフライン対策」に基づき行動するものとする。

3. ガス

町内でのガス利用はプロパンガスのみであり、火災等の二次災害防止には利用者によるガス栓閉止等の対応が有効である。ただし、災害時には町内の燃料店においてもガスの供給ができない場合も想定されるため、その場合には東京都に要請してプロパンガス業界への協力を依頼するものとする。

4. 通信

NTT東日本及び各通信事業者は、第3部 第9章「ライフライン対策」に基づく行動と、各通信業者の各社の防災計画等により行動するものとする。なお、NTT回線等の通信が途絶した場合は、東京都防災行政無線、大島町防災行政無線を利用し情報の共有等を確保するとともに、衛星携帯電話も町施設に配備しており、最悪の事態も想定した通信機器の配備を確保している。

第7節 交通

1. 道路

道路管理者（建設課、大島支庁）及び大島警察署は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路について、交通規制の内容等をあらかじめ協議し必要な措置をとるものとする。

2. 海上及び航空

- (1) 港湾管理者及び漁港管理者（大島支庁）は、津波情報が出された場合、警察署及び島しょ町村ならびに漁業組合等と連絡を密にし、漁業無線等を活用した、津波情報の伝達や、避難に十分な時間的余裕のある場合は、港外の水深が深く広い海域まで退避する等の伝達措置をとるものとする。また、港外退避できない小型船に対し、避難に十分な時間的余裕のある場合は、高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置を取るよう伝達するものとする。
- (2) 空港管理者（大島支庁）は、施設等に損傷が確認された場合は、応急的な復旧作業等を行うものとする。

第8節 町が自ら管理等を行う施設に関する対策

1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 津波警報等の入場者等への伝達
- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水、食料等の備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検、整備
- ⑦ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなどの情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

具体的な措置内容については、施設ごとに別に定めるものとする。

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

町本部及びその出先が設置される庁舎等の管理者は、1.の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 町本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

第9節 迅速な救助

1. 消防機関等（消防本部及び消防団）による被災者の救助・救急活動の実施体制

町（消防本部及び消防団）は、救助・救急に関する体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2. 実働部隊の救助活動における連携の推進

町（消防本部及び消防団）は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

3. 消防団の充実

町（消防本部）は、消防団への加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練を図るものとする。

第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

町（防災対策室、建設課、消防本部）及び東京都（大島支庁）は、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を行うものとし、具体的な事業施行等にあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

1. 建築物、構造物等の耐震化及び耐震構造化
2. 避難所の整備
3. 津波避難施設の整備
4. 避難路となる道路の安全対策
5. 消防用施設の整備等
6. 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾等の整備
7. 防災行政無線等の通信機器及び通信施設の整備
8. 標高杭等及び避難誘導看板の設置

第5部 東海地震事前対策

第1章 対策の目的・考え方

第1節 策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化ならびに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生じるおそれのある震度6弱以上と予想される地域（157市町村、平成24年4月現在）が「強化地域」として指定されている。

一方、大島町は、東海地震が発生した場合、震度5強以下の地震と、2m～3mの津波がおおよそ20分後に押し寄せるおそれがあると予想されることから、強化地域として指定されなかったため、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等は義務づけられていない。

しかし、震度5強以下の地震、2m～3mの津波が押し寄せた場合、海岸付近を含め局地的にはかなりの被害が発生することが予想されるとともに、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の発生が懸念されている。

このため、大島町防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、大島町地域防災計画の震災対策編に「東海地震事前対策」を定めるものである。

第2節 基本的な考え方

この対策は、次の考え方を基本に定めるものである。

1. 警戒宣言が発せられた場合にも町の機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、警戒宣言、地震予知情報発表に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置を行う。
2. 東海地震による被害を最小限に食い止めるための防災措置を講ずることにより、町民の生命、身体及び財産の安全を確保する。
3. この対策は、地震の発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間取るべき措置を定めたものであるが、東海地震調査情報（臨時）及び東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの間においても、混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込むこととする。
4. 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、第2部「災害予防計画」及び第3部「災害応急・復旧対策計画」に準じて対処するものとする。
5. 本計画の策定にあたっては、次の事項に留意したが、今後、「警戒宣言に伴う対応措置編」の実施にあたり十分配慮するものとする。
(1) 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。

- (2) 東海地震が発生した場合、島しょ部においては、地震の発生に加え、津波が押し寄せるおそれがあるため、人命の安全確保を第一に優先し、次いで防災上の対策の優先度を配慮することとする。
- (3) 町及び関係防災機関等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 前提条件

この「警戒宣言に伴う対応措置編」の計画策定にあたっては、次の前提条件をおいた。

1. 東海地震が発生した場合、大島町の予想される震度は震度5強以下であり、津波は、2～3mの津波がおおよそ20分後に押し寄せるおそれがあることとする。
2. 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。
このため、「警戒宣言に伴う対応措置編」においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。
ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

第2章 町民、地域（自主防災組織等）及び事業所等のとるべき措置

項目	町担当	関係機関
第1節 町民のとるべき措置	防災対策室	
第2節 地域（自主防災組織等）のとるべき措置	防災対策室	
第3節 事務所のとるべき措置	防災対策室、消防本部	

東海地震は、現時点においては、その発生を予知し得る唯一の地震とされている。そして、警戒宣言の発令、地震予知情報、注意情報の発表等の際に、国、都、町をはじめとする各防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図る必要がある。

しかし、これらの機関の行う防災活動のみで被害軽減や社会的混乱防止を図ることには、限界があると考えられる。

このため、町民・地域（自主防災組織等）・事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮し得るものである。その意味から、町民またはその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニティによる「共助」の二つの理念を、町民一人ひとりが理解したうえ、町民・地域（自主防災組織等）・事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

本章においては、町民・地域（自主防災組織等）・事業所が、平常時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

第1節 町民のとるべき措置

町（防災対策室）は、次の防災行動を町民等に普及する。

1. 平常時

(1) 東海地震の発災に備え、地域内危険箇所を点検・把握し、避難方法について確認しておく。

また、島しょ部の当町では、津波の到達時間・津波危険予想地域・避難先・避難誘導策等を確認しておく。

(2) 消火器具など防災用品を準備しておく。

(3) 家具類の転倒防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。

(4) ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。

(5) 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食料3日分程度の備蓄、ならびに医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。

(6) 家族で対応措置を話し合っておく。

① 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法など、あらかじめ決めておく。

② 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。

(7) 防災訓練や防災事業へ参加する。

都・町・自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。

(8) 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えがない限り、事前に町、自主防災組織、消防本部（団）及び警察等に知らせておく。

2. 注意情報等発表時から警戒宣言が発せられるまで

(1) テレビ、ラジオ及び防災行政無線放送等の情報に注意する。

(2) 家族で避難、連絡方法など、行動予定を確認する。

また、島しょ部の当町においては、海岸付近には近づかず、あらかじめ定められた避難場所を確認し、いざというときに備えておく。

(3) 電話の使用を自粛する。

(4) 自動車の利用を自粛する。

3. 警戒宣言が発せられたときから発災まで

(1) 情報の把握を行う。

① 町及び防災関係機関の防災信号（サイレン）を聞いたときは、ただちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報入手する。

② 都・町・警察・消防等防災機関の情報に注意する。

③ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣り近所に知らせ合う。

(2) 島しょ部の当町においては、海岸付近の津波危険予想地域から離れ、あらかじめ定められた避難場所に迅速に避難する。

(3) 火気の使用に注意する。

① ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。

② ガスメーターコックの位置を確認する。（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉じる）

③ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認する。（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）

④ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。

⑤ 危険物類の安全防護措置を点検する。

(4) 消火器等の置き場所、消火用水を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。

(5) テレビや家具の転倒防止措置を確認し、棚の上の重い物を降ろす。

(6) ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないような措置をとる。

(7) 窓ガラス等の落下防止を図る。

① 窓ガラスに荷造用テープを貼る。

② ベランダの植木鉢等を片付ける。

(8) 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。

(9) 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく。

(10) 火に強く、なるべく動きやすい服装にする。

(11) 電話の使用を自粛する。特に、役場や学校等への電話による問合せを控える。

(12) 自家用車の利用を自粛する。

① 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。

② 路上に駐車中の車両は、速やかに空地や駐車場に移す。

③ 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら後は車を使わない。

(13) 幼児、児童の行動に注意する。

① 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。

② 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前打合せに基づいて引き取りに行く。

(14) 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。

(15) エレベーターの使用は避ける。

- (16) 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- (17) 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- (18) 買い急ぎをしない。

第2節 地域（自主防災組織等）のとりべき措置

町（防災対策室）は、次の防災行動を地域の自主防災組織等に普及する。

1. 平常時

- (1) 東海地震の発災に備え、地域内の危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
特に島しょ部の当町にあっては、津波の到達時間・津波危険予想地域・避難場所、ならびに観光客等避難誘導等について、地域住民等に周知しておく。
- (2) 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ① 町及び防災機関から出された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - ② 地域ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- (3) 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- (4) 初期消火、救出・救護、避難など、各種訓練を実施する。
- (5) 消火、救助等の役割分担の確認及び非常食の備蓄を図る。
- (6) 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時に支援体制を整えておく。
- (7) 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

2. 注意情報等発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ及び防災行政無線放送等の情報に注意する。
- (2) 地域内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼びかける。
- (3) 島しょ部の当町においては、津波到来に備え、観光客等に対する避難誘導措置を確認または準備する。

3. 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- (1) 町及び防災機関からの情報を地域内住民に伝達する。
- (2) 海岸付近などの津波危険予想地域からは、あらかじめ定められた避難場所に避難誘導する。
- (3) 地域内住民のとりべき措置を呼びかける。
- (4) 高齢者や病人の安全に配慮する。
- (5) がけ地、ブロック塀等に近づかないよう幼児、児童等に対して注意する。
- (6) 食料、飲料水の確保ならびに調達方法の確認を行う。
- (7) 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- (8) 救急医薬品等を点検する。

第3節 事業所のとりべき措置

町（防災対策室、消防本部）は、次の防災行動を事業所等に普及する。

1. 平常時

- (1) 消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画を作成する。
- (2) 従業員等に対する防災教育の実施
- (3) 自衛消防訓練の実施

- (4) 情報の収集・伝達体制の確立
- (5) 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- (6) 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

2. 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- (1) テレビ、ラジオ及び防災行政無線放送等により正確な情報を入手する。
- (2) 自主防災体制を確認する。
- (3) 消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時にとるべき措置を確認または準備する。
- (4) 島しょ部の当町においては、津波到来に備え、顧客・従業員等に対する避難誘導措置を確認または準備する。
- (5) その他状況により、必要な防災措置を行う。

3. 警戒宣言が発せられた時から発災まで

- (1) 自主防災体制の編成、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- (2) テレビ、ラジオ及び防災行政無線放送等により必要な情報を正確に入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。特に、島しょ部の当町においては、顧客・従業員等の安全を第一に、津波に係る情報を事前に定めた伝達手段により、迅速に伝える。
- (3) 指示、案内等にあたっては、予想震度、津波情報、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動がとれるようにする。この場合、高齢者や障害者等の安全に留意する。
- (4) 住民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については、原則として営業を継続する。
- (5) 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- (6) 建築物の防止または避難上重要な施設及び消防用設備を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講ずる。
- (7) 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- (8) 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用は中止するとともに、特に都、町、警察、消防等に対する問い合わせを控える。
- (9) バス、タクシー、生活物資輸送等住民生活上必要な車両以外の車両はできる限り制限する。
- (10) 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- (11) 建築工事、ずい道工事及び金属溶融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- (12) 一般事業所の従業員は極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業員数、路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあつては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

第3章 災害予防対策

項目	町担当	関係機関
第1節 広報及び教育	防災対策室、教育文化課	大島警察署
第2節 事業所に対する指導	消防本部	各防災関係機関、大島支庁、島しょ保健所大島出張所
第3節 防災訓練	防災対策室、各課、消防本部	大島警察署、各防災関係機関

第1節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、住民が地震等に関する知識を修得するとともに、理解を一層深める必要がある。

町（防災対策室）は、住民が東海地震に対して的確な行動がとれるように、不断に地震等に関する情報提供等を行い、防災対応について教育、啓発及び指導するものとする。

1. 広 報

地震予知を防災に正しく生かすため、平常時から警戒宣言の内容、予想震度、警戒宣言時にとられる防災対策の内容等を広報し、発災に伴う被害の軽減と、社会的混乱の防止を図る。

(1) 基本的流れ

広報の基本的流れは、①平常時、②注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで、③警戒宣言が発せられた時から発災まで、④注意情報が解除された時とする。

また、当町を含む島しょ地域では、津波防災意識の啓発及び教育の推進、さらに、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具の転倒防止など安全対策とともに民心安定のための広報活動を中心に行う。

(2) 実施事項

- ① 東海地震についての教育、啓発及び指導
- ② 東海地震に関する調査情報（臨時）・注意情報についての広報
- ③ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置・各種規制の内容の広報
- ④ 大島町の予想震度、被害程度、津波の高さ、津波の到達時間
- ⑤ 津波に対する心得等の広報
- ⑥ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
- ⑦ 民心の安定のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
- ⑧ 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報

主な例を示すと次のとおりである。

ア. 道路交通の混乱防止のための広報

- (ア) 警戒宣言時の交通規制の内容
- (イ) 自動車利用の自粛の呼びかけ
- (ウ) その他防災上必要な事項

イ. 電話のふくそうによる混乱防止のための広報

- (ア) 警戒宣言時等異常時の電話利用の自粛
- (イ) 回線のふくそうと規制の内容

- (ウ) 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始
- ウ. 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - (ア) 生活関連物資取扱店の営業
 - (イ) 生活物資の流通状況と買い急ぎを控えてほしいこと
- エ. 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - 金融機関の営業状況及び急いで引き出しをする必要のないこと
- オ. その他の広報
 - 電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報手段

①テレビ・ラジオ・新聞等による広域的広報、②インターネット等による速報的広報、③防災行政無線・広報車・パンフレット等による地域的・現場的広報、により実施する。

(4) 広報の方法

① 印刷物による広報

「広報おおしま」「防災手帳」をはじめ、各種印刷物により防災知識の普及を図る。

② 防災行政無線、インターネット等による広報

地域の実情に応じ、防災行政無線放送、広報車による広報、また、町のホームページに速報情報を掲載し、混乱防止を図る。

なお、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が発表されたときは、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連動した防災行政無線の自動放送を行い、警戒を呼びかける。

2. 児童・生徒に対する啓発・指導

町（教育文化課）及び各学校は、次の事項について、関係職員及び児童等に対する地震防災教育を実施し、保護者に対して連絡の徹底を図る。

(1) 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- ① 地震に関する基本的事項
- ② 教職員の分担
- ③ 警戒宣言時の臨時休校措置
- ④ 児童・生徒の下校時等の安全措置
- ⑤ 学校に残留する児童・生徒の保護方法
- ⑥ その他の防災措置

(2) 教育指導方法

- ① 児童・生徒に対しては、震災対策補助教材「地震と安全」、小・中学校版防災教育補助教材「3.11 を忘れない」【新版】及び高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11 を忘れない～」などを活用し、地震に関する防災教育を行う。
- ② 教職員に対しては、研修の機会を通じて地震防災教育を図る。
- ③ 保護者に対しては、PTA等の活動を通じて周知徹底を図る。

3. 自動車運転者に対する教育

大島警察署は、警戒宣言が発せられた場合に、運転者が適切な行動をとれるように広報紙等を

通じて次の事項について教育を行う。

(1) 教育指導事項

- ① 東海地震に関する基本的事項
- ② 道路交通の概況と交通規制の実施方法
- ③ 自動車運転者のとるべき措置
- ④ その他の防災措置等

(2) 教育指導の方法

- ① 運転免許更新時の講習
- ② 安全運転管理者講習
- ③ 自動車教習所における教育、指導

第2節 事業所に対する指導

防災関係機関は、警戒宣言が発せられた場合における事業所の対応に関して、消防計画等の作成等の指導を行うものとする。

1. 対象事業所

(1) 一般事業所

所管機関	対 象 事 業 所
大島町 (消防本部)	1. 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所 2. 東京都震災予防条例により防災計画を作成することとされている事業所 3. 危険物施設のうち、消防法により予防規定を作成することとされている事業所

(注) 1. 大島町消防本部は、上記の対象事業所に対して指導を行うものとするが、あわせて関係機関もそれぞれの所掌事務に応じた対象事業所に指導を行うものとする。

(2) 特定事業所

所管機関	対 象 事 業 所
都環境局 (大島支庁)	1. 高圧ガス事業所のうち、毒性、可燃性ガスを取り扱う次の事業所 (1) 第1種製造者 (2) 高圧ガス貯蔵所 (3) 特定高圧ガス消費者 2. 火薬類取締法の適用事業所
都福祉保健局 (大島支庁)	1. 毒物劇物取締法の適用事業所 2. R I 使用医療機関

2. 事業所指導の内容

(1) 町（消防本部）

- ① 消防計画等に定める事項
- ② 予防規程（危険物施設）に定める事項
※石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所を除く。
- ③ 指導方法

(2) 都環境局（大島支庁）

- ① 高圧ガス施設に係わる防災計画の作成及び危害予防に関する事項
- ② 火薬類取扱施設に係わる自主保安体制の強化に関する事項

(3) 都福祉保健局（島しょ保健所）

- ① 毒物、劇物施設に係わる対応措置に関する事項
- ② R I 使用医療機関に係わる対応処置に関する事項

3. 事業所防災計画の作成

強化地域以外の事業所であっても、警戒宣言発令時の対応措置に関して消防計画、共同防火管理協議事項、予防規程及び事業所防火計画において、次の項目について検討し、定めておくこととし、町（消防本部）は指導するものとする。

(1) 防災体制の確立

自主防災体制の編成、警戒体制の確立及び防災要員の配備

(2) 情報の収集伝達等

- ① テレビ、ラジオ、防災行政無線等による情報の把握
- ② 顧客、従業員等に対する迅速かつ正確な情報の伝達
- ③ 不特定多数の者が利用する施設における混乱の防止

(3) 安全対策面からの営業の方針

- ① 施設の営業の中止または自粛
- ② 営業方針または任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策
- ③ その他消防計画等に定める事項の徹底

(4) 出火防止及び初期消火

- ① 火気使用設備器具の使用制限
- ② 危険物、薬品等の安全措置
- ③ 消防用設備等の点検
- ④ 初期消火態勢の確保

(5) 危害防止

商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

第3節 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言時の情報伝達体制の確立に重点を置く防災訓練が必要となるが、各機関別の実施方法は、次のとおりである。

区分	機関	内 容
町の訓練	町（防災対策室、各課）	<p>警戒宣言時において、町は、その地域における防災機関として、迅速かつ的確な防災措置を講ずる責務がある。</p> <p>このため、警戒宣言時における防災活動の円滑を期するため、特に住民に対する情報伝達に重点を置いた訓練を実施する。</p> <p>そのために、必要な組織及び実施方法等に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会をとらえ訓練を実施し、実践的能力のかん養に努める。</p> <p>特に、島しょ部である当町では、津波情報伝達訓練など地域の実情に合わせた訓練を実施する。</p> <p>1. 参加機関</p> <p>(1) 町</p> <p>(2) 地域住民及び事業者</p> <p>(3) 都及び防災機関</p> <p>2. 訓練項目</p> <p>(1) 非常招集訓練</p> <p>(2) 災害対策本部運営訓練</p> <p>(3) 情報伝達訓練</p> <p>(4) 現地訓練</p> <p>(5) 避難行動要支援者等避難誘導訓練</p> <p>(6) 津波警報等情報伝達訓練</p>
消防訓練	町（消防本部）	警戒宣言時における防災体制の迅速・的確な確立を図るため、町と共同して消防団を含めた訓練を行う。
警備・交通対策訓練	大島警察署	<p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため、防災関係機関、地域住民及び事業所等と協力して訓練を行う。</p> <p>また、町が実施する防災訓練、さらに、都と町が合同で実施する総合防災訓練に参加するものとする。</p>
その他防災機関訓練	東京電力パワーグリッド(株)大島事務所	警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資機材の整備、点検等を主たる内容とする防災訓練を年1回以上実施する。また、町が実施する防災訓練に参加する。
	NTT東日本東京西支店設備部門伊豆大島サービスセンター	警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資機材の整備、点検等や重要通信確保等の業務についての防災訓練を年1回以上実施する。また、町が実施する防災訓練に参加する。
	その他の防災機関	警戒宣言時の対応措置の円滑化を図り、関係機関及び住民の自主防災体制との強調態勢の強化を目的として、年1回以上防災訓練を実施する。また、町が実施する防災訓練に参加する。

第4章 東海地震に関する調査情報（臨時）・注意情報発表時から警戒宣言が 発せられるまでの対応措置

項目	町担当	関係機関
第1節 東海地震調査情報（臨時）発表時の対応	防災対策室	
第2節 東海地震注意情報発表時の対応	防災対策室、各課、消防本部、消防団、災害情報センター	各防災関係機関、大島警察署

気象庁は、東海地域で常時監視している観測データに異常が認められた場合、段階的に「調査情報」「注意情報」を発表することとなっており、これらの情報に応じて実施すべき措置を定める。

第1節 東海地震調査情報（臨時）発表時の対応

当該情報が発表された場合、町（防災対策室）は次のとおり対応する。

情報名	内 容	町 の 対 応
東海地震調査情報（臨時）	・東海地域の観測データに通常と異なる変化が認められた場合にその変化の原因について調査の状況が発表される。 また、本情報を発表後に東海地震発生のおそれが無くなったと認められた場合、その旨が発表される。	防災対策室職員は、都や関係機関から情報収集を行うとともに、必要に応じて庁内放送等により職員に情報を提供する。

国、都、町では情報収集の体制をとるが、住民は、防災行政無線放送、テレビやラジオの情報に注意しつつ、平常どおりの生活を送る。

第2節 東海地震注意情報発表時の対応

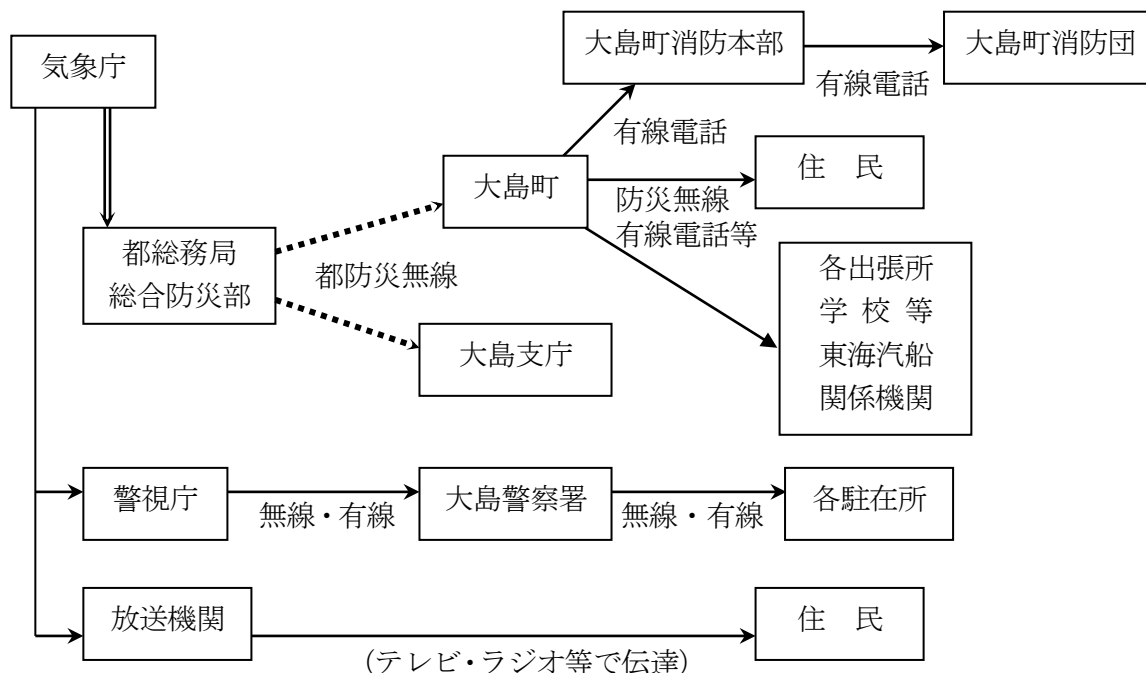
町（防災対策室）及び防災関係機関は、東海地震注意情報（以下「注意情報」という。）が伝達された場合、担当職員の緊急参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。

情報名	内 容	町の対応
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。	第3部 第1章「活動態勢」を準用し、必要に応じて職員を招集する。

1. 関係機関への伝達系統

注意情報の伝達経路及び伝達方法は次のとおりとする。また、各機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとする。

別図 東海地震に関連する情報の連絡伝達系統図



2. 情報の伝達態勢

区分	機関
町 (消防本部を除く)	1. 勤務時間内 (1) 防災対策室長（不在の場合は防災対策室職員）は、都総務局総合防災部から注意情報の伝達を受けたときは、ただちにその旨を町長、副町長、教育長及び各課長（議会事務局長、会計室長を含む。）に伝達する。 (2) 各課長は、課内職員に伝達するとともに、所管の出先事業所等に伝達する。 (3) 町教育委員会は、町立学校に対し情報を伝達する。 (4) 町内の社会福祉施設には、各所管課を通じて伝達する。 (5) 住民への伝達は、報道が開始された後に防災行政無線放送、広報車により行うものとする。また、混乱防止のうえで、特に必要と認めた場合は、冷静な行動を促す広報を実施する。 2. 勤務時間外 都総務局総合防災部から注意情報の伝達を受けた宿日直者は、ただちに、防災対策室長（不在の場合は防災室職員）に伝達し、防災対策室長は、町長、副町長、教育長及び各課長に伝達する。 職員への伝達は、「休日・夜間等の非常配備態勢緊急連絡網」によって行う。
町 (消防本部)	消防本部は、防災対策室長から注意情報の伝達を受けたときは、部内職員及び消防団長、各分団へ伝達する。
大島警察署	大島警察署は、警視庁から注意情報の伝達を受けたときは、ただちにその旨を署内及び駐在所へ伝達する。
その他の防災機関	注意情報の伝達を受けたときは、その旨を部内に伝達する。

3. 伝達事項

町（防災対策室、消防本部）及び防災関係機関は、注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとることを併せて伝達する。

注意情報の解除を伝える発表がされた場合は、活動態勢ならびに緊急措置を解除する旨の指示を速やかに伝達する。

4. 活動態勢

町及び防災関係機関は、注意情報を受けた場合、町本部等の設置準備のため必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え、必要な防災活動を行うものとする。

機 関	内 容
町 (消防本部を除く)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 町本部の設置準備 町（防災対策室）は、注意情報の発表があった場合は、ただちに情報連絡体制をとるとともに、町本部設置の準備を行う。 2. 職員の配備態勢 職員の配備態勢は、第2非常配備態勢とする。なお、職員招集は、事前に定めてある「緊急連絡網」により指示するものとする。 3. 所掌事務 町本部が設置されるまでの間、各地区に参集した職員は、関係機関の協力を得て次の事務を行う。 (1) 注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 都及び防災関係機関との連絡調整
町 (消防本部)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全消防職員の非常招集 2. 町本部との協働体制の確立 3. 関係機関からの情報収集体制の確立 4. 出火防止、初期消火等の広報の準備 5. その他消防活動上必要な情報の収集
大島警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現場警備本部の設置 大島警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。 2. 署員の参集 署員は、注意情報発表の事実を知ったときは、速やかに自署所属に参集する。
大島町消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消防団員の配備態勢は、役員配備態勢とする。 2. 消防団本部の設置 3. 関係機関からの情報収集体制の確立 4. その他必要な事項
NTT東日本 東京西支店設 備部門伊豆大 島サービスセ ンター	<ol style="list-style-type: none"> 1. 防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。 (1) 通話量等通信疎通状況の監視 (2) 電力機器通信疎通状況の監視 (3) ふくそう発生時の重要通信確保のための規制措置等 (4) 電話利用の自粛等広報活動
その他の機関	関係機関は、要員を非常召集し、待機態勢をとるものとする。

5. 広報の内容

注意情報は、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表されるものであり、この時期はデータ分析を行っている段階である。このため、この時期の広報は、社会的混乱を防止するため、住民等に対し注意情報の内容とその意味を分かりやすく周知し、住民の冷静な対応を呼びかける内容の広報を行う。

6. 混乱防止措置

町及び防災関係機関は、注意情報が発表されたときは、混乱発生を防止するため、次の措置を実施する。

機 関	内 容
町 (災害情報 センター)	1. 対応措置の内容 （1）混乱防止に必要な情報の報道機関への発表 （2）防災関係機関等が実施する混乱防止の連絡調整及び実施の推進 （3）その他必要事項 2. 対応機関 町各地区に参集した職員と都及び防災関係機関の協力を得て対処する。
大島警察署	1. 情報の収集と広報活動 注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努めるとともに、住民や運転者等に対して冷静な対応を呼びかける。
N T T 東日本 東京西支店設 備部門伊豆大 島サービスセ ンター	注意情報発表後に伴い、住民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。 その際には、防災関係機関の重要な通信を確保することを基本に、次により措置する。 1. 防災関係機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は最優先に確保する。 2. 電話が著しくかかりにくくなった場合は、一般の通話の利用制限を行う。 3. 一般の通話の利用制限を行った場合でも、重要機関等及び街頭公衆電話（緑色、グレー）からの通話は確保する。

第5章 警戒宣言時の対応措置

項目	町担当	関係機関
第1節 活動態勢	各課	
第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達	災害情報センター、消防本部	各防災関係機関、大島警察署
第3節 消防対策及び危険物対策	消防本部、消防団	大島警察署
第4節 津波対策	—	—
第5節 警備対策及び交通対策	建設課	大島警察署、大島支庁
第6節 公共輸送対策	災害情報センター、観光産業課	大島旅客自動車、タクシー・ハイヤー、バス会社、大島警察署、東海汽船、大島支庁
第7節 学校、医療施設、福祉施設対策	教育文化課、福祉けんこう課、住民課	教育庁大島出張所、島しょ保健所大島出張所
第8節 不特定多数の者の集まる施設の対策	各課	
第9節 電話、通信対策		NTT東日本
第10節 電気、上水道対策	水道環境課	東京電力パワーグリッド
第11節 生活物資対策	観光産業課、災害情報センター	都
第12節 金融対策	災害情報センター、税務課	
第13節 避難対策	防災対策室	大島支庁
第14節 救援・救護対策	—	—

町は地震対策強化地域に指定されていないが、警戒宣言が発せられたときは、社会的混乱の発生防止のため、的確な対応措置を講ずる。

第1節 活動態勢

1. 町の活動態勢

(1) 町本部の設置

町長（町本部長）は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき、町本部を設置するものとする。

(2) 設置場所

町本部は、大島町役場2階応接室に設置する。

(3) 本部の組織

本部の組織は、災害対策基本法、大島町災害対策本部条例、大島町災害対策本部条例施行規則の定めるところによるが、その組織は、第3部 第1章 第4節「災害対策本部の組織及び運営」を準用する。

(4) 本部の所掌事務

- ① 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集、伝達
- ② 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- ③ 生活物資等の動向及び調達準備態勢の決定
- ④ 防災機関の業務に係る連絡調整
- ⑤ 住民への情報提供

(5) 配備態勢

- ① 警戒宣言時における町本部の非常配備態勢は、原則として第2非常配備態勢とする。
- ② 消防長は、全消防職員を消防本部に召集するものとする。

(6) 消防団の活動態勢

消防団長は、町本部及び消防長の要請により、団本部を消防本部内に設置し、消防団員を各分団詰所に出動させる。

2. 防災関係機関等の活動態勢

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、都地域防災計画及び町地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、都及び町が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。
- (2) 指定地方行政機関等は、上記(1)の責務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配置ならびにサービスの基準を定めておくものとする。
- (3) 町内の公共的団体または防災上重要な施設の管理者は、この編に定めるところにより防災対策を実施するとともに、都及び町が実施する防災対策が円滑に行われるよう協力するものとする。

3. 防災関係機関の相互協力

警戒宣言時の防災活動は、単一の防災機関のみでは十分でない場合もあることから、各防災関係機関は平素から関係機関と協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力態勢を確立しておくものとする。

4. 東京都への協力要請

防災関係機関等の長及び代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し、もしくは応援を求めようとするとき、または、町もしくは他の防災機関等の応援あつ旋を依頼しようとするときは、都総務局総合防災部に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭または電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつ旋を求める理由）
- (2) 応援を希望する機関名（応援のあつ旋を求めるときのみ）
- (3) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (4) 応援を必要とする日時、期間
- (5) 応援を必要とする場所
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項

第2節 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

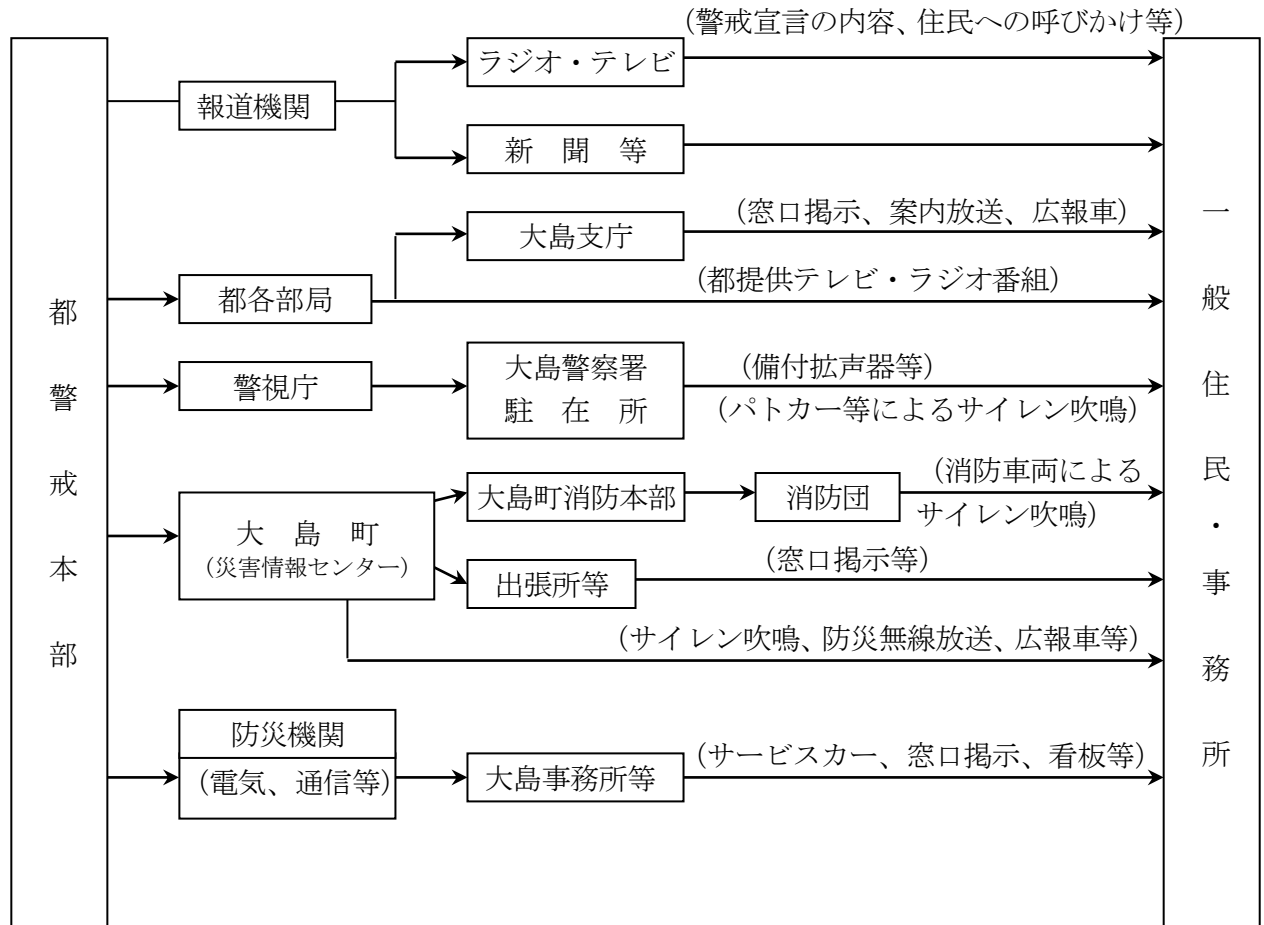
防災関係機関は、警戒宣言及び地震予知情報が発せられた場合は、関係機関に迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施する。

1. 警戒宣言の伝達等

(1) 関係機関への伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の住民への伝達経路及び伝達手段は、次の表のとおりとする。

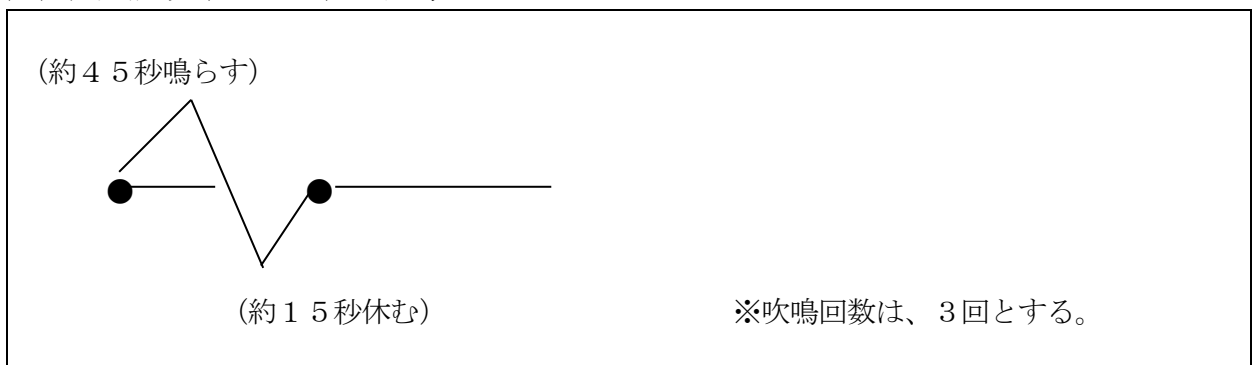
○住民に対する警戒宣言の伝達系統及び伝達手段



(2) 伝達態勢

機 関	内 容
町 (災害情報センター)	<p>1. 町は、都総務局総合防災部から警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、ただちにその旨を、防災行政無線、電話及びその他の手段により、町の各課、出張所に伝達するとともに、町教育委員会及び住民課を通じて、町立小中学校・保育園、社会福祉施設等に伝達する。</p> <p>2. 一般住民に対しては、防災行政無線放送及び大島警察署、消防団等の協力を得て、サイレンの吹鳴による防災信号及び広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。</p> <p>3. 勤務時間外における伝達態勢は、都夜間防災連絡室を通じて行われる。この場合、宿直者から防災対策室長（不在の場合は防災対策室職員）を通じて町長、副町長、教育長及び各課長に伝達する。</p>
大島警察署	<p>1. 大島警察署は、警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、ただちにその旨を警察電話、警察無線及びその他の手段により、署内及び駐在所へ伝達する。</p> <p>2. 大島警察署は、町に協力し、パトカー等所有車両のサイレンの吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>
大島町 消防本部	<p>大島町消防本部は、町から警戒宣言及び地震予知情報等の通知を受けたときは、全消防職員に伝達する。また、大島町消防団長にもその旨を伝達するとともに、消防団と協力して、消防車等のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。</p>
その他の 防災機関	<p>都総務局総合防災部または町から通報を受けたときは、ただちにその旨を部内各部課及び出先機関へ伝達するとともに、特に所管の業務上伝達が必要な機関、団体事業者及び施設の利用者に周知する。</p>

(3) 防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



(4) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ① 警戒宣言の内容
- ② 大島町での予想震度
- ③ 津波に関する情報
- ④ 防災対策の実施の徹底
- ⑤ その他特に必要な事項

2. 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、様々な社会的混乱が考えられる。これらに対処するため、テレビ・ラジオ等による広報のほか、町及び防災関係機関の広報は、都に準じて行うこととし、次のとおり広報活動を実施する。

(1) 町（災害情報センター）の広報

① 広報項目

- ア. 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ. それぞれの地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼びかけ
- ウ. 防災措置の呼びかけ
- エ. 住民及び事業所の取るべき防災措置
 - (ア) 火の注意 (イ) 水の汲み置き (ウ) 家具の転倒防止等
- オ. 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

② 広報の実施方法

防災行政無線放送、広報車及び自主防災組織等を通じて広報活動を行うものとする。

(2) 防災関係機関の広報

① 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目は、都及び町の広報に準じて行うものとする。

- ア. 住民及び施設利用者に対する警戒宣言の内容の周知徹底
- イ. 各防災機関の措置状況ならびに住民及び施設利用者に対する協力要請

② 広報の実施方法

- ア. 各防災機関は、従業員、顧客、町民等に対する情報伝達方法を具体的に定めておく。
- イ. この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等実態のあった伝達方法を工夫する。
- ウ. 顧客等への伝達は、反復継続して行う。
- エ. 広報文はあらかじめ定めておく。

第3節 消防対策及び危険物対策

1. 消防対策

町（消防本部及び消防団）は、警戒宣言時に次の対策を実施する。

(1) 活動体制

- ① 正確な情報の収集及び伝達
- ② 火災、水防等の防除のための警戒
- ③ 津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難のための立ち退きの指示及び避難誘導ならびに避難路の確保
- ④ 火災発生の防止、初期消火についての住民の広報
- ⑤ 自主防災組織等の防災活動に対する指導
- ⑥ 地震防災応急対策の実施の指導
- ⑦ 迅速な救急救助のための体制確保

(2) 住民に対する呼びかけ

事 項	内 容
情 報 の 把 握	テレビ、ラジオや消防、警察、町からの情報の注意
出 火 防 止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理整頓の確認及び危険物類の安全確認
初 期 消 火	消火器、三角バケツ、消火用水等の確認
危 害 防 止	1. 家具類、ガラス等の安全確保 2. ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置

(3) 事業所に対する呼びかけ

事 項	内 容
防災体制の確立	自主防災体制の編成、警戒体制の確立及び防災要員の配備
情報の収集伝達等	1. テレビ、ラジオ等による情報の把握 2. 顧客、従業員等に対する迅速正確な情報の伝達 3. スーパー等の不特定多数の者を収容する施設に対する混乱の防止 4. 顧客、従業員等に対する安全の確保
営業の継続・停止及び従業員の退社等	1. 不特定多数の者を収容する施設に対する営業の自粛 2. 近距離通勤者に対する徒歩帰宅の指示 3. その他消防計画等に定める事項の徹底
出火防止及び初期消火	1. 火気使用設備器具の使用制限 2. 危険物、薬品等の安全措置 3. 消防用設備等の点検 4. 初期消火態勢の確立
危 害 防 止	商品、設備器具等の転倒、落下防止措置

2. 危険物対策

(1) 石油類等危険物の取扱い施設

所 管 機 関	内 容
町（消防本部）	<p>予防規程または事業所防災計画に基づき対応を図るほか、次の措置について実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 操業の制限、停止 2. 流出拡散防止資器材等の点検、配置 3. 緊急遮断装置の点検、確認 4. 火気使用の制限または禁止 5. 消火設備等の点検、確認

(2) 化学薬品等取扱い施設

所 管 機 関	内 容
町（消防本部）	<p>学校、医療機関等の事業所に対して、消防計画による対応を図るよう指導するほか、次の措置を実施するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 転倒、落下、流出拡散防止等の措置 2. 引火または混合混触等による出火防止措置 3. 化学薬品等の取扱いの中止または制限 4. 火気使用の中止または制限 5. 消防用設備等の点検、確認等

(3) 危険物輸送

所 管 機 関	内 容
大島警察署	1. 危険物取扱業者等に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請 2. 危険物及び保管施設に対する警戒強化
町（消防本部）	消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所に対し、次の措置を実施するよう指導する。 1. 出荷、受入れを制限するかまたは停止 2. 輸送途上における遵守事項の徹底

第4節 津波対策

警戒宣言発令時における東海地震予知情報の内容が、津波被害の発生を予想するものであった場合における対策については、「津波対策編」を準用する。

第5節 警備対策及び交通対策

1. 警備対策

機 関	内 容
大島警察署	1. 警備部隊の編成 大島警察署長は、必要な部隊を編成し、警備にあたる。 2. 警備部隊の配置 混乱のおそれのある場所、主要交差点、港等の実態を考慮し、必要により部隊を要点等に配備する。 3. 治安維持活動 通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。 (1) 正確な情報の収集ならびに伝達を図り、住民の不安要素を解消する。 (2) 不法事案の予防及び取締りを実施する。 4. 津波に対する警戒活動 大島警察署は、津波警報等の発令を待つことなく、あらかじめ定めた警戒場所に要員を配置し、調査にあたるものとする。 5. 避難誘導活動 (1) 地震発生から津波の襲来まで時間的余裕のない場合が多いので、避難の勧告・指示及び避難誘導は迅速・的確に行う。 (2) 津波避難場所に選定された高台の場所への自主的避難を行わせる。 (3) 避難誘導にあたっては、防災行政無線放送、パトカー、サイレン等を有効に活用して活発な広報活動を行い、混乱による事故等の防止にあたる。

2. 交通対策

(1) 交通対策の基本的方針

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、防災関係機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急輸送の円滑を図るとともに、地震が発生した

場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。

基本方針	1. 島内での車両の走行は、できる限り抑制する。 2. 海岸付近への車両の進入は、できる限り制限し、状況により通行禁止とする。 3. 緊急交通路については、優先的にその機能の確保を図る。
------	---

(2) 運転者のとるべき措置

警戒宣言時に運転者等のとるべき措置の周知徹底に努める。

① 走行中の運転者がとるべき措置

ア. 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、走行速度を一般道路では時速20kmに減速すること。

イ. カーラジオ等で地震情報、交通情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動する。

ウ. バス、タクシー及び住民生活上走行が必要とされる車両は、あらかじめ定められた計画等に従って安全な方法で走行する。

エ. 危険物等を運搬中の車両は、法令で定められている安全対策を速やかに実行する。

オ. 現場警察官の指示に従う。

② 駐車中の運転者のとるべき措置

ア. 道路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後は、できる限り使用しない。

イ. 道路上に駐車中の車両は、速やかに駐車場、空き地等に移動する。やむを得ずそのまま道路上に継続して駐車するときは、道路左側に寄せエンジンを切る。この場合エンジンは付けたままにして窓を閉め、ドアのロックはしない。

ウ. 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられても原則として避難する必要はないが、避難を要する場合でも車両は使用しない。

③ 交通規制

警戒宣言が発せられた場合は、津波による被害が発生するおそれのある道路は、車両の通行を制限、または通行禁止とする。

④ 交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を主要交差点等に配置し、必要により交通検問所を設置する。

⑤ 緊急通行車両等の確認等

緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

3. 道路管理者のとるべき措置

機 関	内 容
大島支庁	1. 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられたときには、地震発災時に交通の障害となるおそれのある都道の損傷等について、緊急特別点検を行う。 2. 工事中の都道についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。

機 関	内 容
町 (建設課)	<p>1. 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられたときには、関係機関と連絡を保ち、地震発災時に交通の障害となるおそれのある町道の損傷等について、緊急特別点検を実施する。</p> <p>2. 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中止して安全対策を確立し、緊急車両等の円滑な通行の確保を図る。</p>

第6節 公共輸送対策

1. バス、タクシー等対策

(1) 情報伝達

乗務員は、防災行政無線放送、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、ただちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機 関	内 容
大島旅客自動車	<p>1. 路線バス</p> <p>(1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>(2) 運行計画</p> <p>① 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路20km）を行う。</p> <p>② 減速走行及び交通渋滞等により、ダイヤが遅延した場合、その状況に応じて間引き運行の措置をとる。</p> <p>③ 危険箇所や津波危険予想地域等を通る路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。</p> <p>④ 警戒宣言発令の翌日以降については、上記①～③により運行するが、交通状況の変化等に応じた措置をとる。</p> <p>⑤ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により運行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>2. 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
タクシー・ハイヤー (個人等)	<p>タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。</p> <p>また、警察署等の規制に従い、津波危険予想地域等の通行を避けつつ、減速走行（20km）を行う。</p>

(3) 混乱防止措置

① 旅客の集中による混乱を防止するため、町（災害情報センター）、大島警察署、バス会社等は、住民や事業所に対する広報及び指導・協力を実施する。

- ② 当町において、バスが運行を停止する場合には、観光客等を安全な避難施設に搬送する等の安全対策を講ずる。

2. 船舶対策

(1) 情報伝達

船舶に対する警戒宣言及び予知情報の伝達方法は、次のとおりとする。

機 関	内 容
東海汽船	1. 運航管理者（本社応急対策部長）または副運航管理者（現地応急対策部長）より船長に伝達する。 2. 本社及び支店の旅客対策部長ならびに船長は、乗船待合所の旅客及び船内の旅客に対し速やかに伝達し、周知する。

(2) 運航措置

旅客船の運航についての指導及び運行方法は次のとおりとする。

機 関	内 容																										
東海汽船	1. 非強化地域を寄港地として強化地域に向かう次の航路については、警戒宣言が発せられた場合、原則として非強化地域まで運航し、強化地域への運航は中止する。																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>出発点</th> <th>到着点</th> <th>主たる船舶</th> <th>総トン数</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">東 京</td> <td>大 島</td> <td>さるびあ丸</td> <td>4,973 トン</td> <td>816 名</td> </tr> <tr> <td>利 島</td> <td>セブンアイランド 愛</td> <td>280</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>新 島</td> <td>〃 虹</td> <td>281</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>式根島</td> <td>〃 友</td> <td>164</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>神津島</td> <td>〃 大漁</td> <td>165</td> <td>254</td> </tr> </tbody> </table>	出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定 員	東 京	大 島	さるびあ丸	4,973 トン	816 名	利 島	セブンアイランド 愛	280	255	新 島	〃 虹	281	255	式根島	〃 友	164	255	神津島	〃 大漁	165	254
	出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定 員																						
	東 京	大 島	さるびあ丸	4,973 トン	816 名																						
		利 島	セブンアイランド 愛	280	255																						
		新 島	〃 虹	281	255																						
		式根島	〃 友	164	255																						
		神津島	〃 大漁	165	254																						
	2. 強化地域を寄港地として非強化地域に向かう次の航路については、警戒宣言が発せられた場合、強化地域に向かっているときは原則としてただちに運航を中止し、非強化地域に向かっているときは運航を継続する。																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>出発点</th> <th>到着点</th> <th>主たる船舶</th> <th>総トン数</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">東 京</td> <td>三宅島</td> <td rowspan="2">橘丸</td> <td rowspan="2">5,681 トン</td> <td>596 名</td> </tr> <tr> <td>八丈島</td> <td>(近海区域)</td> </tr> </tbody> </table>	出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定 員	東 京	三宅島	橘丸	5,681 トン	596 名	八丈島	(近海区域)														
出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定 員																							
東 京	三宅島	橘丸	5,681 トン	596 名																							
	八丈島			(近海区域)																							
3. 強化地域に向かう次の航路については、警戒宣言が発せられた場合、原則としてただちに運航を中止する。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>出発点</th> <th>到着点</th> <th>主たる船舶</th> <th>総トン数</th> <th>定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">大 島</td> <td>熱 海</td> <td>セブンアイランド 愛</td> <td>280 トン</td> <td>255 名</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">伊 東</td> <td>〃 虹</td> <td>281</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>〃 友</td> <td>164</td> <td>255</td> </tr> <tr> <td>〃 大漁</td> <td>165</td> <td>254</td> </tr> </tbody> </table>	出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定 員	大 島	熱 海	セブンアイランド 愛	280 トン	255 名	伊 東	〃 虹	281	255	〃 友	164	255	〃 大漁	165	254							
出発点	到着点	主たる船舶	総トン数	定 員																							
大 島	熱 海	セブンアイランド 愛	280 トン	255 名																							
	伊 東	〃 虹	281	255																							
		〃 友	164	255																							
		〃 大漁	165	254																							

(3) 強化地域周辺海域の津波に対する措置

機 関	内 容
東海汽船	1. 警戒宣言または地震予知情報により津波のおそれがあるときは、広い海域へ避難し、航走、漂泊または錨泊のうえ、所要の保安措置を講ずる。 2. 狭い水道や港口付近を航行中、津波が来襲すると圧流による偏位や蛇行の変化により乗揚、衝突等の危険も考えられるので、見張、船位確認の徹底等十分な保安措置を講ずる。 3. 錨泊中津波が来襲すると、振廻や走錨により他船との接触や乗揚等の危険も考えられるので、錨鎖の伸長、第二錨の使用、機関用意等の措置を講ずる。

(4) 混乱防止措置（滞留旅客避難誘導）

町（観光産業課）は、東海汽船と連携を取り、船客等の滞留旅客に対する避難誘導、食料のあっ旋等必要な対策を講ずる。

3. 航空機対策

大島支庁港湾空港管理事務所は、次の対策を講ずる。

(1) 情報伝達

- ① 空港内航空会社等に対して、警戒宣言及び予知情報等を伝達する。
- ② 空港内の乗客に対する警戒宣言及び予知情報等の伝達は、各航空会社を通じて行う。
- ③ 伝達ルート

(2) 運航対策、空港施設の保安措置

警戒宣言が発せられた場合、航空機の安全と運航を確保するため、次の措置をとる。

- ① 航空会社に対して航空機自体の保安対策及び乗降客の安全誘導を要請する。
- ② 滑走路、誘導路、エプロン等の点検を実施する。
- ③ 国の管制機関相互の調整を図る。
- ④ 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底を図る。

第7節 学校、医療施設、福祉施設対策

1. 学校（小・中学校、高等学校）

町（教育文化課）及び都（教育庁大島出張所）は、各学校と連携して次の対策を講ずる。

(1) 注意情報発表時の対応

① 児童・生徒等に対する伝達と指導

学校は、注意情報が報道機関により報道された後、適切な時期に学級指導・ホームルームに授業を切りかえ、注意情報が発表されたことを伝達し、地震・津波に対する注意事項、警戒宣言が発せられた場合の対応措置、解除宣言後または地震後の授業の再開等について説明する。

児童・生徒等の安全を図る指導にあたり、警戒宣言が発せられた場合、ただちに、あらかじめ定めた下校計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

② 注意情報が発表されたときの学校における対応措置の保護者への周知

注意情報が報道されると、児童・生徒等の保護者がただちに引取りに来校する事態が予想される。

学校においては、注意情報が発表された段階では授業を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業を中止して帰宅の措置をとる。

したがって、学校は平素から、保護者に対して学校の対応策を周知徹底しておく。

特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に児童・生徒等をただちに引取りにできる準備を整えるように打ち合わせておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、注意情報の報道で保護者が引取りに来校した場合は、校長の責任において臨機の措置をとる。

(2) 警戒宣言時の対応

① 在校時

ア. 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休校の措置をとる。

イ. 警戒宣言が発せられた後、児童・生徒等を、計画に従って帰宅させる。

機 関	内 容
小学校	あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者または保護者の委任した代理人（以下「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校において保護する。
中・高等学校	個々に、帰宅経路手段（徒歩、自転車、バス）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させる。帰宅にあたっては、路線バスの運行状況を確認したうえで、下校計画に従って必要な措置をとる。
小・中学校 特別支援学級	保護者に引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校において保護する。 心身の障害により、帰宅所要時間等を考慮し、注意情報の発表の段階で、学校から保護者に引渡し緊急連絡を行うなど、早い段階での対応措置をとる。

② 校外指導時

ア. 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の対策本部の指示に従う。

また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を町教育委員会または所轄庁に報告するとともに、保護者へ周知する。

イ. 遠足等の場合は、原則として即時帰校の措置をとる。帰校後、児童・生徒等を在校時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。

町教育委員会への報告、保護者への連絡はア. と同様の措置をとる。

(3) 学校におけるその他の対応策

① 児童・生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

② 学校に残留し保護する児童・生徒等のために必要な飲料水、食料、寝具等については、あらかじめ予想される数量を把握し、町教育委員会と各学校で協議して準備するか、または地

域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。

- ③ 残留する児童・生徒等の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- ④ 残留する児童・生徒の数、校外指導時にとった措置等の必要な事項を、町教育委員会または所管庁へ報告する。

(4) 警戒解除宣言の連絡等

- ① 警戒解除宣言は、ラジオ、テレビ、町の防災行政無線放送等によって得るものとする。
- ② 解除後の授業の再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

2. 医療施設

町（福祉けんこう課）は、各医療機関における次の対策を推進する。

(1) 診療体制

医療施設の外来診療については、可能な限り平常通り診療を行い、職員の確保は、あらかじめ定められた方法によって行う。

入院患者については、担当医師の判断により、退院の許可を与える。

なお、検査等については、医師が状況に応じて、適切に対処するものとする。

(2) 防災措置

医療施設には、医薬品類等危険なものが多数あるので、発災による被害の防止または軽減を図るため、次の防災措置を講ずる。

- ① 建物、設備の点検・防災措置
- ② 危険物の点検・防災措置
- ③ 落下物の防止
- ④ 非常用設備、備品の点検及び確保
- ⑤ 職員の分担事務の確認
- ⑥ 備蓄医薬品の点検・防災措置

(3) その他

収集された情報は、患者に不安を与えないよう、必要に応じ、適宜伝達する。

3. 社会福祉施設等

町（住民課、福祉けんこう課）は、各社会福祉施設における次の対策を推進する。

(1) 保育園・通所施設

① 園児・利用者の取扱い

ア. 園児・利用者は、名簿を確認のうえ、保護者・家族等に引き渡す。

なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等において保護するよう依頼する。

イ. 引き取りのない利用者、または身体が不自由で急な移動が困難な利用者については、施設で保護する。

② 防災措置

ア. 施設設備の点検

イ. ライフラインの確認

ウ. 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

エ. 食料、飲料水、ミルク等の確保

オ. 医薬品の確保

③ その他

ア. 園児・利用者の引き取りに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

イ. 職員・園児・保護者等の防災教育を行う。

(2) 入所施設

利用者は、施設内で保護する。このため施設は次の措置を講ずる。

- ① 施設設備の点検
- ② ライフラインの確認
- ③ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止
- ④ 食料、飲料水の確保
- ⑤ 医薬品の確保
- ⑥ 利用者の家族等に対する連絡手段の確保
- ⑦ 利用者、家族等に対する施設側の対応方法の周知
- ⑧ 関係機関との緊密な連絡・連携

第8節 不特定多数の者の集まる施設の対策

不特定多数の者が集まる町の施設については、混乱防止及び安全確保の見地から、町（各課）は次の対応措置を講ずる。

町	<p>団体が利用している場合、警戒宣言が発せられると同時に主催責任者と協議のうえ、閉館する。また、施設利用者に対する警戒宣言の情報は、混乱をきたさないよう十分注意し、直接口頭で伝達する。</p> <p>職員の誘導により退館させ臨時休館とし、施設の安全を確認のうえ、保安要員を確保する。</p>
---	--

第9節 電話、通信対策

NTT東日本は、次の対策を推進する。

1. 警戒宣言時のふくそう防止措置

機関	区分	内 容
NTT東日本東京西支店設備部門伊豆大島サービスセンター	電 話	<p>宣言が発せられた場合、通信の疎通が著しく困難となることが予想されるため、防災関係機関等の重要通話の優先確保とともに、一般通話を可能な限り確保することを基本に、次のとおり必要な措置を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 確保する業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 (2) 公衆電話（緑色、グレー）からの通話 (3) 非常、緊急扱い通話（交換手扱いの通話） 2. 可能な限りにおいて取り扱う業務 <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般加入電話からのダイヤル通話 (2) 100番通話（手動通話を含む） (3) 一般電報の発信及び電話による配達 (4) 営業窓口 (5) 防災関係機関等から緊急な要請への対応 <ol style="list-style-type: none"> ア. 故障修理 イ. 臨時電話、臨時専用回線等の開設 <p>（注）ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。</p>
	電 報	<p>警戒宣言が発せられた場合、次の業務及び関連する規程に基づき、通信の疎通等に係る業務を適切に運用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 確保する業務 <p>非常、緊急扱い電報</p> 2. 可能な限りにおいて取り扱う業務 <p>一般電報の発信及び電話による配達</p> <p>（強化地域に着信する電報は、遅延承認のもとに限る。）</p>

2. 広報措置の実施

機 関	内 容
NTT東日本東京西支店設備部門伊豆大島サービスセンター	<p>警戒宣言が発せられたとき等において通話がふくそうし、一般通信について利用制限等の措置を行った場合、または会社の業務について変更した場合、地域のお客様等に対し、テレビ、ラジオ及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通信の疎通状況及び利用制限等の措置状況ならびに代替となる通信手段 2. お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言ダイヤルの準備状況を含む。） 3. 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況 4. 電報の受付及び配達状況 5. 営業窓口における業務実施状況 6. その他必要とする事項

3. 防災措置の実施

機 関	内 容
NTT東日本 NTT西日本 NTT支店 NTT設備部 NTT伊豆大島サービスセンター	<p>警戒宣言が発せられた場合、大規模地震及び津波防災応急対策は、次のとおり実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 警戒宣言等の伝達 2. 警戒宣言のお客様への周知 3. 対策要員の確保 4. 社外機関との協調 5. お客様及び社員等の安全確保 6. 地震・津波防災応急対策業務の実施

第10節 電気、上水道対策

1. 電 気（東京電力）

東京電力パワーグリッド(株)は、次の対策を講ずる。

(1) 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

(2) 人員、資機材の点検確保

① 要員の確保

非常災害対策支部要員は、注意情報または警戒宣言が発せられたときは、速やかに所属する事業所に参集する。

なお、全ての事業所は、非常態勢を発令する。

② 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、非常災害対策支部は、工具、車両、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、地震予知情報に基づき、電力施設等に関する次に掲げる予防措置を講ずる。この場合において、地震発生危険性にかんがみ、作業上の安全に十分考慮する。

① 特別巡視及び特別点検等

地震予知情報に基づき、電力施設等に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

② 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、NTT、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

③ 応急安全措置

仕掛り工事及び作業中の各電力施設等については、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急安全措置を実施する。

2. 上水道

町(水道環境課)は、次の対策を講ずる。

(1) 飲料水の供給及び広報

警戒宣言時においても、町は、飲料水を平常どおり供給する。また、住民自らが当座の飲料水を確保し地震の発災に備えるよう、次の内容について広報を行う。

- ① 当座の飲料水のくみ置き及びトイレ用水等の生活用水確保の要請
- ② 地震発生後の避難にあたっての注意事項
- ③ 地震発生後の広報等の実施方法
- ④ 地震発生後における住民への注意事項

(2) 水道施設の点検確保体制

警戒宣言が発せられた場合は、ただちに発災に備えて町本部(建設部)としての態勢を整える。

水道環境課は、ただちに地震発生に備えて情報連絡、広報、水道施設の点検を強化し、必要な保安措置等を講ずるとともに、地震発生後の応急対策活動の準備を行う。

(3) 施設等の保安措置

- ① 浄水場においては、日常薬品類の適正な貯蔵に留意し、警戒宣言が発せられた後は、原則として搬入を行わない。
- ② 浄水場、配水池の水位をできるだけ高水位に維持し、くみ置きに対処しうるよう送配水圧を調整する。
- ③ 警戒宣言が発せられた後の保安点検は、あらかじめ定められた保安点検要領に従い実施する。
- ④ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講ずる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。

第11節 生活物資対策

1. 営業の確保

町(観光産業課)は、食料及び生活必需品を取り扱うスーパーマーケット、小売店等については、極力営業を継続するよう要請する。

2. 買い占め、売りおしめ防止の呼びかけ

町(災害情報センター)は、防災行政無線放送、広報車等を利用して、住民及び事業者等に対し、以下の広報を行う。

- (1) 事業者に対し、買い占め、売りおしめをしないよう呼びかけを行う。
- (2) 住民に対し、買い急ぎをしないよう呼びかけを行う。

3. 食料等の配布態勢

(1) 配布態勢

町(観光産業課)は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送、供給を行えるようにするための態勢をとる。

(2) 運搬計画

- ① 町（観光産業課）は、備蓄物資及び調達物資の輸送を確保するため、関係輸送業者に待機の態勢を要請する。
- ② 町（観光産業課）は、調達困難な食品、副食品及び生活必需品を都に要請する場合に備え、物資集積地を準備し、避難所等へ輸送できる態勢をとる。

(3) その他

町（観光産業課）は、即時調達態勢を確保するため、地元商工団体及び小売店等に物資の供給ができる態勢を整えるよう依頼する。

第12節 金融対策

1. 金融機関の業務確保と住民への周知

- (1) 警戒宣言が発せられた場合、金融機関は、原則として、平常通り営業を行うよう配慮する。
- (2) 金融機関においては、やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、預金の払い戻し業務については、できるだけ継続するよう配慮する。
- (3) 金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分配慮し、店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発せられたことをただちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて、店頭に掲示させること。
- (4) 町（災害情報センター）は住民に対して、金融機関の営業状況及び急いで預金を引き出す必要のないことを防災行政無線放送、広報車等により呼びかけを行う。

2. 町税の対応措置

町（税務課）は、次の措置を講ずる。

- (1) 警戒宣言が発せられたことによる混乱等が発生し、町税の申告や納税が困難な場合には、その期限の延長等について弾力的に対処する。
- (2) 警戒宣言が発せられた後、町の一部または全部の地域に災害が発生した場合には、町税の減免及び期限の延長等適切な措置を講ずる。

第13節 避難対策

原則として避難の必要はないが、特に危険が予想される島内の急傾斜地等の危険が伴う地域については、あらかじめ町長（防災対策室）が大島支庁協力のもと、避難対象地域の選定を行っておき、警戒宣言が発せられた場合、避難勧告を行い、安全な場所へ避難させるなどの対策を講ずることとし、第3部 第6章「避難対策」に準じて実施するものとする。

また、津波に係る避難対策については、「津波対策編」第6章「津波避難対策」に準ずるものとする。

第14節 救援・救護対策

救援・救護対策については、第3部 第5章「医療救護・遺体等の取扱い」及び第7章「水・食料・物資・輸送対策」に準ずるものとする。